
第 2 期 仁淀川町総合福祉計画 (令和6～11 年度)

住み慣れた地域で、
お互いに支えながら、
いきいきと暮らせ、
一人ひとりの “人” を大切にする町

令和6年3月
仁淀川町

第1部 総論	5
第1章 計画策定にあたって	6
1. 計画策定の主旨	6
2. 計画の位置づけ	7
3. 計画期間	9
第2章 仁淀川町の現状と重要課題	10
1. 人口・世帯・高齢化率の推移	10
2. 仁淀川町の重要課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本方針	17
第4章 計画の達成状況の点検及び評価	18
1. 点検及び評価の基本的な考え方	18
2. 点検及び評価体制	18
第2部 各論	19
I 第3期仁淀川町地域福祉計画	20
第1章 地域福祉計画をめぐる国・県の動向と重要課題	21
1. 地域福祉計画をめぐる新しい動向	21
2. 計画策定の背景と重要課題	25
第2章 基本目標と施策の体系	27
1. 基本目標	27
2. 施策の体系	28
3. 具体的施策の推進	29
II 仁淀川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	43
第1章 介護保険・高齢者福祉をめぐる国・県の動向	44
1. 基本的な考え方	44
2. 第9期計画にむけた3つの視点	45
第2章 介護保険事業の現状と重要課題	46
1. 介護保険認定者数、認定率、費用額の状況	46
2. 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析	48
第3章 前期計画目標の評価・実施状況	56
1. 基本目標1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり	56
2. 基本目標2 安心・安全な生活を送れる環境づくり	59

3. 基本目標3 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり	64
第4章 基本目標と施策の体系	68
1. 基本目標	68
2. 日常生活圏域の設定	69
3. 施策の体系	70
4. 具体的施策の推進	71
Ⅲ 仁淀川町障害者計画・第7期仁淀川町障害福祉計画・第3期 仁淀川町障害児福祉計画	94
第1章 障害福祉をめぐる国・県の動向	95
1. 「障害者基本法」の改正	95
2. 「障害者総合支援法」の改正	95
3. 「発達障害者支援法」の改正	97
4. その他の障害者施策をめぐる近年の動き	97
第2章 障害者（児）の現状と重点課題	99
1. 障害のある人の現状	99
2. 計画の推進に当たっての重点課題	104
第3章 障害者計画における基本目標と施策体系	105
1. 障害者計画における基本目標	105
2. 施策体系	107
3. 具体的施策の推進	108
第4章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標の評価・分析	114
1. 目標の評価・分析	114
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における目標	123
1. 目標の設定	123
第6章 障害福祉サービスの見込量とその確保方策	130
1. 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び方策	130
2. 地域生活支援事業の充実	138
3. 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策	146

IV 仁淀川町自殺対策計画	149
第1章 自殺対策をめぐる国・県の動向	150
1. 自殺対策計画をめぐる新しい動向	150
2. 自殺対策に係る国・高知県・町の経緯.....	151
3. 自殺総合対策大綱の概要	151
第2章 仁淀川町における自殺の現状と重要課題	153
1. 統計データでみる仁淀川町の自殺の現状.....	153
2. 現状からみえる重点課題	157
第3章 仁淀川町第1期自殺対策計画の目標の評価	159
1. 基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	159
2. 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	162
3. 基本施策3 町民への啓発と周知	163
4. 基本施策4 生きることの促進要因への支援	164
5. 基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育.....	167
第4章 基本認識と施策の体系	168
1. 自殺対策の基本認識.....	168
2. 基本方針	169
3. 数値目標	170
4. 施策体系	171
第5章 第2期自殺対策計画の目標	172
1. 基本施策	172
2. 重点施策	180

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

国においては、人口減少時代に突入した今日、社会保障制度をめぐっては「負担と給付」のバランスが大きく崩れてきており、人生 100 年時代の到来や今後の少子高齢化の動向を見据えたとき、制度そのものの持続可能性が危惧されるとともに、国をはじめ地方財政を圧迫する状況となっています。

こうした動向を踏まえ、本町において、平成 30 年 3 月に地域福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の各分野を一体的に「第 1 期総合福祉計画」の中にまとめて策定し、福祉施策の推進を図ってきました。

また、その後、令和 2 年 3 月に自殺対策計画、令和 5 年 3 月に健康増進計画・食育推進計画を追加し、保健を含めた総合的な福祉施策の推進を図っています。

今回の計画改正では、地域福祉計画の中に「地方再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を包含し、健康、高齢、障害、子育てという分野別で整理しつつ、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない地域となるための施策を推進する計画として、「第 2 期に淀川町総合福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

（1）福祉行政分野における「地域の在り方」の再構築

福祉の各分野における今般の制度改革によって、公的なサービス（セーフティネット）の一段の充実が図られますが、同時に、社会保障制度本来の姿である「自助・共助・公助」が強く求められてきています。

本町においても、これまで各行政計画分野ごとに、家族や地域の機能の変化を補完する地域福祉、地域ケアの考え方に基づいて公的サービスの充実に取り組むとともに、地域での諸活動の育成に取り組んできたところです。

個別計画を総合福祉計画として一体的に策定していくことは、こうした「自助・互助・共助・公助」の観点からそれぞれが担うべき役割を見直し、どのような方策を重点的、戦略的に講じるかという論点を、住民を含め広く問いかけ、住民ぐるみで“地域の在り方”を再構築していくことが期待されます。

（２）福祉行政分野における「地域経営」の確立

福祉の各計画においては、公的サービスの数値目標化が定着し、それぞれその目標達成のための取り組みが進められておりますが、本町においても、必ずしも分野横断的な施策調整が十分とは言えない状況です。

こうした状況に対応するためにも、分野を超えて、「個人」（年齢別等）に焦点を当てた施策の調整（施策総合化）が一段と強く求められてきます。また、計画の進行管理を適切に行う上からも、福祉分野に共通する PDCA サイクルの考え方を確立していく必要があります。

（３）「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取り組み

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとに、それぞれのニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきたところですが、介護保険法、障害者総合支援法など、各制度の成熟化が進む一方で、高齢化、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じています。

また、今後は、中山間地域を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来通りの縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想されます。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」の区別なく、すべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

「仁淀川町総合福祉計画」では、こうした“**地域共生社会**”の**実現**も視野に入れながら、実効性のあるシステム構築に向けた検討・計画化を進めることが重要です。

２．計画の位置づけ

本計画は、「仁淀川町まちづくり計画（令和 3 年変更）」（市町村建設計画）及び「仁淀川町まちづくり実行計画（令和 2 年 3 月変更）」（総合計画）の基本理念や目標、施策の方向性を踏まえ、以下の計画を包含し、地域における健康福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

第 2 期総合福祉計画（令和 6 年度から 11 年度まで）

計画名	根拠法令
第 3 期地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律 14 条第 1 項
地方再犯防止推進計画	再犯防止推進法第 8 条第 1 項
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
第 9 期介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者計画	障害者基本法第 11 条 3 項
第 7 期障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）第 88 条
第 3 期障害児福祉計画	児童福祉法第 38 条の 20
第 2 期自殺対策計画	自殺対策基本法第 13 条第 2 項
第 3 期健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項
第 3 期食育推進計画	食育基本法第 18 条第 1 項

まちづくり計画

～地域ぐるみの健康づくり～

- ① みんなが支える健康・福祉のまち
- ② 高齢者・障害者がいきいきと暮らすまち
- ③ 子どもが健やかに育つまち
- ④ 生涯にわたって健康なまち

まちづくり実行計画

- ① 若い世代が幸福を感じられる条件づくり
- ② みんながつながる安心安全なまちづくり

整合性

健康・福祉施策

第 2 期仁淀川町総合福祉計画

- 地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画・地方再犯防止推進計画）
- 障害者計画・障害（児）福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 自殺対策計画
- 健康増進計画・食育推進計画

子ども子育て支援事業計画
保健事業実施計画
（データヘルス計画）
特定健康診査等実施計画

ほか

国・県の施策の動向

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 か年とし、各法の見直し時期に合わせ、表のとおりとします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

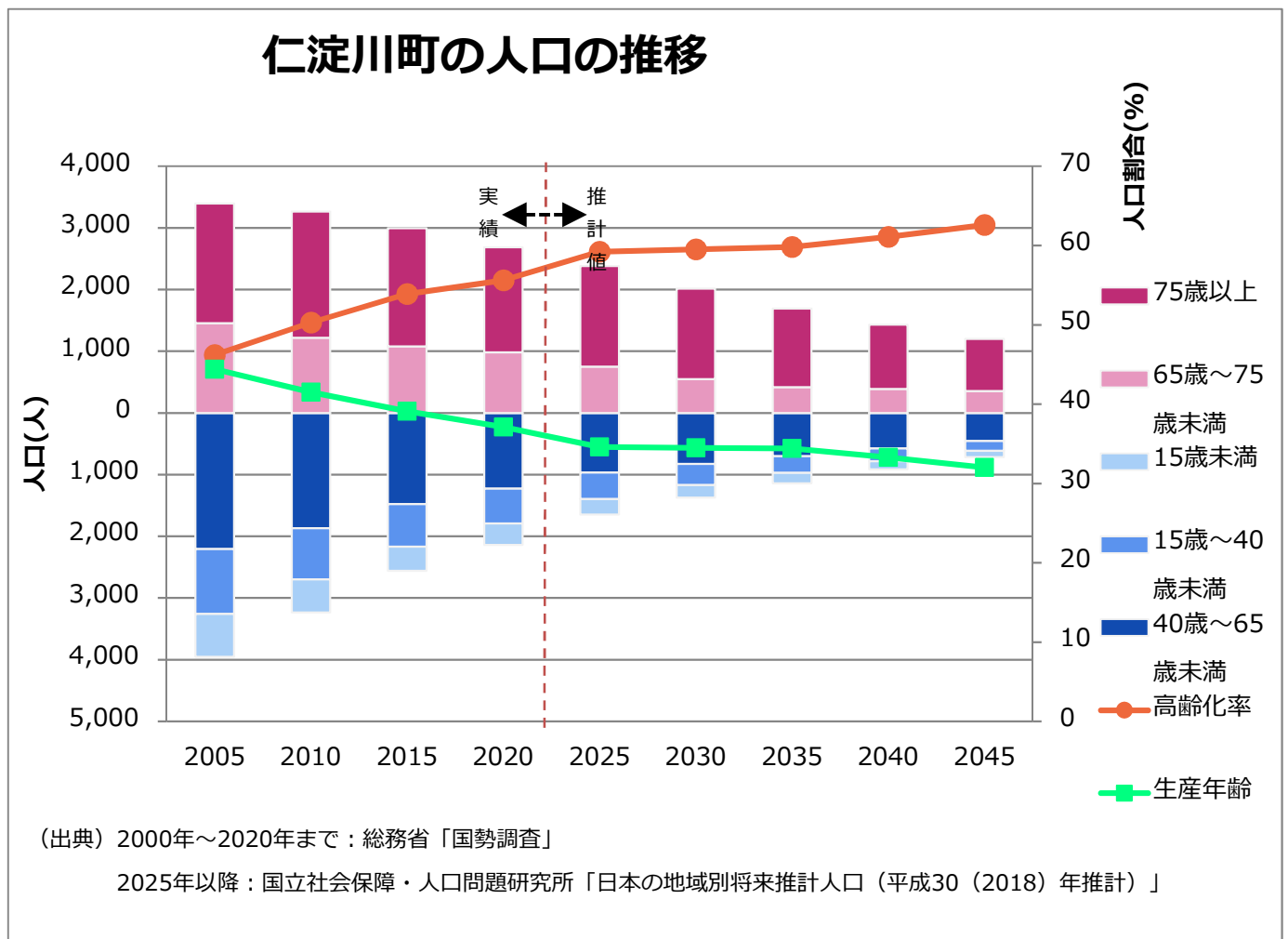
計画名	期 間 (年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合福祉 計画	6 年	1 期					2 期						
地域福祉 計画	6 年	2 期					3 期						
(成年後見 制度利用促 進計画)													
(地方再犯 防止推進計 画)													
障害者計画	6 年												
障害福祉 計画	3 年	5 期		6 期		7 期		8 期					
障害児福祉 計画	3 年	1 期		2 期		3 期		4 期					
高齢者福祉 計画・介護 保険事業 計画	3 年	7 期		8 期		9 期		10 期					
自殺対策 計画	5 年	1 期					2 期						
健康増進計 画・食育推 進計画	5 年	2 期					3 期						

第2章 仁淀川町の現状と重要課題

1. 人口・世帯・高齢化率の推移

(1) 人口の推移

令和5年4月1日現在の本町の総人口4749人、高齢化率は56.05%、後期高齢者の人口に占める割合は36.87%である。出生は20人前後を推移しており、総人口の推移と推計をみると、これまでの減少傾向と同様に今後も減少を続けていくと見込まれます。65歳以上の割合は、全国や県を大幅に上回っており、今後も増加傾向は続き、57%程度で高止まりするものと見込まれ、今がピークとなっています。また、後期高齢者は令和12年まで増え続けることが推計されています。担い手となる15歳以上65歳未満の生産人口も減少し、担い手不足が深刻となっています。令和7年には後期高齢者の人口に占める割合が40%に達すると予測されており、本町においても、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えて、施策を展開していく必要があります。



仁淀川町の2023年1月1日の人口構成 (住民基本台帳ベース, 総人口)

男性計：2,328人



不詳

100歳～

95～99

90～94

85～89

80～84

75～79

70～74

65～69

60～64

55～59

50～54

45～49

40～44

35～39

30～34

25～29

20～24

15～19

10～14

5～9

0～4

0

27

79

172

273

302

234

267

195

146

99

92

96

78

59

49

43

55

47

57

44

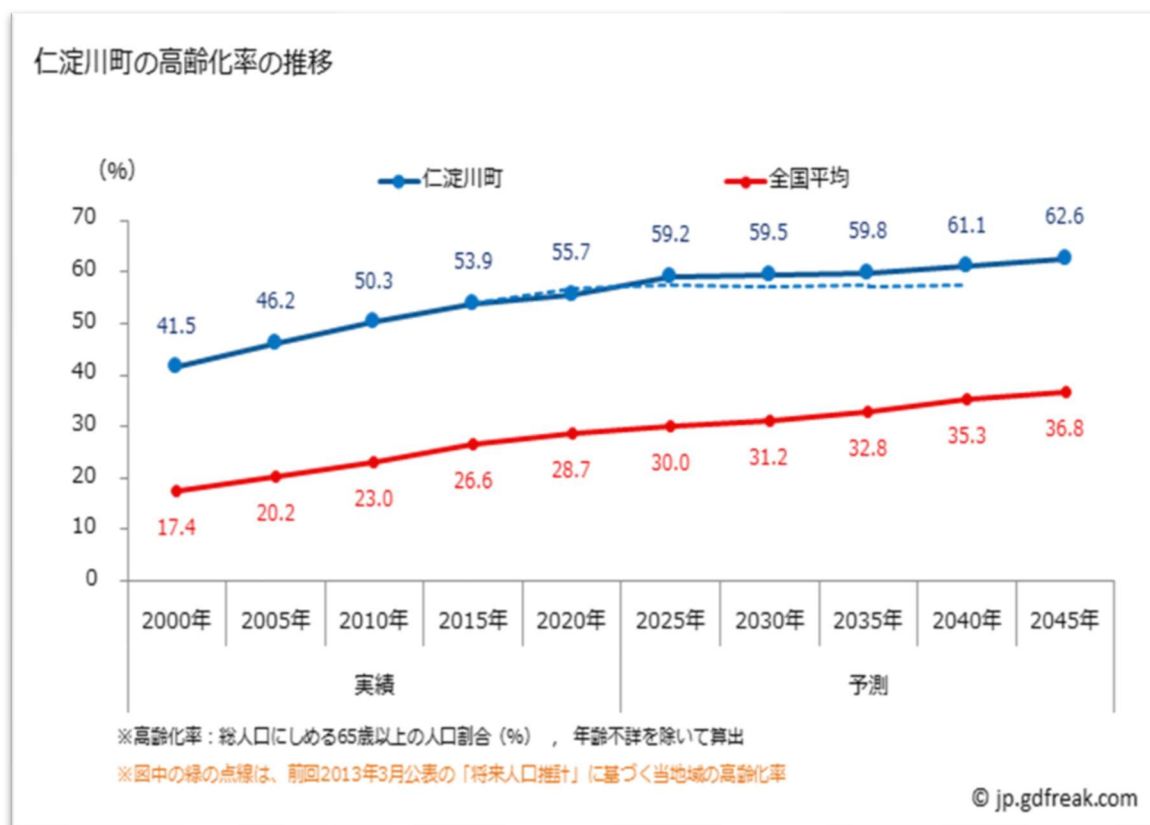
37

女性計：2,467人

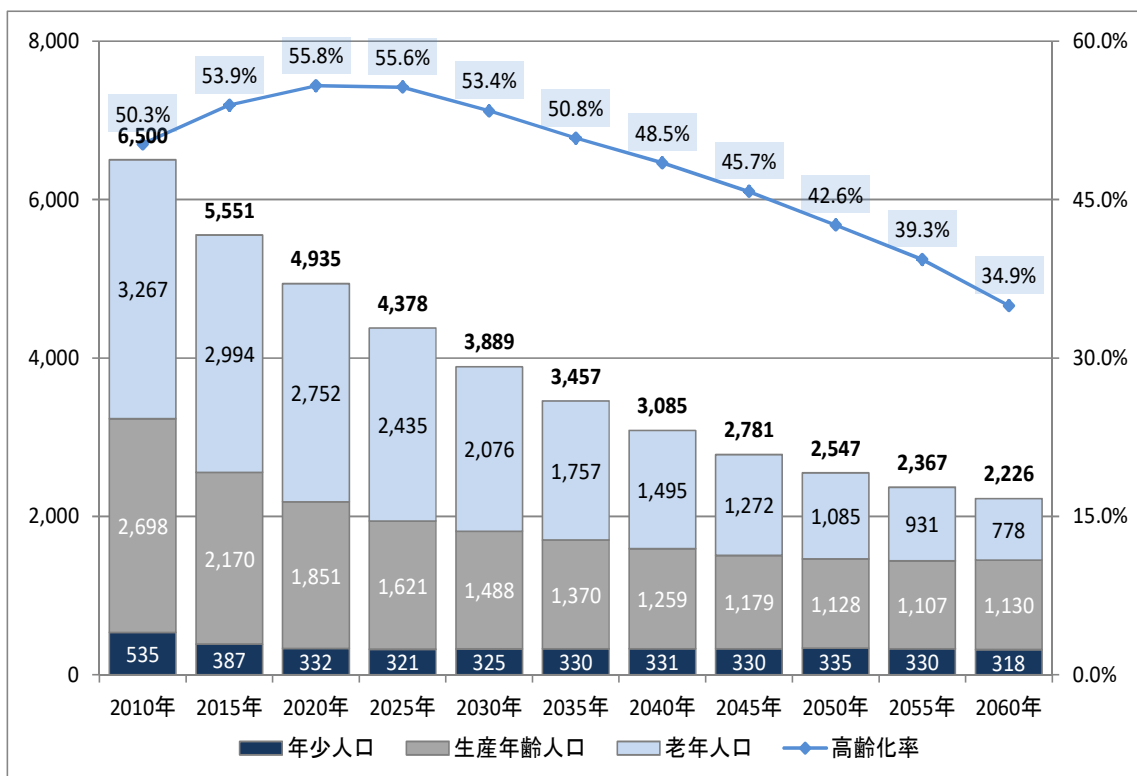
単位：人

© jp.gdfreak.com

■ 高齢化率の推移 ■

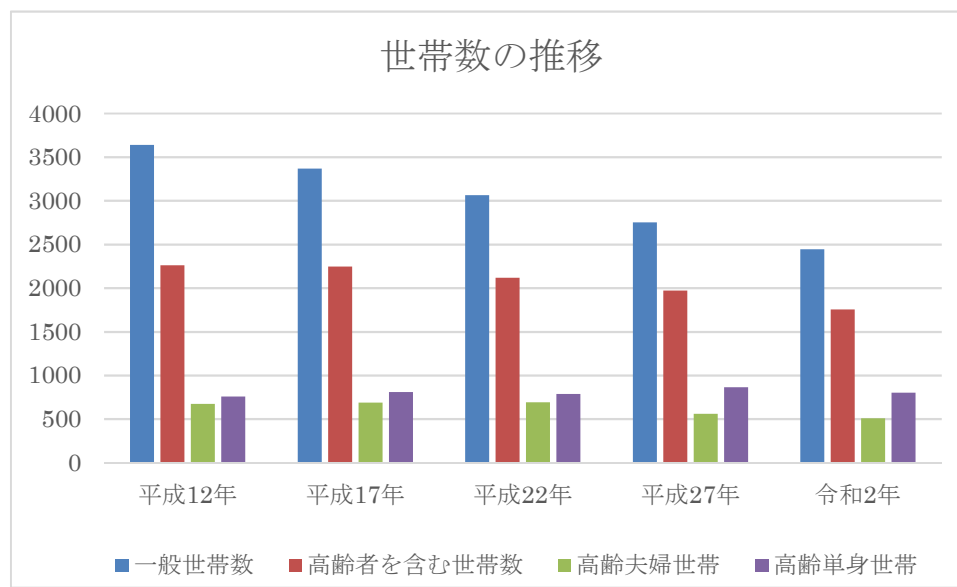


【将来展望人口における年齢3区分別人口と高齢化率の推計】



（２）世帯数の推移

本町の世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。高齢夫婦世帯数はこれまでの増加傾向から減少に転じ、高齢独居世帯数は概ね増加傾向で推移し、高齢者を含む世帯数は年々減少しています。



資料：国勢調査

2. 仁淀川町の重要課題

(1) 高齢者世帯や単身世帯への対応

本町においては、国や県を上回る高齢化の進行や核家族化の増加、集落の人口の減少などにより、地域での人と人とのつながりが希薄になることが懸念されることから、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の方が安心して暮らすことができる環境の整備が求められています。互助共助のできる地域が減少してきており、地域を超えた支援の在り方が必要となってきました。

(2) 相談支援体制の強化

何らかの問題等が発生した場合に、気軽に相談できる相手が身近にいることは、心強いものです。また、急な体調の変化などに対応できる体制が必要であり、特にひとり暮らし世帯では、異常の発生を把握することが困難であることから、異常の発生を発信する手段やつながる・つなげる手段を確保しておくことが重要です。

子育て世帯・障害者・高齢者・生活困窮・ひとり親世帯など、子どもから高齢者までニーズは多様化しているため、相談窓口の明確化が必要であり、相談先の体制強化をはじめ、関係機関のネットワーク構築をさらに進めるとともに庁内外の連携強化を図る必要があります。

(3) 健康づくり・フレイル予防・介護予防、生きがいの場の充実

日本の平均寿命は令和5年において、男性が81.05歳、女性が87.09歳となっており、男女で世界で1位となっています。

令和2年市区町村別生命表による仁淀川町の平均寿命は男性80.4歳、女性87.4歳となっています。

しかしながら、日本の健康寿命は2019年の段階で、男性が72.68歳、女性が75.38歳となっており、健康の問題がなく、日常生活を送れる期間、いわゆる健康寿命との差は男性で9歳、女性で13歳程度あり、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めていく必要があります。

そのためには、身近なところで集い、フレイル予防・介護予防活動などに取り組む拠点となる場、経験や知識を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう社会参加の場が必要です。

（４）家族の負担軽減・在宅サービスの充実

超高齢社会の進展により、認知症及び予備軍、要介護・要支援認定者が増加しており、地域において安心して生活できる環境整備が必要です。できる限り住み慣れた地域で現在の生活を継続していくためには、身近な地域住民による気づきや見守りも重要で、在宅生活支援や家族の介護負担軽減の必要があります。

障害のある人についても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障害のある人の自立した生活を支援するとともに、その介護に当たる家族の介護負担を軽減することが重要です。

そのため、介護保険法や障害者総合支援法などに基づくサービスだけではなく、制度の狭間にある方へのサービス、いわゆるインフォーマルサービスの充実も含め、誰もがサービスを利用しながら安心して暮らせる環境づくりが必要です。

（５）支え合いの地域づくり

集落の人口の減少、若年層の減少、ひとり暮らし高齢者世帯の増加をはじめ、地域活動に関わる町民の減少、老人クラブの加入率の低下など近隣同士の関係の希薄化が一層進むものと予想されます。

また、このような社会的背景に加え、保健福祉ニーズはより多様化、複雑化し、行政等による公的なサービスの支援だけでは限界が生じています。

このため、公助だけではなく、自助、互助、共助の重要性をあらためて認識し、地域社会全体で保健福祉を担うことが期待されており、地域住民と行政、関係機関が連携のもと、協働して取り組むための仕組みづくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町においては、まちづくり計画において「ひとりひとりが輝き 誇りが持てる あたたかいまち」の基本理念を掲げ、「①みんなが支える健康・福祉のまち②高齢者・障害者がいきいきと暮らすまち③子どもが健やかに育つまち④生涯にわたって健康なまち」であることを目指しています。その下位計画であるまちづくり実行計画（総合計画）を策定し、4つの基本目標を達成するために、各種施策に取り組んでいます。本計画では、まちづくり実行計画（総合計画）の4つの基本目標のうち、福祉分野に係る「若い世代が幸福を感じられる条件づくり」「みんながつくる安全安心なまちづくり」の実現に向けて、子どもから高齢者まであらゆる世代の町民一人ひとりが、住み慣れた地域で、個性豊かにいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域社会のつながりを深め、一人ひとりの人を大切にするまちづくりを進めます。

そこで、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

■ 計画の基本理念 ■

住み慣れた地域で、お互いに支えながら、
いきいきと暮らせ、
一人ひとりの“人”を大切にする町

2. 基本方針

（１）生涯活躍できる環境づくり

誰もが社会の一員として、生きがいを持ち、いきいきと暮らせるよう、また、国が目指す家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会、いわゆる「一億総活躍社会」の実現のためにも、自らの健康維持に努め、可能な限り活動的な生活を送ることができ、高齢になっても、あるいは障害があっても、意欲を持ちながら生涯にわたって活躍できる環境づくりを進めます。

（２）包括的な支援体制づくり

家族構成や地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、家族が抱える問題の複合化及び必要な支援の複雑化が進行しているため、分野を超えた課題に対応すべく、専門職・専門機関の連携・協働体制の整備のもと、福祉分野に限らず、保健・医療も横断的な連携体制を整備し、対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するとともに、地域の実情に合った複数分野の支援を総合的に提供する体制づくりを進めます。

（３）支えあいの仕組みづくり

住民同士が互いに助け合い、支え合う顔の見える関係づくりは、地域福祉を推進する上で重要な取り組みであり、地域福祉の主役である地域住民、事業者、行政が互いに理解し、尊重しながら協働することが不可欠であることから、地域福祉推進のため、誰もが支え・支えられる町の実現に向けた支え合いの仕組みづくりを進めます。

第 4 章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、目標値として設定した項目について実績を把握するとともに、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等の措置を講じることとします。

2. 点検及び評価体制

計画に基づく施策を推進するため、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「仁淀川町総合福祉計画推進協議会」で、PDCA サイクルのプロセスを念頭に、計画の実施状況の把握を行うと共に、計画の進捗状況の各確認、事業内容について評価を行います。

第2部 各論

I 第3期仁淀川町地域福祉計画

（令和6年度～令和11年度）

第1章 地域福祉計画をめぐる国・県の動向と重要課題

1. 地域福祉計画をめぐる新しい動向

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法が一部改正（平成30年4月1日施行）され、各市町村において市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。その後、令和2年度の社会福祉法の改正（令和3年4月施行）により市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が対象となり、「地域福祉の推進は地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、地域共生社会の実現を目指すこと」が追加され、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努めることになっています。

これまでの福祉施策は、高齢者、障害者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令に基づいて計画を策定し、各福祉サービスを提供してきました。一方で、資源価格、物価高騰などの社会経済の変化や少子高齢化や地域力の低下などといった課題が進行しています。また、近年において「ダブルケア」、「老々介護、認認介護」、「8050問題」、「ヤングケアラー問題」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが年々深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、福祉や保健、医療に加え、教育、就労、住宅、交通及びまちづくりなどの横断的な連携を確保する福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援体制の整備を推進することとしています。

（用語説明）

- ・ダブルケア…子育てと親・親族の介護が同時期に発生する介護の状態
- ・老々介護、認認介護…高齢者が高齢者を介護している介護の状態
- ・8050問題…80代の高齢者の親が50代のひきこもりの子どもの面倒をみる状態
- ・ヤングケアラー問題…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている状態

【新たに記載すべき事項】

令和2年度の社会福祉法の改正（令和3年4月施行）を受け、厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」として掲げられている事項は以下のとおりです。

■地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉

その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項■

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等）との連携	⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	⑩高齢者や障害者、子ども（児童）に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着眼した支援の在り方
③制度の狭間の問題への対応の在り方	⑪保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整備
⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方	⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	⑯全庁的な体制整備

■包括的な支援体制の整備に関する事項■

1、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (2) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (3) 地域住民等に対する研修の実施

2、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- (1) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (2) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (3) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (4) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

3、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

- (1) 支援関係機関によるチーム支援
- (2) 協働の中核を担う機能
- (3) 支援に関する協働及び検討の場
- (4) 支援を必要とする者の早期発見
- (5) 地域住民等との連携

高知県においても、令和2年3月に「第4期日本一の健康長寿県構想」を策定し、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化などの対策を講じていくところです。地域共生社会の実現に向け、制度のすき間を埋める包括的な体制整備の支援をはじめ、切れ目ない一貫した支援体制を構築し、市町村や地域が主体となった地域福祉活動が一層効果的に一体的に実践できるように令和2年4月に第3期高知県地域福祉支援計画（令和2年度～令和5年度）を策定し、この計画では、県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで“県民誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる「高知型福祉」の実現”を目指しています。

<第2期計画 H28～R1>

I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
1) 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化
2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
II. 地域福祉を推進する基盤の確保
5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
6) 福祉を支える担い手の確保・育成
7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
8) 地域福祉アクションプランの推進

○地域で支え合う医療、介護、福祉
のサービス提供体制の確立とネット
ワークの強化
○子どもたちを守り育てる環境づくり
○制度の狭間への対応

<第3期計画 R2～R5>

I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化
2) 高知版地域包括ケアシステムの構築
3) 総合的な認知症施策の推進
4) 高知版ネウボラの推進
5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）
6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
II. 地域福祉を推進する基盤の確保
7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
8) 福祉を支える担い手の確保・育成
9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
10) 地域福祉アクションプランの推進

第3期計画策定のポイント

総合的な対策の構築

市町村の包括的な
体制整備を後押し

高知県地域福祉活動
支援計画と一体的に
整備して取り組みを
後押し

2. 計画策定の背景及び現状と重要課題

(1) 少子高齢・人口減少社会の到来による生活不安の拡大や地域の

担い手不足

少子高齢化・人口減少社会が到来し、家族構成や生活形態などにも大きく変化し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手となる世代が減少しており、自助、共助で支え合うことが困難な限界集落や地域もありますが、地域の強みや活発な活動をしている組織を活かした担い手づくりをしていく必要があります。また、1人暮らしや家族と疎遠なおひとり様の方への支援、身元引受人問題に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業のサポート体制が必要です。

近年必ず訪れる南海トラフ地震や異常気象に伴う災害発生時を想定した住民同士の支え合いによる災害時要援護者対策の充実も引き続き急務となっています。

さらに、将来を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる施策の継続や地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

(2) ニーズの複合化・多様化による新たな地域課題の顕在化

介護保険制度や障害者総合支援制度により、施設入所から地域生活への移行を重視した方向へと変化してきました。可能な限り住み慣れた地域や自宅で最期まで自分らしく生活できるよう地域での生活を支える基盤を整備するということが福祉施策の基本的な方向となっていますが、社会環境が大きく変化する中、一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。

これに伴い、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、個別分野ごとの福祉サービスでは十分な対応ができない複合的な問題など、新たな地域課題が顕在化してきています。また、不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届き、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けことができるように仁淀川町版の地域包括ケアシステムづくりが必要となっています。

（３）社会から孤立する住民の存在

高齢化や核家族化の進行等、地域とのつながりの希薄化が進み、悩みを打ち明けられず社会的に孤立する人や世帯が増え、養育者や介護者の負担感、虐待などが心配されています。このような中、地域における見守りや支え合いをはじめ、閉じこもりやひきこもりなど社会的孤立を防止する取り組みがますます重要となってきています。

（４）社会・経済の構造的な変化等による生活困窮者等の増加

景気低迷の長期化やこれに伴う雇用状況の変化をはじめ、社会・経済の構造的な変化や近年ではコロナショックによるものやロシアのウクライナ侵略戦争による物価高騰などの影響等により、生活保護受給者はもとより、生活保護に至る前の段階の生活困窮者も年々増加しています。相談内容では食生活に困っている相談が一番多く、次いで収入や生活費、税金やローンなどの相談となっています。世代別では高齢者の方の相談が多い状況です。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成30年6月8日に公布（平成30年10月1日施行）されたことにより、今後は、生活困窮者及び生活保護世帯の自立支援の強化、適正化及びひとり親家庭の生活安定と自立の促進が図れるように社会福祉協議会が実施している生活困窮者自立相談支援事業を中核に関係機関や他制度との連携によりきめ細かい支援体制を構築していくことが求められています。

第2章 基本目標と施策の体系

1. 基本目標

本計画で目指す基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 地域みんなで支え合う安心ネットワークづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実に取り組みます。

また、災害時や緊急時の支援体制の充実や防犯活動の推進、さらには、外出・移動支援や交流活動の支援などに努めるなど、町民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげた、みんなで支え合う安心のまちづくりを進めます。

基本目標2 地域みんなで支え合う多様な担い手づくり

少子高齢化、核家族化の進行に加え、集落人口の減少、人材不足、後継者不足など多岐にわたる社会課題により家族や地域で相互に支え合う機能が弱まってきています。本町では、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、ボランティアの育成などで地域において支え合う仕組みづくりを目指します。また、社会福祉協議会などの福祉団体との連携強化を図り、すべての住民が、相手のことを考えて支え合い、心豊かに過ごせるまちづくりを進めます。

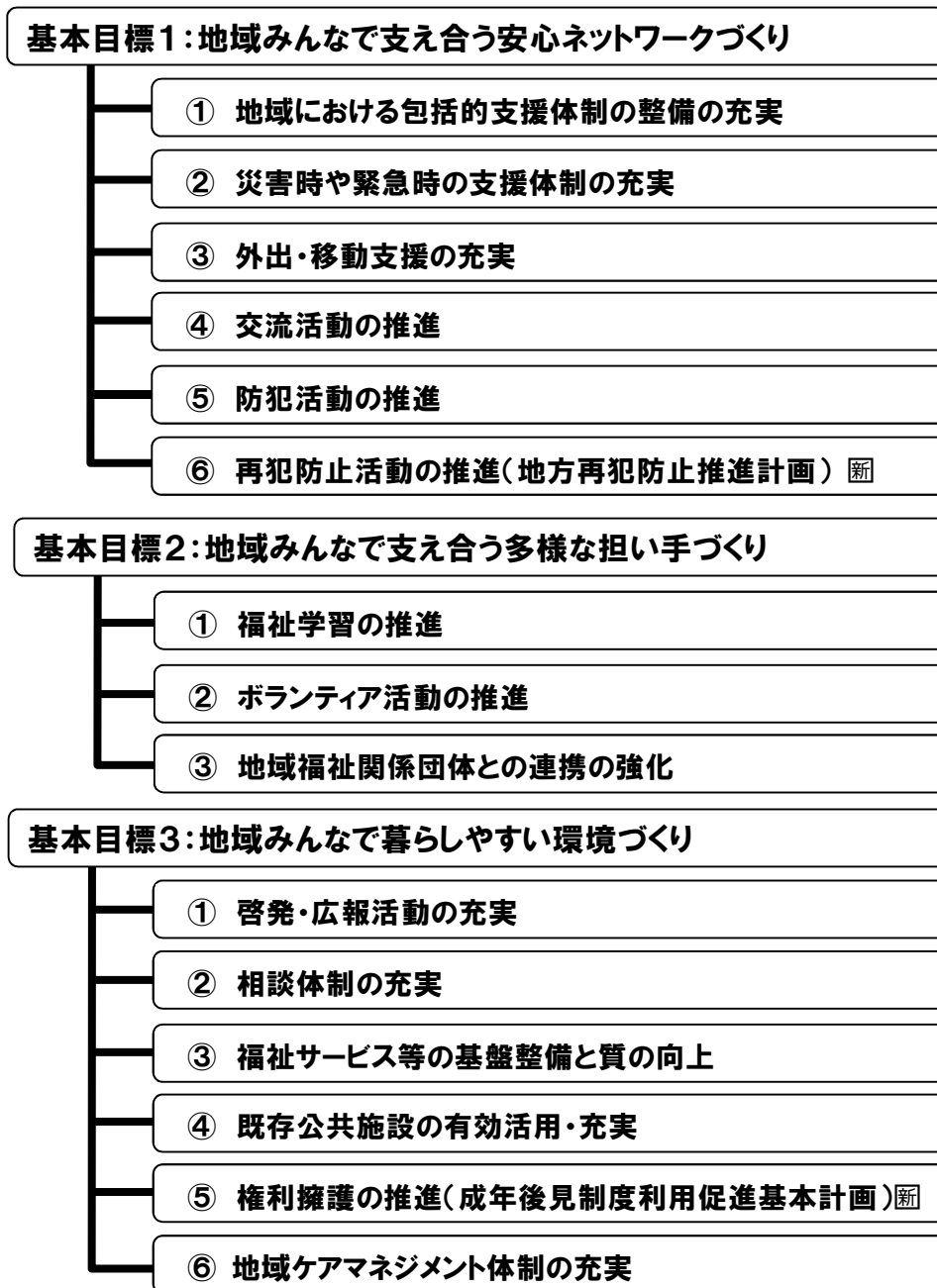
基本目標3 地域みんなで暮らしやすい環境づくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、町職員の専門性を高めた確かな情報提供を行うとともに、良質な福祉サービス提供体制の整備を図ります。また、様々な社会参加が可能になるように、公共施設等はバリアフリー化を進め、みんなが暮らしやすいまちづくりを進めます。

さらに、誰もがいきいきとした生活を営むことができるよう、地域に密着した多様なサービスやサービス利用者の権利擁護の普及等に努めるまちづくりを進めます。

2. 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系を次のとおり設定します。



3. 具体的施策の推進

(1) 基本目標1 地域みんなで支え合う安心ネットワークづくり

①地域における包括的支援体制の整備の充実

地域には、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、ひとり親家庭、生活困窮者、介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの支援を必要とする人がいます。

このような人たちの確に把握し、地域で支えていくことが必要となっています。

自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等のネットワークをより一歩進めた連携体制を整備し、住民誰もが気軽に相談ができ、集える場所の整備が求められています。

【具体的施策】

①地域福祉活動拠点の整備

○県が推進する「あったかふれあいセンター整備事業」等を活用し、住民の誰もが日中過ごせる場として、小規模ながらも1か所で多様なサービスを提供できる拠点を適地に整備します。また、必要に応じて、あったかふれあいセンターの機能拡充や移動支援、生活支援の提供体制等においても検討し、地域の見守りや支え合いネットワークの充実に努めます。

■あったかふれあいセンター概念図■



②地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実

○身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、地域包括支援センターや保健師やあったかふれあいセンターによる訪問活動、見守り活動など多様なネットワーク事業の一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。

③虐待防止ネットワークの推進

○高齢者や障害のある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、関係機関との緊密な連携を推進します。

○養護者や保護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実を進めていきます。

④生活困窮者対策や就労支援、住まいの支援の強化

○生活困窮者に対する支援体制を構築し、貧困世帯や子どもの早期発見に努めるとともに、相談支援事業や各種の自立支援事業等の充実を図り、相談から就労支援、その他包括的な支援に努めます。

○高齢者や障害児者、認知症者などが同一の事業所でサービスや就労できるような共生型サービスの場の整備をすすめます。

○ひとり親や障害のある人等に対し、ハローワーク等と連携し、一般就労の促進を図ります。

○高齢者や障害のある人などが住み慣れたところで在宅での生活が可能となるよう住宅の改修への支援や居住環境の提供等に努めます。

⑤ひきこもり者や制度の挟間にいる人に対する分野横断的な支援

○高齢者や障害のある人の閉じこもりなど、ひきこもり状態にある人やその家族の把握に努めるとともに、地域との交流の機会の提供など必要とする支援を行います。

○発達障害児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。

○保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の取り組みに努めます。

⑥自殺対策の推進

○国の「自殺総合対策大綱」や「高知県自殺対策行動計画」等を踏まえ、本町としての自殺対策計画を策定し、早期発見のための地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、課題に対応するためのネットワークづくりなど、自殺を防止するための取り組みを進めます。

②災害時や緊急時の支援体制の充実

火災や地震など災害発生時においては、高齢者や障害のある人等の要配慮者は迅速な避難が難しいため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整える必要があります。

今後、町全体の防災対策の推進にあたっては、行政における防災施策の推進とともに、高齢者や障害のある人が暮らす地域での自主防災組織との連携が重要となっています。

【具体的施策】

①避難行動要支援者の把握・支援

○プライバシー保護に配慮しながら、避難行動要支援者が必要とする支援について住民（支援者）の理解を求め、災害時に避難誘導などの支援を必要とする人の把握と個別支援計画作成を継続します。

②自主防災組織の育成・支援

○地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織を育成します。

③住民の防災意識の高揚

○町の広報紙等を通じ、災害時における避難情報、避難場所などの周知を図ります。

④災害対策拠点となる公共施設の整備充実

○災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの整備に努めます。

③外出・移動支援の充実

子どもから高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ円滑に移動でき、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や公共交通の充実が重要です。

また、利用しやすい移動手段を確保することや高齢者や障害のある人がバス等を利用する際の手助けや買い物支援など、公共交通の充実とともに、住民の外出・移動への支援も必要となっています。

【具体的施策】

①ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり

○今後、新たに設置する施設などについては、高齢者や障害のある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。

②外出支援の充実

○公共交通機関を利用できない場合の通院、買い物等に際し、利用可能な外出、移動支援について検討していきます。

○高齢者や障害者を対象とした地域タクシー・福祉タクシー券交付事業の継続に努めます。

④交流活動の推進

地域には子どもから高齢者まで、また、障害のある人など様々な人が暮らしています。温かな人間関係やともに生き、ともに支え合う心豊かな地域社会を築いていくためには、地域の様々な人のふれあいの機会づくりが求められています。

住民相互の交流を活発化し、住民の一体感を醸成していくことが重要となっています。

【具体的施策】

①世代間交流の促進

○あったかふれあいセンター整備事業」等を活用し、高齢者や障害のある人にとっての日中活動の場や生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域の交流事業の活性化を進めます。

○高齢者の知恵や技能を活かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間・地域間交流を促進します。

②地域行事を通じた住民交流の促進

○地域における昔からの行事や地域イベントを通じた、地域での住民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。

⑤防犯活動の推進

青少年を取り巻く環境の悪化や地域における近隣意識の希薄化など、様々な社会の悪循環を背景に犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。

今後は、行政や警察等の関係機関による取り組みとともに、子ども・高齢者等の見守り・声かけ運動の実施など、地域ぐるみで防犯運動を推進していくことが必要となっています。

【具体的施策】

①地域防犯ネットワークの構築

○高齢者や障害のある人などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発活動等の充実に努めるとともに、地域での安全活動の充実に図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。

②地域における防犯体制の整備

○地域における犯罪を地域住民で防ぐため、行政と関係団体との連携により、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

⑥再犯防止活動の推進【地方再犯防止推進計画】

【計画の背景】

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国においては平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。高知県においても平成31年3月に「高知県再犯防止推進計画」が策定されました。こうしたことから本町においても再犯の防止等に関する取り組みを総合的に進めるため、「仁淀川町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑に社会復帰できるよう支援することで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心に暮らせる社会の実現を目指します。

【具体的施策】

国計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、佐川町、越知町及び本町の3町で連携し、犯罪をした人等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、犯罪被害の防止を推進していきます。

これらを踏まえ、『再犯防止活動の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

①広報・啓発活動の推進

○地域社会に復帰し、円滑な社会生活を送るためには、本人の意思や努力とともに家族、職場、地域社会の理解が不可欠です。毎年7月の「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」等において、再犯防止に関する広報、啓発活動を実施し、地域住民への理解、促進を図ります。

②関係機関、団体との連携強化

○犯罪をした人の中には高齢、障害、生活困窮等、様々な生きづらさを抱えている人もいます。高知保護観察所、高知県地域生活定着支援センターや高吾保護区保護司会をはじめ、更生保護に携わる団体等と連携して、犯罪をした人等を孤立させないことで、再犯の防止に努めます。また、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度が犯罪をした人等にとって利用しやすいものとなるよう努めます。

- ① 高齢者が必要な介護保険サービスや福祉サービス等を適切に受けることができるよう、仁淀川町健康福祉課（地域包括支援センター）が地域生活定着支援センターや刑事司法関係機関等と連携し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう支援します。
- ② 障害のある人の個々の特性を理解したうえで、本人らしく生活できるよう環境を整え、相談支援事業所等と生活に寄り添いながら支える体制を推進します。また、障害のある者の生活や社会参加の支援のために、居宅介護や就労継続支援等により、地域で継続して生活できるよう支援します。
- ③ 非行などの問題を有する18歳未満の児童等や、その家族などからの相談に対応するため、子ども家庭総合支援拠点が「法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）」、保護観察所、児童相談所等と連携して問題解決への支援に取り組みます。
- ④ 生活困窮者に対しては、仁淀川町社会福祉協議会を中心とし、生活困窮者自立支援制度等の活用や関係機関との連携を行い、住宅問題を含め、生活環境の改善により、困窮による再犯防止に努めます。また、就労に必要なルールや知識を習得する機会に恵まれなかった人もいるため、コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）等とも連携し、本人に寄り添った就労支援に努めます。

(2) 基本目標2 地域みんなで支え合う多様な担い手づくり

①福祉学習の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長してくためには、「福祉のこころ」を醸成することも大切です。そのためには、障害のある子どもや高齢者との交流など福祉分野における取り組みが重要となっています。

また、生涯学習の充実や子どもから大人まで地域で気軽に福祉を学べる機会を創出するとともに、男女共同参画の推進や人権に関わる啓発・学習活動を進めることにより、地域における福祉活動の展開にも寄与することが期待されます。

【具体的施策】

①家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

○家庭において親から子へと地域福祉教育が行われるために、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。

○ひとりでも多くの人が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。

②生涯学習活動による住民意識の向上

○生涯学習活動として、社会教育部門や社会福祉協議会等と連携しながら、福祉教育を進めます。

③男女共同参画の推進

○男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実を図って、住民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直し等、意識改革を進めながら、男女共同参画を推進します。

②ボランティア活動の推進

住民のニーズが多様化している中で、様々な福祉サービスの提供について、これまでのように行政がすべてを担う時代から、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

社会福祉協議会などと連携し、住民のボランティアへの意識の把握や住民が参加し、活動しやすい環境づくりが必要です。

【具体的施策】

①ボランティア活動の啓発

○町や社会福祉協議会などの広報紙等を活用し、住民にボランティア活動を啓発します。

②ボランティア活動の支援充実

○ボランティア活動へのきっかけづくりとして、ボランティア講座や体験事業を充実します。さらに、社会福祉協議会や関係機関等と連携し、既存のボランティア組織を活用した有償ボランティアなどの組織づくりを模索しながら体制づくりに努めていきます。

③「あったかふれあいセンター整備事業」等を通じ住民への働きかけ

○「あったかふれあいセンター整備事業」等を通じ、地域の様々な活動やボランティア団体の活動等を身近に知ってもらう機会を設け、地域福祉活動への参加を促します。

③地域福祉関係団体との連携の強化

地域では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、様々な人や団体が活動しています。また、ここ数年の間にファミリーサポートセンターの設立、フレイルサポート仁淀川や仁淀の別枝地区に秋葉祭りの里・未来会議、池川地区に池川ベースという新たなNPO法人等もできてきています。

しかし、新たな会員の確保が難しいなど、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

これら地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体は、関係機関が協力して活動への支援を充実していくことが求められています。

【具体的施策】

①社会福祉協議会との連携強化

○住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、今後も社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、事業運営や募金活動などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携強化を図っていきます。

○町と社会福祉協議会で定期的に意見交換会等を行い、地域ニーズの把握や情報共有に努め、社会福祉協議会が策定した仁淀川町地域福祉活動計画の推進に努めます。仁淀川町地域福祉活動計画では、9つの圏域に分けて座談会を実施し、自分たちの地域で生きがいをみつけて共に暮らしていけるように住民の方と一緒に地域の良さや強みを話し合いながら進めていきます。

②各種団体の支援と連携強化

○高齢者、障害のある人、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、話し合いや協議を重ねていながら地域の人材との協力体制を充実します。

（３）基本目標３ 地域みんなが暮らしやすい環境づくり

①啓発・広報活動の推進

地域福祉を推進していくためには、すべての住民がノーマライゼーション（障害者と健常者の区別のない社会生活）の理念を理解することが重要です。

また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とすることの認識を深めていくことも必要です。

【具体的施策】

①情報提供の充実と共有化

○各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。

○町の広報紙やホームページ等により情報提供の充実を図ります。

②利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

○高齢者や障害のある人に配慮し、福祉情報など必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。

③地域福祉についての啓発活動の充実

○住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、地域社会の中で住民相互の支え合いによって助け合う自助意識や共助意識の高揚を図ります。

②相談体制の充実

一人ひとりの複雑多岐な悩みに対応するためには、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者、障害のある人、子どもを持つ保護者など誰もが身近な地域で気軽に相談ができる窓口体制の整備と対応が求められています。

また、専門化する相談内容に対応するためには、専門的な知識豊かな人材の配置と関係機関との連携体制を構築する必要があります。

【具体的施策】

①関係機関等との連携による相談窓口の充実

○子どもから高齢者、障害のある人など、住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係部署の連携強化を図るとともに、専門機関の連携による総合的な相談体制を確立します。

②専門機関における相談支援の充実

○高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センターの相談体制の充実を図ります。

- 障害を問わず、発達障害者や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした障害についての総合的な相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児の子育てに関する相談については、保健師、助産師、子育て支援センター等による相談体制の充実を図ります。

③人権侵害に関する相談の充実

- ドメスティック・バイオレンス（DV）などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。
- また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などに努めます。

④各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- 相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、相談活動を充実します。
- 相互の連携強化を図る仕組みづくりに努めます。

⑤民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実

- 住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。

③福祉サービス等の基盤整備と質の向上

住民が望む生活をつくっていくためには、保健・医療・福祉など、安心して暮らすために必要なサービスが整備され、総合的に利用できるよう連携し、機能していることが必要です。

今日の福祉ニーズは“身近に手軽に”を前提としたものが多く、この実現のためには、住民・地域・事業者・行政が一体となってサービスを生み育てることが不可欠となっています。

【具体的施策】

①在宅福祉サービスの充実

○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策の充実・連携強化等により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

②地域に密着したサービスの充実

○身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、サービスの充実を図ります。

③サービス事業者の誘導・育成支援

○福祉事業を行うサービス事業者に対し、必要なサービスが利用できるよう、地域への誘導や事業運営に係る必要な支援に努めます。

④既存公共施設の有効活用・充実

町内には、地域集会所や集会所など様々な分野の公共施設があります。

今後は、これら既存の公共施設を地域活動や社会参加の場の拠点として、有効活用していくことが求められます。

【具体的施策】

①地域の活動拠点の充実

○地域における活動拠点の確保・充実のため、公共施設、高齢者生活福祉センターあったかふれあいセンター等を活用した拠点づくり、多様な既存施設の有効活用を図ります。

⑤権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

【計画の背景】

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年）は、成年後見制度の普及課題を背景に策定され、利用促進のための中核機関の設置や相談、地域ネットワークの構築、施策推進のための市町村計画を策定するよう努めることとされました。

成年後見制度利用件数（参考）

（件）

	後見	保佐	補助	計
利用件数	18	3	1	20

（令和4年10月時点）

成年後見制度町長申立延件数（平成30年～）（参考）

（件）

	後見	保佐	補助	計
申立延件数	6	0	0	6

（令和4年10月時点）

【具体的施策】

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう権利擁護や成年後見制度の一層の普及・啓発、利用しやすい仕組みづくりを行います。そのためには、町が中核機関としての役割を担い、保健・医療・福祉・司法等の関係機関との連携を図り、成年後見に係る相談や後見人への支援を行います。

また、成年後見制度を広く普及させるために、関係機関と連携しながら、住民への制度の周知を強化します。（さらには、住民自らが制度を理解し利用を選択できる力を持てるように、必要な方へ支援が届くよう制度啓発に努めます。）

認知症高齢者の増加や独居高齢者、夫婦高齢者世帯の増加により、身上監護及び財産管理等に関する支援の必要性が高まっていることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度をさらに高め、利用を促進します。

高齢者を狙った訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者を守るために、日頃から高齢者と接する機会の多い地域住民、関係者や事業者等から情報収集することに努め、さらに消費生活相談員等の関係機関との連携を図り、予防策の啓発活動に取り組みます。

①権利擁護に関する知識・制度の普及啓発

○周知用パンフレット等を窓口・イベント等での配布することにより、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知・啓発を行います。

○地域包括支援センター等における相談内容に応じた各種制度の説明や関係団体の案内等を行います。

②成年後見制度の利用促進と相談機能の充実

○成年後見制度町長申立

○町が相談機能を担うことで、成年後見制度に関する相談や、地域、相談支援事業者、サービス事業者、民生児童委員等からの情報を集約し、支援を必要とする対象者の把握と相談を行います。

③成年後見制度における後方支援

○成年後見人等への報酬助成

○後見等開始後の後見人等からの相談や、関係機関との調整、被後見人との関係について、町が必要に応じて後方支援することで、後見業務が円滑に運用されるよう支援します。

④消費者被害の予防

○高齢者を狙った訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者を守るために、町では、民生児童委員、介護サービス事業者、近隣住民等、日頃から高齢者と接する機会の多い地域住民、関係者や事業者等から情報収集することに努め、さらに消費生活相談員等の関係機関との連携を図り、予防策の啓発活動に取り組みます。

⑥地域ケアマネジメント体制の充実

住民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることも多く、サービスの内容が福祉分野に限られるわけでもありません。そのため、保健・医療・福祉が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、サービスをマネジメントする仕組みが重要となります。

福祉サービスでは、要介護や要支援に認定された高齢者について、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、障害のある人については相談支援専門員が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつける「ケアマネジメント」を実施しています。

このほか、様々な生活課題を抱えた人に対しても、同じようなケアマネジメントの導入が求められています。

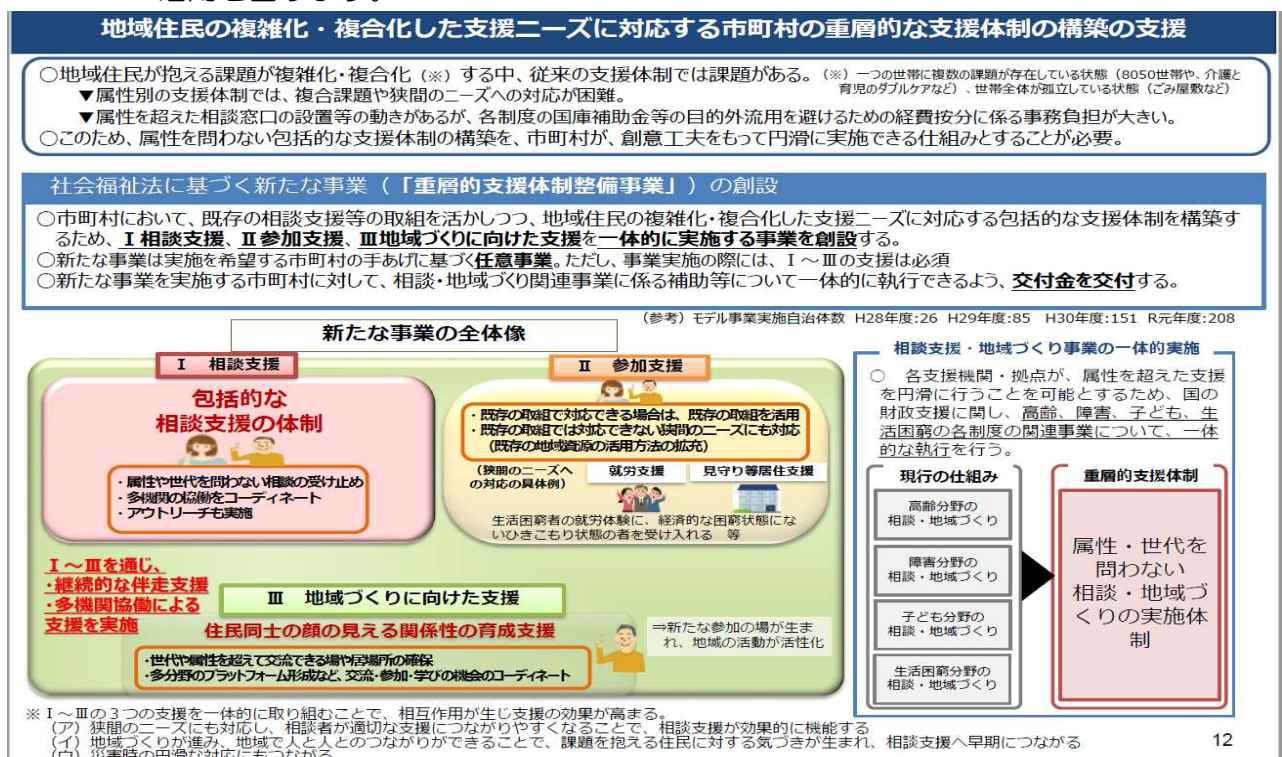
高齢者や障害のある人だけでなく、すべての住民の生活の質を高め、また、地域福祉を推進していく上でも、地域ケアマネジメント体制の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】

①地域ケアマネジメント体制の充実

○高齢者、障害のある人、あるいは子育て等各分野にわたる相談支援やサービス調整の機能を集約する地域ケアマネジメント体制の充実に努め、支援施策全体の検討や困難事例など相談に関する技術的な支援、福祉活動の関係者による情報交換の機会等の充実を図ります。

○町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用を図ります。



Ⅱ 仁淀川町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

（令和6年度～令和8年度）

第1章 介護保険・高齢者福祉をめぐる国・県の動向

1. 基本的な考え方

- 第9期中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることになる。
- また高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見通すと、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた、介護サービス基盤の整備が必要である。

2. 9期計画にむけた3つの視点

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえたサービス基盤の整備

○将来的な人口動態によるサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、施設・居住系・地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて整備することが重要である。

②医療・介護連携の推進

○市区町村を中心に、地域の医師会と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制を強化していくことが重要である。

③在宅サービスの充実

○単身・独居や高齢者のみ世帯の増加、介護ニーズの多様化・増大に備え、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上、家族負担の軽減を図るため、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①地域共生社会の実現

○地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、引き続き「地域共生社会」の実現を目指していく。

②医療・介護情報基盤の整備

○デジタル技術等を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるため整備していくことが重要である。

③保険者機能の強化（介護給付適正化事業の見直し等）

○保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するための見直しが必要である。

(3) 介護人材及び介護現場の生産性の向上

○処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止など介護人材を確保するために総合的な取組を実施していくことが重要である。

第2章 介護保険事業の現状と重要課題

1. 介護保険認定者数、認定率、費用額の状況

本町の要介護（要支援）認定者数と要介護（要支援）認定率の推移をみると、令和3年以降も引き続き減少傾向で推移しています。認定率については、全国と高知県を上回っていますが、緩やかな減少傾向となっています。

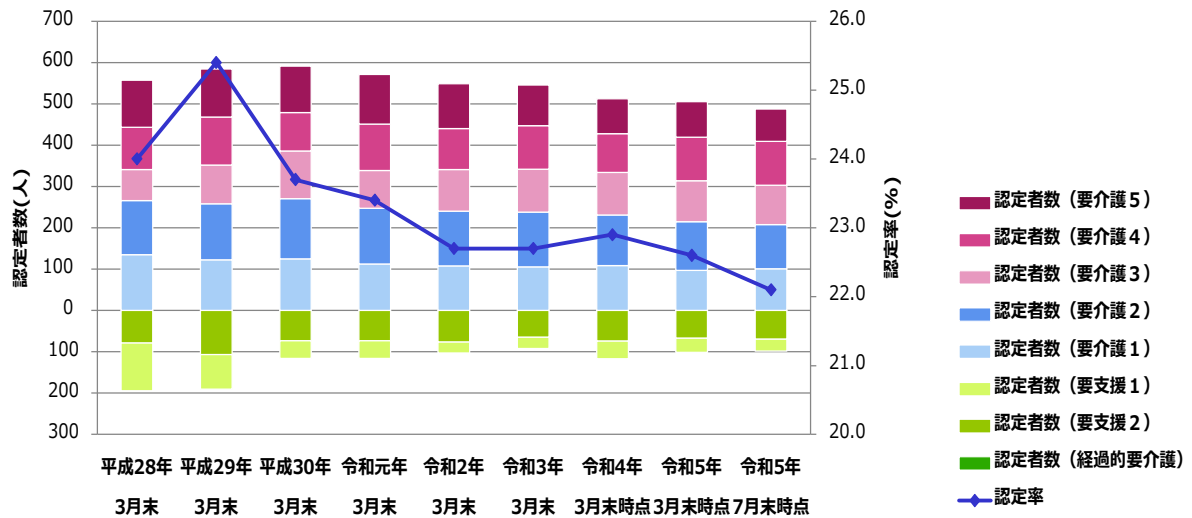
介護費用額の推移をみると、第8期は概ね減少傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末時点	令和5年 3月末時点	令和5年 7月末時点
認定者数 (人)	751	774	707	687	652	638	629	606	585
認定者数（要支援1） (人)	115	83	43	43	27	27	43	34	29
認定者数（要支援2） (人)	79	107	73	73	76	65	74	67	69
認定者数（経過的要介護） (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数（要介護1） (人)	135	123	125	113	108	106	109	97	101
認定者数（要介護2） (人)	131	135	146	134	132	132	122	118	107
認定者数（要介護3） (人)	75	94	115	92	101	104	103	99	95
認定者数（要介護4） (人)	102	116	93	112	99	105	94	105	106
認定者数（要介護5） (人)	114	116	112	120	109	99	84	86	78
認定率 (%)	24.0	25.4	23.7	23.4	22.7	22.7	22.9	22.6	22.1
認定率（高知県） (%)	18.9	18.8	18.9	18.9	19.0	19.2	19.3	19.2	19.4
認定率（全国） (%)	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.2

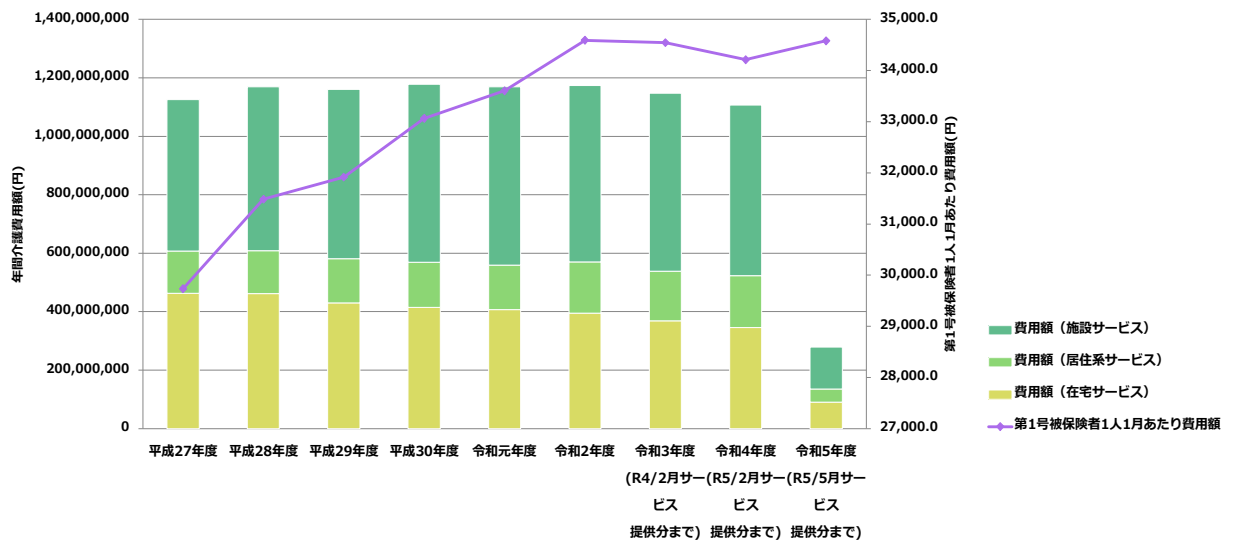
（出典）平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

仁淀川町の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移



（出典）平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

仁淀川町の介護費用額の推移



（出典）【費用額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和5年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

2. 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析

(1) 第1号被保険者1人あたりの給付月額

本町の第1号被保険者1人あたりの調整給付月額をみると、在宅サービスは7,909円、施設及び居住系サービスは13,129円となっています。

1人当たりの費用額は増加しており、在宅サービスについては全国(10,756円)、高知県(8,937円)より低くなっていますが、施設及び居住系サービスについては全国(9,927円)、高知県(10,925円)を大きく上回っています。

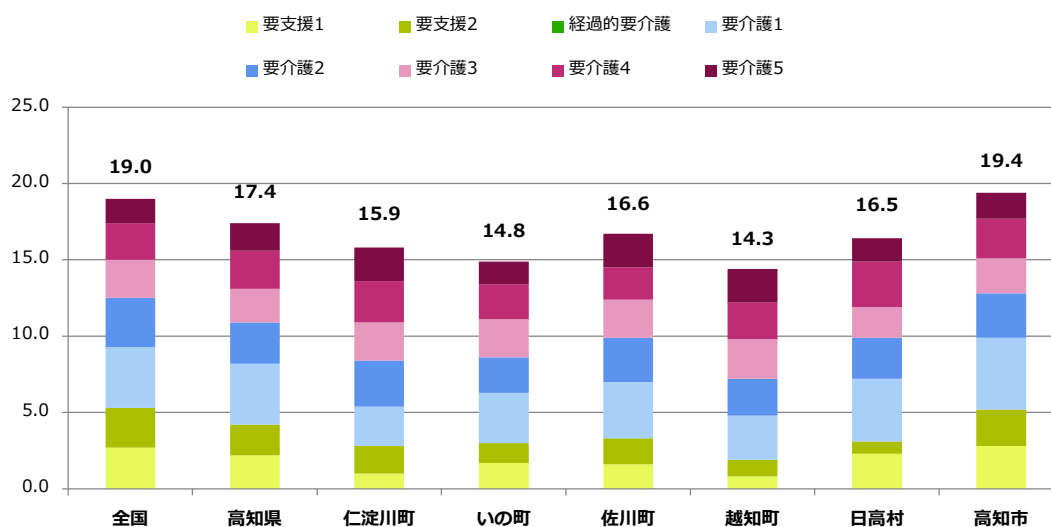


(2) 調整済認定率※の比較

本町の調整済認定率は15.9%で、全国(19%)、高知県(17.4%)より低くなっています。

※調整済認定率とは…第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均やある地域の一時点と同様になるように性・年齢調整を行った指標です。これを行うことにより、地域間・時系列での比較がしやすくなります。

調整済み認定率（要介護度別）（令和4年(2022年)）



（時点）令和4年(2022年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

（３）介護保険サービスの現状

実績値と計画値を比較すると、１人当たりの給付費は加齢により介護度が上がるため毎年増えていましたが、令和４年度は減って、要介護認定数、１人当たり給付費ともに計画より減っています。

総給付費は計画と比べ減っており、特に在宅サービスは計画より１５％下回り、居住系サービスも計画より減っています。

①居宅サービス

居宅サービスとは、主にヘルパーサービスやデイサービスであり、在宅で生活続けるには、２つのサービスを併用して利用することが有効で車の両輪に例えられています。

②地域密着型サービス

町内には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が５ユニット（４５人）あります。

地域密着型通所介護が１か所あります。

③施設サービス

高吾北広域事務組合で設置されている介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームはあがわ荘（定数５０名）、もみじ荘（定数５０名）、五葉荘（定数８０名）、春日荘（定数１１２名）の４施設があります。また介護医療院が１施設あります。現在、施設介護サービス利用者数は１６０名前後で推移しています。

■ 第8期計画における実績 ■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全期間
実 績				
第1号被保険者数	2,781	2,725	2,643	8,149
要介護（支援）認定者数	640	623	584	1,847
介護予防サービス給付費	12,303,630	14,352,063		
（1）在宅サービス	324,135,922	302,221,247	-	-
（2）居住系サービス	151,933,383	157,809,501	-	-
（3）施設サービス	547,370,299	524,629,198	-	-
介護サービス給付費	1,023,439,604	984,659,946	-	-
総給付費	1,035,743,234	999,012,009	-	-
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	31,036	30,551	-	-
計 画				
第1号被保険者数	2,780	2,710	2,643	8,133
要介護（支援）認定者数	628	623	611	1,862
介護予防サービス給付費	12,394,000	12,021,000	11,857,000	36,272,000
（1）在宅サービス	385,640,000	386,001,000	380,311,000	1,151,952,000
（2）居住系サービス	197,266,000	194,230,000	188,201,000	579,697,000
（3）施設サービス	565,234,000	555,731,000	555,731,000	1,676,696,000
介護サービス給付費	1,148,140,000	1,135,962,000	1,124,243,000	3,408,345,000
総給付費	1,160,534,000	1,147,983,000	1,138,100,000	3,446,617,000
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	34,788	35,301	35,884	105,973
対計画比（実績値/計画値）				
第1号被保険者数	100.00%	100.60%		
要介護（支援）認定者数	101.90%	100.00%		
介護予防サービス見込費	99.30%	119.40%		
（1）在宅サービス	84.10%	78.30%		
（2）居住系サービス	77.00%	81.20%		
（3）施設サービス	96.80%	94.40%		
介護サービス給付費見込費	89.10%	86.70%		
総給付費	89.20%	87.00%		
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	89.20%	86.50%	%	%

(4) アンケート調査の結果

① アンケートの実施概要（別冊参考）

本計画を策定するにあたり、町内の在宅の高齢者の状況を把握することを目的に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。別冊「仁淀川町高齢者の生活に関するアンケート調査報告書（令和5年3月）」のとおりです。

■ アンケートの実施概要 ■

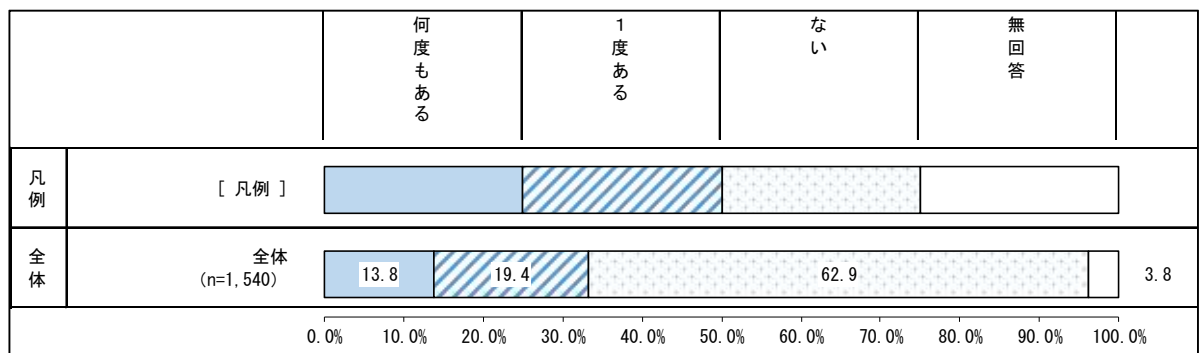
調査種類	高齢者の生活に関するアンケート調査		
対象者	・ 仁淀川町にお住まいの 65 歳以上の方 ・ 要支援 1 ・ 2		
実施期間	令和 5 年 1 月 24 日（火）～令和 5 年 2 月 24 日（金）		
実施方法	郵送配布、郵送回収		

■ 回収状況 ■

配布数	回収数		有効回収率
	全体	有効	
2,182 件	1,549 件	1,540 件	70.6%

② 調査結果（抜粋）

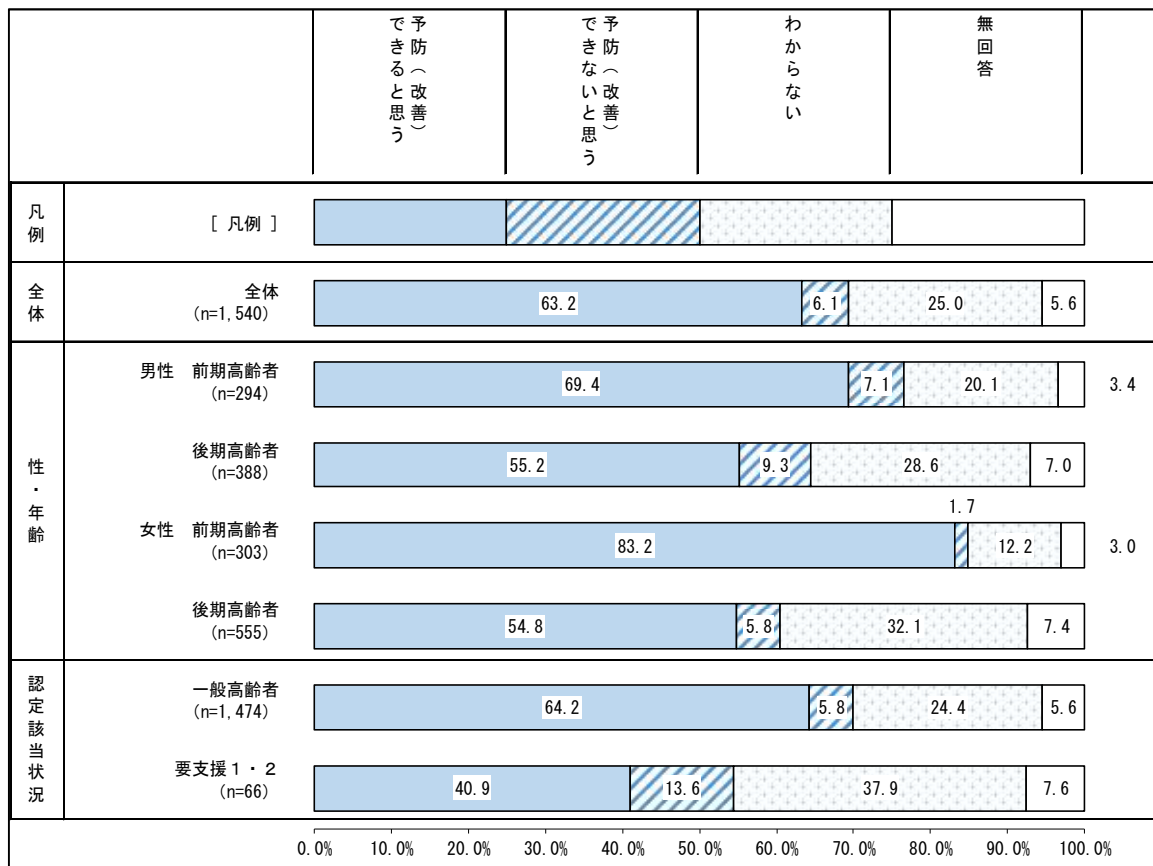
① 過去1年間に転んだ経験がありますか。（1つだけ○）



【全体】

転倒経験について、「ない」が62.9%で最も多く、次いで「1度ある」が19.4%、「何度もある」が13.8%となっています。

②加齢による筋力や体力の低下は、予防(改善)できると思いますか。(1つだけ○)



【全体】

- ・加齢による筋力や体力の低下の予防について、「予防(改善)できると思う」が63.2%で最も多く、次いで「わからない」が25.0%、「予防(改善)できないと思う」が6.1%となっています。

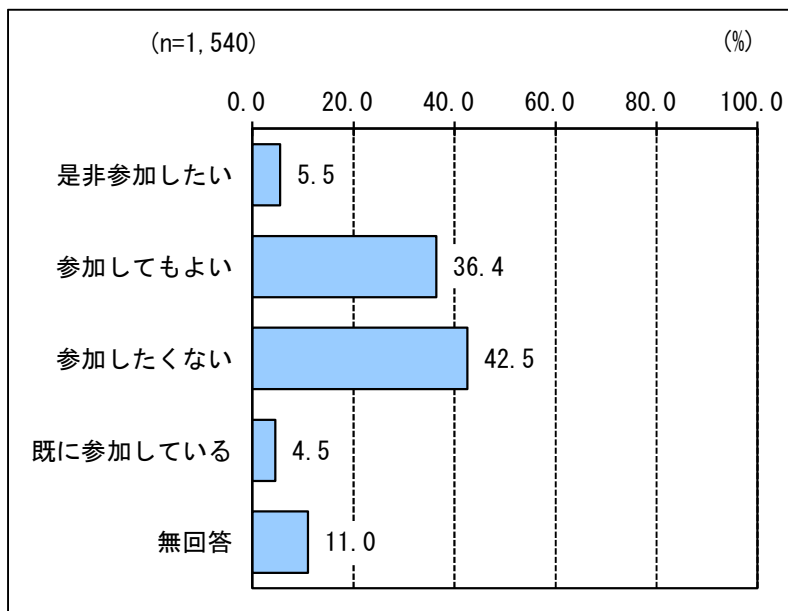
【性・年齢】

- ・男女ともに前期高齢者では後期高齢者に比べて「予防(改善)できると思う」が多くなっています。

【認定該当状況】

- ・「予防(改善)できると思う」は一般高齢者が64.2%と要支援1・2の40.9%に比べて多くなっています。

③地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(1つだけ○)



【全体】

- ・地域づくり活動に対する参加者としての参加意向について、「参加したくない」が 42.5%で最も多く、次いで「参加してもよい」が 36.4%、「是非参加したい」が 5.5%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は 41.9%となっています。

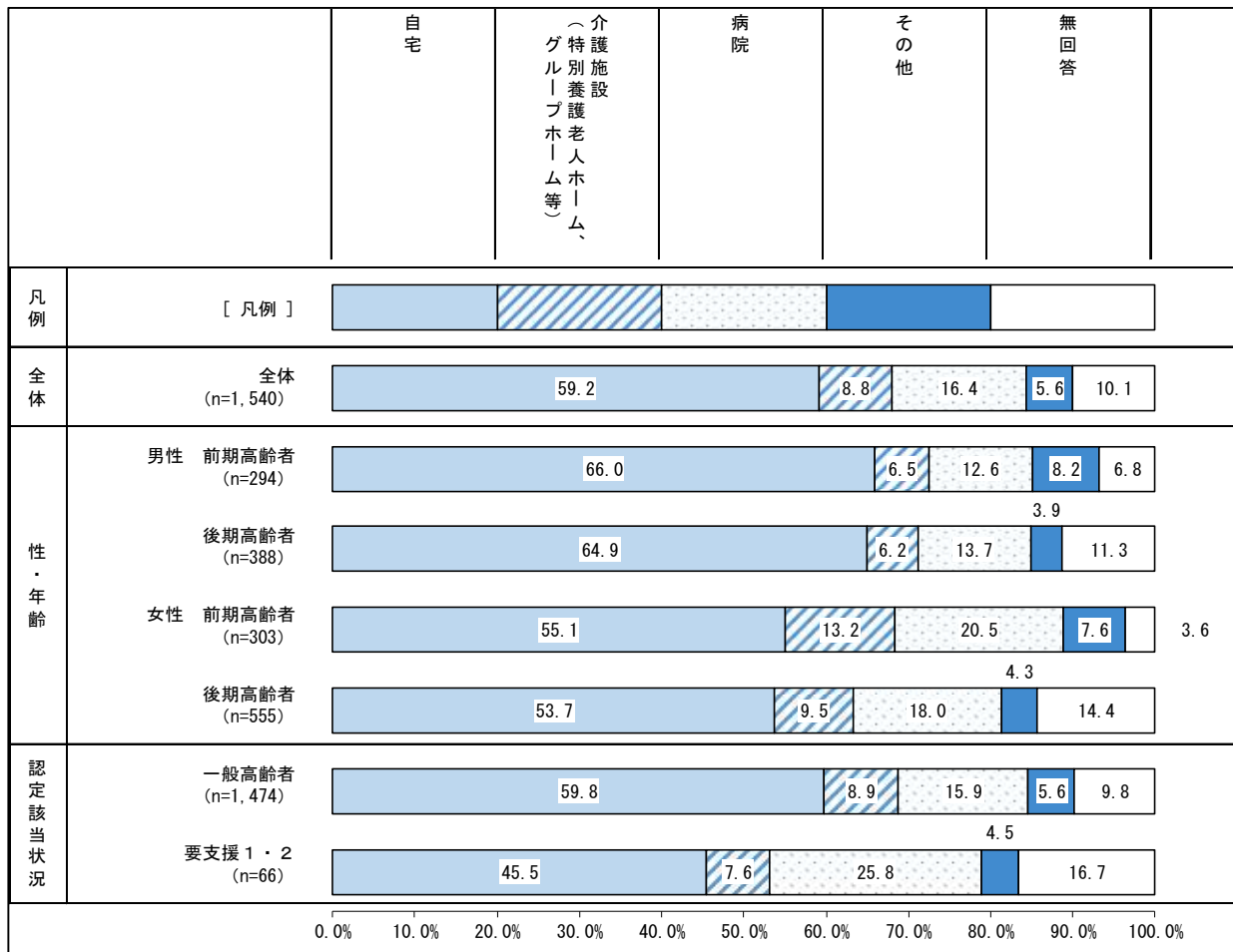
【性・年齢】

- ・男女ともに前期高齢者では後期高齢者に比べて“参加意向がある方”が多くなっています。

【認定該当状況】

- ・“参加意向がある方”は一般高齢者が 43.1%と要支援1・2の 16.6%に比べて多くなっています。

④あなたは、人生の最期はどこで迎えたいですか。（1つだけ○）



【全体】

- ・人生の最期はどこで迎えたいかについて、「自宅」が59.2%で最も多く、次いで「病院」が16.4%、「介護施設（特別養護老人ホーム、グループホーム等）」が8.8%となっています。

【性・年齢】

- ・前期、後期高齢者ともに男性では女性に比べて「自宅」が多くなっています。
- ・前期、後期高齢者ともに女性では男性に比べて「病院」が多くなっています。

【認定該当状況】

- ・「自宅」は一般高齢者が59.8%と要支援1・2の45.5%に比べて多くなっています。

第3章 前期計画目標の評価・実施状況

第8期介護保険事業・高齢者福祉計画の実施状況は以下のとおりです。

1. 基本目標1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

(1) フレイル予防、生活習慣病予防の推進

【取り組み】

①総合健診の実施

○コロナ禍でも感染予防対策に努め総合健診を継続し、受診率向上のための個人や家族、地域及び事業所への働きかけを行いました。

②健康教育・健康相談

○各地の集会所で行うミニデイサービスで、高齢者に多い健康課題のテーマに沿った健康教育を実施しました。事業所訪問による働きかけを行うことで、働き盛りの世代の健康状態向上に努めました。

③保健指導

○健診結果に基づき特定保健指導などを実施し、生活習慣病予防や健康維持、増進を目指し、支援を実施しました。

④その他高齢者の健康づくり

○運動習慣の確立を目指し、パワーリハビリテーション新規教室、フォロー教室を実施し、運動が継続できるよう働きかけを行いました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規・フォロー教室参加	24名	38名	22名
自主運動参加者（延べ）	1,772名	1,699名	1,204名

（令和5年度は10月末現在）

⑤フレイル予防を実施

- フレイル予防の広報・啓発を行いつつ、フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努めました。
- フレイルチェックの結果に基づき、ハイリスクアプローチや集いの場での健康教育等のポピュレーションアプローチを行い健康寿命の延伸に働きかけを行いました。
- フレイルサポーターが中心となり、フレイルのリスクの高い人を対象に短期集中総合型プログラム「ハツラッツ」を実施し、住民主体のフレイル予防のまちづくりを進めました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイルチェック人数	158名	113名	72名
「ハツラッツ」参加者	24名	30名	28名

(令和5年度は10月末現在)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【取り組み】

①介護予防事業

- フレイルチェックにより、フレイル予防を自分事化できる仕組みが構築されました。
- メタボ予防からフレイル予防にシフトするよう啓発を行い、介護予防事業の重要性を啓発し取り組みました。

②総合事業

- 「訪問型サービス」利用者の状況や介護サービス事業所の現状を整理し、関係団体と課題を共有し、新たな緩和した基準によるサービスの創設に向け検討を行いました。

（３）健康、生きがいづくりの推進

【取り組み】

①フレイル予防の推進

○フレイルサポーターを159名養成（令和5年10月末現在）し、フレイルチェック活動や短期集中総合型プログラム「ハツラッツ」での活動が住民どうしの支え合いや生きがいの場となり、住民主体のフレイル予防による健康長寿のまちづくりへと発展しました。

②地域交流・社会参加の推進

○あったかふれあいセンターが子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず交流することができる地域福祉の拠点として、活動を行いました。

○各地の集会所でミニデイサービス等を開催し、地域での集まりの場を提供することにより、閉じこもりの防止や地域における共助の促進を図りました。

○いきがいデイサービスにより定期的な外出の機会を確保するとともに、交流の場を提供しました。

○老人クラブの活動事業で、研修や地域貢献などの事業に対し補助を行い、地域との交流や社会参加の促進を図りました。

○集いの場に補助を行い、住み慣れた地域で住民が主体となって健康づくりや居場所づくりの活動を行うことを推進しました。フレイルサポーターが中心となって5カ所の新たな集いの場が立ちあがりました。

○令和5年度から、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して、補聴器の購入費の一部助成を開始しました。閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、積極的な社会参加及び交流を支援します。

③フレイル予防への参加

○フレイルサポーターがフレイル予防活動の主体となり、フレイルチェックや「ハツラッツ」に誘い合って参加し、社会参加や生きがいづくりの場となっています。

基本目標1に対する成果と課題

住民であるフレイルサポーターが主体となったフレイル予防活動が広がりを見せ、地域での集いの場を立ち上げるなど、住民同士が支えあい、また高齢者の生きがいの場となり、「フレイルに強いまちづくり」に発展しました。今後も保健師やリハビリテーション専門職らと連携し、フレイル予防と高齢者の社会参加の推進を図っていきます。

その一方で、慢性的な介護人材（特にヘルパー）不足が続く中で、高齢者の生活を支えるサービス基盤がぜい弱化し、早急な対策が必要となっています。高齢者の状況や介護サービス事業所の現状を整理し、新たな生活支援の仕組みを創設する必要があります。

2. 基本目標2 安心・安全な生活を送れる環境づくり

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【取り組み】

- 在宅療養を支援していくのに、最も重要な往診可能な医師及び24時間支援可能な訪問看護の充実が求められます。仁淀川町のような中山間地域では、訪問時の交通費が利用者の自己負担となり負担が増える場合があるため、令和3年度より交通費の助成を行い、必要な訪問看護サービスが十分受けられ安心して在宅療養ができるよう取り組みました。
- 町内医療機関との連絡会を定期的を開催し、患者または治療に関する事柄、町の保健福祉事業についての情報共有を行いました。
- 入院時から、退院に向けての支援を医療機関と介護サービス事業所が関われるように努めました。
- 医療介護連携を効果的に行うため、「高知家@ライン」や「あんしんネット」などのICTを活用したツールの活用に取り組めました。町内の介護サービス事業所に対して「高知家@ライン」の利用料金を助成することで、活用しやすい環境整備を進めました。
- 上手に老い、最後まで自分らしく生きるための「心積もり」をあらかじめ大切な人と話し合ったり、ノートに書き記したりする老活（おいかつ）の啓発を行い、取り組みを推進しました。高知家@ラインにACP（アドバンス・ケア・プランニング）を入力することで、主治医や関係機関との共有ができるようになりました。令和4年度から、NPO法人に作成支援を委託し、書くことに対して苦手意識のある高齢者も作成に取り組みやすい環境を整備しました。
（※ACPとは：人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援する取り組みのことです。）

(2) 認知症施策の推進

【取り組み】

- 令和3年度より、大崎診療所に月1回もの忘れ外来を開設し、精神科専門医の診察が受けられるようになりました。早期の鑑別診断や、対応困難な場合の助言、関係機関の役割分担、地域のかかりつけ医との連携などを行い、認知症の早期から継続した支援が行えるよう、取り組みを進めました。
- 認知症サポーターの養成支援を行い、町内に311名（令和5年10月末現在）のサポーターが誕生しています。
- 介護家族の集いを開催し、認知症の人の家族の介護負担の軽減に努めました。

(3) 生活支援サービスの基盤整備の推進

【取り組み】

①生活支援サービス

○配食サービスは、配達は原則手渡しとし、食の支援だけでなく孤独感の解消や見守り、安否確認に努めました。

	令和3年度	令和4年度
配食サービス実績	11,692 食	13,094 食

○介護人材不足が深刻となり、貴重なヘルパーが軽微な家事支援から重介護まで全てを担っています。関係団体と協議を行い、軽微な家事支援に対して新たな仕組みができるよう検討しています。

②包括的支援事業

○巡回訪問員が65歳以上の全世帯に訪問し、実態把握を行い、支援の必要な高齢者を地域包括支援センターや保健師に引継ぎ、早期に発見、フォローできるよう対応しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績	456 名	518 名	186 名
うち、引き継いだ人数	68 名	58 名	22 名

(令和5年度は10月末現在)

○各地区のミニデイ等へ出向き、地域包括支援センターの事業や「心積もりノート」について広報・啓発を行いました。

○地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討を行いました。令和4年度には、地域課題である「身寄りのない人への支援」について検討する地域ケア推進会議を実施しました。

③任意事業

○「認知症サポーター養成講座」の開催支援を行いました。

○「介護家族の集い」を実施し、認知症の人の家族の介護負担軽減に努めました。

○介護用品支給事業は、原則として任意事業の対象外としたうえで、支給要件の見直しを行うようになっており、第8期介護保険事業計画以降、事業を縮小し、要介護4・5と認定された在宅の非課税者に対して年間6万円の介護用品の支給を継続しました。

④その他

○令和4年度より「仁淀川町生活支援体制整備事業」をNPO法人に委託し、生活支援コーディネーターが、高齢者の生活支援や介護予防の提供体制の構築に向け、活動を活発に実施しています。一人暮らし、高齢世帯の孤立化を防ぐためのネットワーク構築支援や、フレイル予防活動を通じて把握した地域課題に対する調査活動などを実施しました。

（４）高齢者の安定居住に係る施策との連携

【取り組み】

○高吾北広域事務組合で設置されている特別養護老人ホームは4施設あり、多くの町民が利用している状況です。しかし構成市町村である佐川町、越知町の被保険者も本町と同様に減少しており、安定的な施設経営が課題となっています。第9期中には町内1施設が休止の予定となっており、より情報の共有が必要です。

（５）介護従事者の人材確保

【取り組み】

- ヘルパーまた介護職員確保のため、職員の収入に手当等を上乘せする町独自のヘルパー確保対策事業を継続しました。
- 町内の介護サービス事業所に就労するための支援金として町独自の介護サービス人材確保対策就業支援事業（15万円（町内在住）または20万円（町外から町内に転入））を継続しました。
- 処遇改善加算Ⅰを取得する経費に対して、町が介護サービス事業所に補助する町単独の介護職員処遇改善加算取得支援事業を継続しました。
- ヘルパー確保のため介護職員初任者研修を開催しました。

（６）安全な暮らしの確保

【取り組み】

①防災対策の充実

○災害時等に迅速な支援が行える体制を整備するため、行政や福祉関係機関で協力し合い、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関に情報提供しました。

②防犯対策の充実

○地区で行っているミニデイ開催時や、警察等による「振り込め詐欺」、「悪徳商法」、「交通事故防止」のための講話を継続し、広報で啓発を行いました。また、地域包括支援センターでは悪徳商法などによる売買契約のクーリングオフ手続きの支援を行いました。

③交通安全対策の充実

- 広報での啓発や、交通安全協会による講話を継続して実施し、引き続き、高齢者や障害者の安全な通行の確保に努めました。
- 免許返納者に対する相談や、運転が心配される高齢者などの情報共有を運転免許センターや医療機関の運転外来担当者を行うことで事故の予防に努めました。また必要な方は、もの忘れ外来への受診につなげ、運転を継続することに対する専門医の意見をいただきました。

④見守り活動の推進

- 民生委員、郵便局、新聞販売所、商工会の買い物宅配サービス等と連携して見守り活動の実施を継続しました。

（7）安心な暮らしの継続

【取り組み】

①権利擁護

- 住民への周知のために、ミニデイ開催時等に、消費者トラブルや虐待防止、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の説明を行いました。
- 認知症などにより判断力が十分でなくなった高齢者などの権利や財産、暮らしを守るため、成年後見制度の周知や相談者への対応、制度へ結びつけるための支援を行いました。
- 他町村との共催で成年後見制度の周知を含めたセミナーを実施しました。

②在宅安心サービスの充実及び周知

- 在宅で安心して生活ができるよう緊急通報サービスの周知や、地域の見守りの中で緊急時の連絡体制がとれるよう情報通信機器等を活用したサービスを検討しています。
- 耳の聞こえが悪いため、電話着信や来訪者に気が付かない方を対象に、屋内信号装置の機器の購入と設置に対する補助を継続しました。

（8）高齢者虐待の防止

【取り組み】

- 地域包括支援センターを高齢者虐待相談窓口として周知し、虐待相談に受けました。虐待認定・緊急性の判断・援助方針の決定はコアメンバー会議を行い組織的に実施し、継続した支援とモニタリングを行いました。
- 家庭の問題の一つとして経済的に困窮する高齢者や養護者に対しては、生活困窮者自立支援制度を活用する等、多職種で連携したチーム支援を行いました。

(9) 災害、感染症に対する備え

【取り組み】

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、医療機関や介護サービス事業所等と連携し、感染症対策として必要な物品の支給を行いました。また感染症に対しての最新の情報提供を行いました。
- 介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備しました。
- 介護事業所等と災害・感染症発生時の支援・応援体制についての話し合いを行い、支援の準備を行いました。

基本目標2に対する成果と課題

安心・安全な生活を送れる環境整備を目的に、既存のサービスを継続するとともに、新たに ACP への普及啓発や大崎診療所でのもの忘れ外来、ICT を活用した情報共有など医療介護連携の推進に努めてきました。また、生活支援体制整備事業を NPO 法人に委託し、生活支援コーディネーターを中心としたよりきめ細かな見守りの体制ができつつあります。今後も、困りごとに対してきめ細かな生活支援が提供できるよう、関係機関が連携し地域での支えあいの仕組みづくりが推進できるよう努めていきます。

第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症が流行し、外出抑制や地域活動の制限など高齢者の生活へ大きな影響を及ぼし、感染拡大時の介護サービス事業所の対応や準備などが大きな課題となりました。平時からの準備や連携を心がけ、災害や感染症に対する備えを行っていきます。

3. 基本目標3 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

(1) 制度の円滑な運営のための仕組み

【取り組み】

①相談窓口の充実と関係部署の連携強化

○地域包括支援センターを高齢者の相談窓口として周知し、住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図りました。

②相談支援の充実

○住民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、あったかふれあいセンター事業などで相談体制の充実を行いました。

○相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、必要時にケース会を実施するなど関係機関が連携して支援を行っています。

③ケアマネジメント機能の強化

○高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組んでいます。

④介護予防事業の積極的な推進

○要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組んでいます。

⑤介護給付の適正化

○介護給付の適正化は、利用者にとって適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費および介護保険料の増大の抑制につながり、将来にわたって持続可能な制度の運営を支えるため取り組んでいます。（実績を参考）

（２）保険者機能強化推進交付金の活用

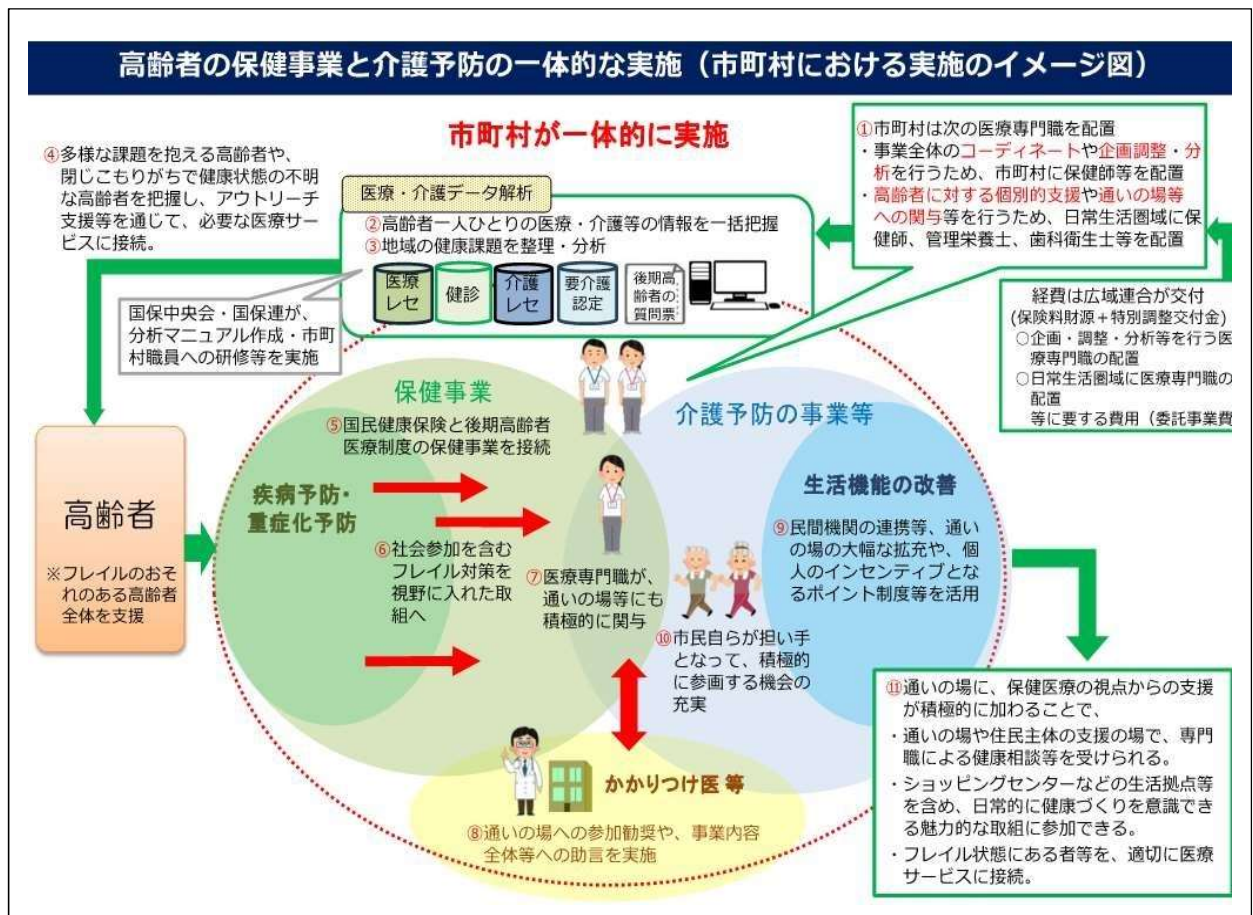
保険者機能強化推進交付金とは、市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付するものです。高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、保険者機能を強化すべく、保険者が地域の課題を分析して、高齢者の自立支援、重度化防止等に取り組むことが制度化されました。また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、予防・健康づくりに資する取組に重点化した新たな介護保険者努力支援交付金が創設されています。

本町においては、保険者機能強化推進交付金および介護保険者努力支援交付金を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取組を進め、フレイル予防活動等を通じて、新たな事業への積極的な展開など、各種取組の一層の強化を図りました。

（３）高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

令和4年度より、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を開始しました。この事業はフレイル状態に陥りやすい高齢者に対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を専門職が積極的に関わり、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するものです。高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるよう目指す取り組みです。地域の健康課題の分析を行い、医療関係団体などとの連携を進めるとともに、健康課題がある人への個別的支援と、通いの場等への積極的な関与の両者を実施します。

令和4年度は、フレイル状態の把握として、通いの場でのフレイルチェックを行い、ハイリスク者への個別支援を実施し、またフレイルチェックから抽出された地区の健康課題であった「栄養」に対してのポピュレーションアプローチを実施しました。また、健康状態不明者の状況把握を行い、健康課題の有無を判断するためのアセスメントを行いました。



基本目標3に対する成果と課題

制度を円滑に推進していくため、引きつづき相談支援の連携強化や介護給付の適正化を行っていく必要があります。

保険者機能強化推進交付金を活用し、さらに高齢者の自立支援、重度化防止に向けて取り組みを進める必要があります。

また保健事業と介護予防等の一体的な実施について、地域の健康課題の分析を行い、高齢者に対する個別支援と通いの場への積極的な関与について取り組みを進める必要があります。

■第8期計画数値目標の評価■			
項目	設定目標	目標達成状況の把握・分析・評価方法	評価
自立支援	介護度の維持改善率	・要支援1・2及び要介護1の調整済み認定率について、県平均以下を維持する。	高知県 仁淀川町（令和4年）
			要支援1 2.2 1.0
			要支援2 2.0 1.8
			要介護1 4.0 2.6
			県平均以下を維持できている。
【目標に向けた取り組み】			パンフレットを使用し周知を行った。
「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実に併せ、広報、ホームページなど多様な媒体による周知徹底を行う。			
介護予防・重度化防止	住民主体による介護予防活動の推進		・フレイルチェック
			令和3年 20地区 158名
		・フレイルチェックを年間500回、20地区実施	令和4年 18地区 113名
			令和5年 8地区 72名（10月末現在）
			コロナ禍もあり、目標には達しなかったが、サポーターが中心となり実施できた
			・フレイルサポーター
		・フレイルサポーターを年間30人養成	令和3年 32名
			令和4年 52名
	生きがい活動参加の推進		令和5年 33名（10月末現在）
			目標達成できた。
		・要介護（支援）認定を受けていない高齢者の割合 72.5%	令和3年 77.6%
		・グループ活動や集いへの参加率（ニーズ調査（3年後））上昇	令和4年 77%
	令和5年 76.9%	目標達成できた。	
		「介護保険事業状況報告」9月月報から	
		現状維持。趣味関係のグループ参加頻度は微増した。	
【目標に向けた取り組み】			・フレイルチェックにより、フレイル予防を自分事化できる仕組みが構築された。
○フレイルサポーターへの参加を促し、フレイルチェック活動が生きがいの場となり、住民にとっては、フレイルチェックは集いの場となり、健康寿命の延伸に繋がり、フレイル予防による健康長寿のまちづくりを図る。			
○フレイル予防の広報・啓発を行いつつ、フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努める。			・フレイルサポーターは年々増加し、サポーターが中心となって、「短期集中総合型プログラム ハツラツツ」によるフレイル予防の仕組みができた。
介護給付	適正化主要5事業の取り組み強化（別紙）	・計画内給付（計画給付費＞給付費実績）	達成できた。
適正化	居宅介護支援事業所指導監査体制の確立	・要介護（支援）認定率の維持25%	令和3年 22.6%
			令和4年 23.0%
			令和5年 23.1%
			目標達成できた。
			「介護保険事業状況報告」9月月報から
【目標に向けた取り組み】			
専門の職員のさらなる専門性を高め、これまでの取り組み体制を強化する。			
実地指導や集団指導により、適正にサービスが提供されるよう法令などの遵守について指導する。			

第4章 基本目標と施策の体系

1. 基本目標

本計画で目指す基本目標を前回と同様に次のとおり設定します。

基本目標1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

今後も自立した生活ができる健康寿命の期間を延伸し、健康に長生きすることが重要です。

できるだけ自立した生活が送れるよう、健康や介護予防に対する意識啓発はもとより、自主的に健康や介護予防に取り組めるフレイル予防の環境づくりを進めるとともに、フレイルサポーターへの参加などの生きがいつくりの場を充実させるなど、いきいきとした生活を送れるまちづくりを目指します。

基本目標2 安心・安全な生活を送れる環境づくり

高齢になっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を継続するためには、個々の多様なニーズに対応できる体制づくり、自立を支える各種サービスの充実が求められています。

本町における令和4年末の高齢化率は56.05%で、アンケート調査では、65歳以上の夫婦2人世帯40.0%、高齢単身世帯31.8%となっており、今後においても高齢化率は一層高くなるとともに、ひとり暮らし高齢者世帯数も増加することが見込まれ、介護保険サービスだけでは対応できない生活全般への支援の重要性が高まります。

地域包括ケア体制を一層充実させるとともに、地域資源を最大限に活用した各種サービスの充実を図り、地域でいつまでも暮らし続けられる環境づくりを進めます。

基本目標3 利用者ニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

要介護など認定者数、給付費とも少しずつ減少傾向にはありますが、第9期も引き続き注視していかなくてはなりません。今後、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め中長期的な視点で本町の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に考えていくことが必要です。

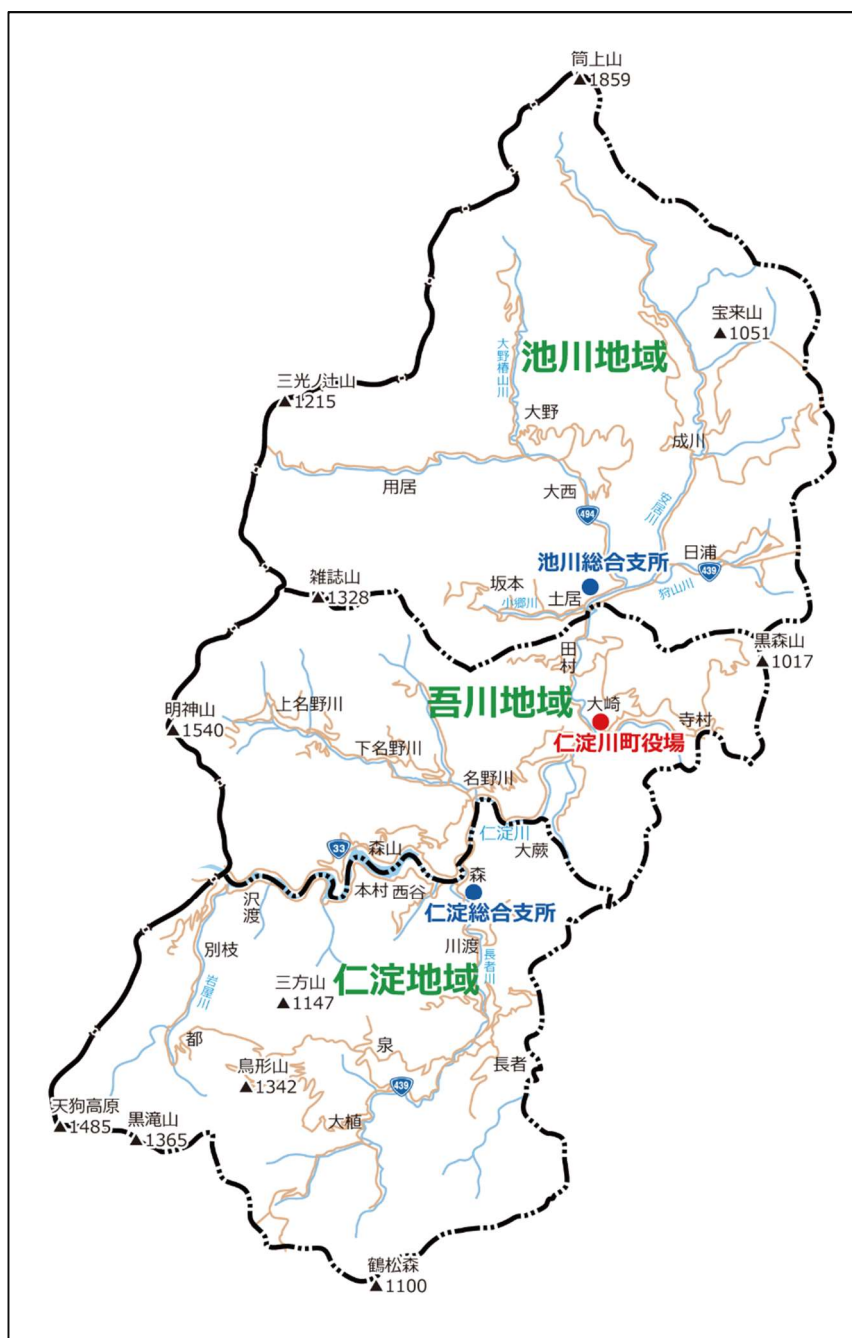
また、持続可能な制度の運営を支えるために、介護職員の処遇改善、人材確保対策の強化、給付の適正化の推進が求められています。

介護保険制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、これまでの取り組みを一層推進し、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

2. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定について、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案する必要があります。第8期計画に引き続き、池川地域、吾川地域、仁淀地域の3つを日常生活圏域とし、介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みを目指すものとします。

■仁淀川町における日常生活圏域の設定■



3. 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系を次のとおり設定します。

基本目標1：いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

- (1) フレイル予防、生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (3) 健康、生きがいのづくりの推進

基本目標2：安心・安全な生活を送れる環境づくり

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援サービスの基盤整備の推進
- (4) 高齢者の安定居住に係る施策との連携
- (5) 介護従事者の人材確保
- (6) 安全な暮らしの確保
- (7) 安心な暮らしの継続
- (8) 高齢者虐待の防止
- (9) 災害、感染症に対する備え

基本目標3：利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

- (1) 制度の円滑な運営のための仕組み
- (2) 保険者機能強化推進交付金の活用
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- (4) 介護保険サービスの将来推計

4. 具体的施策の推進

(1) 基本目標1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

①フレイル予防、生活習慣病予防の推進

令和元年から始まった、住民であるフレイルサポーターが主体となったフレイルチェック活動が根付き、フレイル予防3本柱の実践拠点として、短期集中総合プログラム「ハツラッツ」の取り組みになりました。地域での集いの場の立ち上げ、住民同士が支え合える「フレイルに強いまちづくり」に発展しています。

今後も、住民主体のフレイル予防の活動が健康寿命の延伸につながり、シニア世代の活躍の場、人と人とのつながりや支え合い、生きがいの場となるよう、NPO 法人、リハビリテーション専門職らと連携し、より一層取り組みを進めていきます。

生活習慣病予防については、令和5年度策定の第3期仁淀川町健康増進計画、食育推進計画の内容に準じた活動を実施します。

【具体的な施策】

① 住民主体のフレイル予防活動を継続

○フレイル予防の広報・啓発や、フレイルサポーターの養成を進めます。

○フレイルサポーターによるフレイルチェックを行い、フレイルを自分事化し行動変容ができるよう努めます。

○フレイルチェックの結果に基づき、リスクの高い人を対象に短期集中総合型プログラム「ハツラッツ」への参加や、保健師らによる個別のアプローチを実施します。

○リハビリテーション専門職などと共に、事業を見直し、取り組みを強化します。

② その他高齢者の健康づくり

○パワーリハビリテーション新規教室、フォロー教室を実施し、運動習慣が確立し自主運動が継続できるよう、通いの場を支援し、介護予防の推進に努めます。

②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じ、住民の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進するものです。

心身の機能改善に重点的に取り組むために、介護予防事業を推進するとともに、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

【具体的な施策】

①介護予防事業

○フレイル予防を中心とした介護予防の活動に1人でも多くの方に参加してもらえよう、周知方法やきめ細かな支援体制を推進していきます。

○地域リハビリテーション活動支援事業を利用して、地域にリハビリテーション専門職の関与による介護予防の取り組みを進めていきます。

②日常生活支援総合事業

○住民主体の緩和した基準による新たなサービスの創設に取り組みます。

○地域内の共助による活動の支援に取り組みます。

③健康、生きがいつくりの推進

高齢者が自分の能力を活かし地域社会の一員として積極的に地域活動や健康づくりの活動等に参加することは、充実した人生と健康寿命の延伸につながります。住民や地域、関係機関が連携し、地域交流・社会参加の促進を図ります。

【具体的な施策】

①地域交流・社会参加の推進

- あったかふれあいセンターの活動を周知啓発し、高齢者の集いの場や介護予防活動、生活支援の機能が充実できるよう、環境整備や支援を行います。
- 各地の集会所でミニデイサービス等を開催し、地域での集いの場を提供することにより、閉じこもりの防止や地域における共助の促進を図ります。
- いきがいデイサービスにより定期的な外出の機会を確保するとともに、交流の場を提供します。
- 老人クラブの活動事業で、研修や地域貢献などの事業に対し支援を行い、地域との交流や社会参加の促進を図ります。
- 集いの場の活動への支援を行い、住み慣れた地域で住民が主体となって健康づくりや居場所づくりの活動を行うことを推進します。
- 正しい補聴器の利用ができるよう支援を継続し、高齢者の閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、積極的な社会参加および交流を推進します。

（２）基本目標２ 安心・安全な生活を送れる環境づくり

①在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。県や福祉保健所、地域の医師等と緊密に連携しながら、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化につとめます。

【具体的な施策】

①訪問看護サービスへの支援

○在宅療養を支援していくためには、往診可能な医師及び 24 時間支援可能な訪問看護の充実が求められます。訪問看護ステーション利用時の支援を継続し、訪問看護サービスが受けられ安心して在宅療養ができるよう取り組みます。

②連携の強化

○町内医療機関との連絡会を開催し、住民や地域、町の保健福祉事業についての情報共有を密に行います。

○入院時から退院に向けての支援に医療機関と介護サービス事業所がともに関われるように関係性の継続に努めます。

○「高知家@ライン」や「あんしんネット」などの ICT の活用しやすい環境整備を支援することで、効果的な医療介護連携を推進していきます。連絡会を実施し、利用状況の確認やよりよい活用方法を協議していきます。

○上手に老い、最後まで自分らしく生きるための「心積もり」をあらかじめ大切な人と話し合ったり、ノートに書き記したりする老活（おいかつ）の啓発を行い、取り組みを推進します。NPO 法人に作成支援を委託し、高知家@ラインに入力するなど、ご本人の意向が主治医をはじめ必要な関係機関と共有できるよう、きめ細やかな支援を行っていきます。

②認知症施策の推進

認知症に対する町民の理解を深め、支援の輪を広げるとともに、認知症への気づきができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の疑いのある高齢者の早期対応に努めるほか、認知症予防、重度化防止に向けた取り組みを進め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

【具体的な施策】

①もの忘れ外来の充実

○大崎診療所でのもの忘れ外来を継続し、地域のかかりつけ医との連携のもと認知症の早期から継続した支援が行えるよう、取り組みを進めます。

②認知症高齢者と家族を支える体制づくり

○認知症サポーターの養成支援を行い、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

○介護家族の集いを開催し、認知症の人の家族の介護負担の軽減に努めます。

○ヤングケアラーを含む家族介護者支援について関係機関と連絡を密にしていきます。

○必要に応じて、認知症初期集中支援チームにつなげられるよう、チーム員である委託医療機関等との連携に努めていきます。

○徘徊による事故が起きないように、警察や消防団など関係機関との心配な方の情報共有に努めます。

③生活支援サービスの基盤整備の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、フレイルサポーター、ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉協議会等の多様な事業主体による地域の受け皿の整備が必要です。生活支援体制整備事業を一層促進し、生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

【具体的な施策】

①生活支援サービスの充実

- 配食サービスを継続し、食の支援だけでなく、孤独感の解消や見守り、安否確認に努めます。
- 軽微な家事支援が緩和した基準の中で実施できるよう、介護サービス事業所を含め、地域の関係団体とサービス基盤整備について協議を行い、新たな仕組みづくりに取り組みます。

②包括的な地域ケア体制の充実

- 巡回訪問員が 65 歳以上の全世帯を訪問し、実態把握を行い、支援の必要な高齢者を地域包括支援センターや保健師に引継ぎ、早期に発見、フォローできるよう対応します。
- 各地区のミニデイ等へ出向き、地域包括支援センターの事業や「心積りノート」について広報・啓発を行います。
- 定期的なケアマネジャー連絡会を行い、連携と資質の向上を図っていきます。
- ケアマネジャーがリハビリ専門職からの助言を受けたり相談ができる体制をつくることで、自立支援の視点を高め、介護予防ケアマネジメントの推進に努めます。
- 地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援内容を検討するだけでなく、地域課題の検討を多機関、多職種で行い、自立支援に資する実践力を高め、地域に必要なネットワークの構築を推進します。

③任意事業

- 介護用品支給事業は、今後の事業継続について協議を進め、検討していきます。

④その他

- 生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の生活支援や介護予防の提供体制の構築に向け、仁淀川町生活支援体制整備事業に取り組んでいきます。

④高齢者の安定居住に係る施策との連携

地域包括ケアシステムを構築するため高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まいの確保についての施策が重要です。今後、人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更や既存施設のあり方も含め中長期的に検討していきます。

【具体的な施策】

- 高吾北広域事務組合で設置されている特別養護老人ホームは、第9期中に町内の1施設が休止の予定です。引き続き、特別養護老人ホームの定員等について、高吾北広域事務組合と連携を強化し、情報の共有等を図ります。
- 必要に応じて医療や介護サービスを利用しながらできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤整備のあり方を議論していきます。

⑤介護従事者の人材確保

介護従事者の人材確保は重要な課題であり、町単独の補助事業だけでなく、引き続き移住希望者や若者の就労先として介護サービス事業所等と連携します。

【具体的な施策】

①ヘルパーの確保

- ヘルパーや介護職員確保のため、町独自の介護サービス人材確保対策事業を継続します。
- ヘルパー確保のため介護職員初任者研修を開催します。また近隣の市町村との合同開催も検討していきます。

②町独自の取り組み

- 新たに町内の介護サービス事業所に就労するための支援金として町独自の介護サービス人材確保対策就業支援事業を継続します。
- 処遇改善加算Ⅰを取得する経費に対して、町が介護サービス事業所に補助する町単独の介護職員処遇改善加算取得支援事業を継続します。

⑥安全な暮らしの確保

要介護者やひとり暮らし高齢者等が増加していくことが見込まれるなか、高齢者が孤立することがないように、地域で見守る体制づくりを推進するとともに、災害時の支援、感染症対策や交通安全対策、詐欺や悪徳商法の被害防止に関する施策を引き続き推進し、安全で快適に暮らすことができる環境づくりを進めます。

【具体的な施策】

①防災対策の充実

- 自主防災組織の育成や地区の公共施設で防災訓練を実施するなど、要配慮者への支援対策を関係機関と連携し取り組みます。
- 行政や福祉関係機関で協力し合い、避難行動要支援者名簿の整備等を進め、災害時等に迅速な支援が行える体制を継続します。

②防犯対策の充実

- 地区での集いの場や、警察等による「振り込め詐欺」、「悪徳商法」、「交通事故防止」のための講話を継続し、広報で啓発を行います。また、地域包括支援センターでは悪徳商法などによる売買契約のクーリングオフ手続きの支援を行います。
- 電話機への外付け録音機器の購入の支援について周知を行い、取り組みを継続します。

③交通安全対策の充実

- 広報での啓発や、交通安全協会による講話を継続して実施し、引き続き、高齢者の安全な通行の確保に努めます。
- 免許返納者や運転が心配される高齢者などの情報共有を運転免許センターや医療機関の専門医、運転外来担当者で行い、意見を聴取することで、事故防止に努めます。

④見守り活動の推進

- 民生委員、郵便局、新聞販売所、商工会の買い物宅配サービス等と連携して見守り活動の実施を継続します。

⑦安心な暮らしの継続

高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度利用支援などに取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持や保健・医療の向上、福祉の増進、その他生活の安定に資する支援等を包括的に行うため、相談体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

①権利擁護に関する知識・制度の普及啓発

○周知用パンフレット等を窓口・イベント等での配布することにより、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知・啓発を行います。

○地域包括支援センター等における相談内容に応じた各種制度の説明や関係団体の案内等を行います。

②成年後見制度の利用促進と相談機能の充実

○必要な方に成年後見制度利用支援事業による町長申立の支援を行います。

○町が相談機能を担うことで、成年後見制度に関する相談や、地域、相談支援事業者、サービス事業者、民生児童委員等からの情報を集約し、支援を必要とする対象者の把握と相談を行います。

③成年後見制度における後方支援

○成年後見人等への報酬助成を行います。

○後見等開始後の後見人等からの相談や、関係機関との調整、被後見人との関係について、町が必要に応じて後方支援することで、後見業務が円滑に運用されるよう支援します。

○住民への周知のために、ミニデイなど地区での集いの場で、消費者トラブルや虐待防止、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の説明を行います。

④在宅安心サービスの充実

○在宅で安心して生活ができるよう緊急通報サービスの周知を継続します。

○地域の見守りの中で緊急時の連絡体制がとれるよう情報通信機器等を活用したサービスを、モデル地区の取り組みをもとに整備し拡大できるよう検討します。

○耳の聞こえが悪く電話着信や来訪者に気が付かない方を対象に、屋内信号装置の機器の設置に対する支援を継続します。

⑧高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、高齢者本人だけでなく養護者の介護負担軽減、家庭内の様々な問題解消や関係機関との連携が必要です。虐待を早期に発見し、関係機関と連携した体制を整備します。

【具体的な施策】

①啓発活動の取り組み

○虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等や地域と協力を行います。また住民に対しては虐待防止への理解をすすめ、身近なところから養護者の介護負担軽減に協力をしてもらえるように広く啓発するとともに、今後の生活や健康づくり等により、尊厳をもったその人らしい生活ができるよう支援します。

②早期発見・迅速な対応・見守り体制強化の連携した取り組み

○地域包括支援センターを高齢者虐待相談窓口とし、虐待相談に応じます。虐待認定・緊急性の判断・援助方針の決定は組織的に行い、継続した支援とモニタリングを行います。必要に応じて法律の専門家などに相談をしながら、個別の状況に合わせた支援を行います。

○家庭の問題の一つとして経済的に困窮する高齢者や養護者に対しては、生活困窮者自立支援制度を活用する等、多職種で連携したチーム支援を行います。生活の安定を図り、将来にわたる生活設計ができるよう支援します。

⑨災害・感染症に対する備え

高齢者施設等については、自然災害や感染症に対する対策として「事前の備え」を充実させる必要があります。

【具体的な施策】

①業務継続計画(BCP)の策定

○令和6年度より業務継続計画(BCP)の策定が義務づけられました。BCPは、自然災害や感染症などの緊急事態に遭遇した際に、利用者の生活を支える介護サービスが継続または早期復旧できるようにする計画であり、平常時から計画に沿った研修や訓練が実施できるよう、活動を支援していきます。

②対策の実施

○介護事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発、研修を実施します。

○介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。

○関係団体が連携し、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

（３）基本目標３ 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

①制度の円滑な運営のための仕組み

介護保険制度の円滑な運営のためには、質の向上と介護給付の適正化を図る必要があります。そのために、介護サービスに携わる人材の養成や資質の向上、介護保険サービスに関する情報の提供や利用者からの苦情に対する相談体制の充実、介護給付の適正化に取り組めます。

【具体的な施策】

①ケアマネジメント機能の強化

○高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組めます。

②相談支援の充実と関係部署の連携強化

○地域包括支援センターを高齢者の相談窓口として周知を継続し、住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図ります。

○住民にとって身近な相談の場となる社会福祉協議会をはじめ、あったかふれあいセンター事業などとの連携を強化します。

○相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、必要時にケース会を実施するなど関係機関が連携して支援を実施します。

③介護予防事業の積極的な推進

○要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組めます。

④介護給付の適正化

○介護給付の適正化は、利用者にとって適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費及び介護保険料の増大の抑制につながり、将来にわたって持続可能な制度の運営を支えるための重要な取り組みです。

○本町においても要支援・要介護者の増加に伴い、介護サービスの需要量は増大しており、利用者に対する適切な介護サービスを確保することは必要です。また、50%を保険料負担としている介護給付費において、過剰な利用などの不適切な給付の削減を図るとともに、介護報酬請求の適正化などにより、制度の信頼感を高めるための取り組みを強化します。

○介護支援専門員がケアマネジメントを実施するうえで、リハビリテーション専門職に助言をいただき、今まで以上に自立支援の取り組みが進められるよう努めていきます。

○国が示す主要3事業のほか、認定審査の平準化や地域密着型サービス事業所への指導・監査などを行い、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度を構築します。

⑤はたらきやすい職場づくり

○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに取り組みます。

⑥文書負担軽減や簡素化・効率化に向けた取組の推進

○介護支援専門員など介護人材不足に向けた取組に向けて文書負担軽減や介護負担事務の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組を推進していきます。

② 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成30年度に創設された保険者機能強化推進交付金（高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進）と令和2年度に創設された介護保険保険者努力支援交付金（予防・健康づくりに資する取組に重点化）ですが、令和6年度はこの二つの交付金の目的を明確化し、評価指標などもそれぞれ区分される予定です。保険者機能交付金については①持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする②公正・公平な給付を行う体制を構築する③介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進することが評価指標となります。また保険者努力支援交付金については①介護予防、日常生活支援を推進する②認知症総合支援を推進する③在宅医療・在宅介護連携の体制を構築することが評価指標となります。

【具体的な施策】

①高齢者・高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組の継続

○自立支援、重度化防止について実施状況の把握、改善を行っていきます。

○介護予防と保健事業などの一体的な実施やフレイル予防活動、介護給付費の適正化事業などの取り組みを継続して行っていきます。

②介護人材確保への取り組み

○人材確保に関する養成研修を近隣市町村と協力して広域的な開催を検討します。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

介護予防と高齢者保健事業の一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め健康福祉課と医療保険課が連携して具体的な取り組みを進めます。

【具体的な施策】

①高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取り組みを行います。
- 重複・頻回受診者、重複投与者等への相談・指導の取り組みを行います。
- 健診・医療や介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者等の健康状態等の把握を行い、必要なサービスへの接続の支援を行います。

②通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

- 通いの場において、フレイル予防等の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育・健康相談を実施します。
- 通いの場等において、フレイル状態にある高齢者を把握し、状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。
- 地域の実情に応じ、高齢者の健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくりを行い、高齢者の健康づくりに寄与する取り組みを行います。
- 介護予防の通いの場への参加勧奨を行います。

④介護保険サービスの将来推計

介護サービス基盤の整備においては、自分の身体状況・生活環境にあったサービスが適正に受けられるように、必要なサービス量を確保するよう努めます。そのためにも課題となっている介護人材の確保に向け、移住政策等と連携し介護人材の誘致に取り組みます。また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、相談体制の充実や生活機能の向上につながるサービスの提供に努めます。

①介護保険サービス量の見込み

【認定者数の推計】

介護保険サービス量の見込みについては、これまでの利用実績や利用者数の推移、今後の認定者数、事業者からの参入希望などを踏まえて推計しています。

なお、認定者数の見込値は以下のとおりです。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
要支援1	30	31	30	26	24
要支援2	64	62	61	56	50
要介護1	103	104	102	95	85
要介護2	105	103	102	93	85
要介護3	99	98	97	89	82
要介護4	101	99	99	93	81
要介護5	85	83	83	77	70
合計	587	580	574	529	477

*第2号被保険者数も含めた総数

【居宅サービスの見込み】

居宅サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数については、これまでの利用実績などを踏まえ、次のとおり見込みました。

居宅サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
訪問介護	給付費（千円）	36,246	36,292	31,396	34,468	31,332
	回数（回）	1,020	1,020	875	976	885
	人数（人）	62	62	59	56	50
訪問入浴介護	給付費（千円）	1,747	1,750	1,750	1,750	1,750
	回数（回）	10	10	10	10	10
	人数（人）	1	1	1	1	1
訪問看護	給付費（千円）	9,404	9,416	9,416	9,210	8,593
	回数（回）	129	129	129	129	118
	人数（人）	18	18	18	17	16
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	4,330	4,335	4,332	3,855	3,855
	回数（回）	120	120	120	106	106
	人数（人）	11	11	11	10	10
居宅療養管理指導	給付費（千円）	8,104	7,942	7,698	7,556	7,364
	人数（人）	44	43	42	42	41
通所介護	給付費（千円）	106,663	106,525	106,525	103,616	94,186
	回数（回）	1,087	1,087	1,087	1,045	948
	人数（人）	103	103	103	98	89
通所リハビリテーション	給付費（千円）	9,924	10,360	9,937	9,937	8,991
	回数（回）	109	115	109	109	98
	人数（人）	14	15	14	14	12
短期入所生活介護	給付費（千円）	68,226	66,893	66,173	67,960	64,273
	日数（日）	738	723	719	731	691
	人数（人）	40	39	39	39	37
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	1,754	1,757	1,757	878	878
	日数（日）	13	13	13	6	6
	人数（人）	2	2	2	2	2
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	15,200	14,986	15,194	15,823	14,154
	人数（人）	112	112	113	114	102
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	479	479	479	479	479
	人数（人）	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費（千円）	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571
	人数（人）	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	30,506	30,545	28,387	23,582	21,179
	人数（人）	13	13	12	10	9

＊「回（日）数」は1月あたりの利用回（日）数、「人数」は1月あたりの利用者数を示す（以下同様）

【施設・居住系サービスの見込み】

介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数については、第6期計画期間中における利用者数の推移などにより推計しました。

[施設・居住系サービスの見込み]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	252,910	253,230	250,376	218,043	203,303
	人数（人）	91	91	90	79	74
介護老人保健施設	給付費（千円）	85,269	81,694	77,637	73,464	69,406
	人数（人）	22	21	20	19	18
介護医療院	給付費（千円）	196,646	192,638	192,638	125,679	108,336
	人数（人）	45	44	44	29	25

[居宅介護支援の見込み]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
居宅介護支援	給付費（千円）	37,855	37,685	37,257	34,434	30,843
	人数（人）	193	192	190	176	157

【地域密着型サービスの見込み】

地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数については、これまでの実績と今後の施設の増加などを勘案して推計しました。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	25,611	25,077	25,077	24,751	23,416
	回数（回）	257	251	251	250	235
	人数（人）	31	30	30	30	28
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	150,392	147,203	143,881	137,804	124,569
	人数（人）	46	45	44	42	38
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0

【介護予防サービス見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
介護予防訪問 入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問 看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問 リハビリテー ション	給付費（千円）	216	216	216	216	216
	回数（回）	6	6	6	6	6
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防居宅 療養管理指導	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防通所 リハビリテー ション	給付費（千円）	2,347	2,350	2,350	1,907	1,907
	人数（人）	6	6	6	5	5
介護予防短期 入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	給付費（千円）	3,137	3,137	3,082	2,815	2,494
	人数（人）	38	38	37	34	30
特定介護予防 福祉用具購入 費	給付費（千円）	236	236	236	236	236
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防住宅	給付費（千円）	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費（千円）	1,228	1,230	1,230	1,230	1,230
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防認知 症対応型通所 介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規 模多機能型居 宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費（千円）	2,374	2,322	2,267	2,046	1,825
	人数（人）	43	42	41	37	33

【地域支援事業費の見込み】

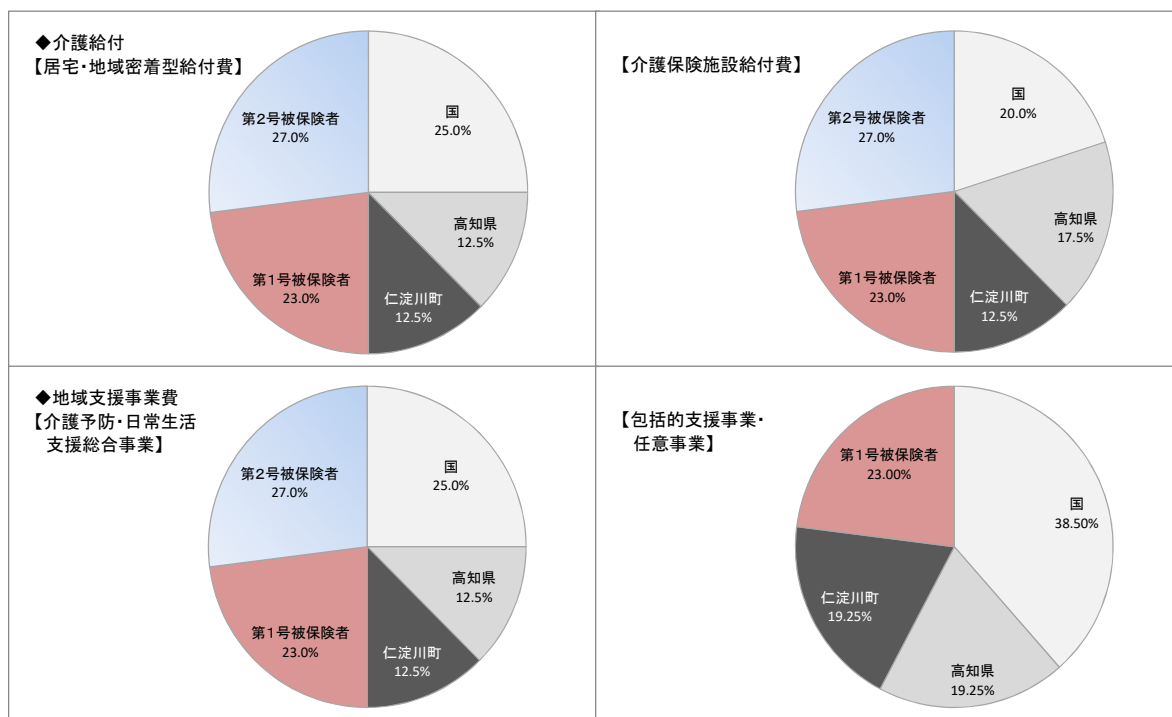
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	46,269,748	46,269,748	46,269,748	37,598,520	31,904,560
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	4,698,861	4,698,861	4,698,861	4,568,587	3,838,644
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,653,326	11,653,326	11,653,326	11,720,000	11,720,000
計	62,621,935	62,621,935	62,621,935	53,887,107	47,463,204

（単位：円）

②第1号被保険者の保険料

介護保険制度における給付費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかなうことになります。

【保険給付費の財源】



【介護保険料の算出】

第9期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込量などを踏まえ、介護保険料基準月額を算定します。

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,133,329,771	1,120,694,923	1,100,398,816	3,354,423,510
総給付費	1,054,535,000	1,042,029,000	1,023,022,000	3,119,586,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	46,781,134	46,701,574	45,905,977	139,388,685
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	28,028,767	27,981,099	27,504,419	83,514,285
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000
算定対象審査支払手数料	984,870	983,250	966,420	2,934,540
地域支援事業費 (B)	62,621,935	62,621,935	62,621,935	187,865,805
介護予防・日常生活支援総合事業費	46,269,748	46,269,748	46,269,748	138,809,244
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	4,698,861	4,698,861	4,698,861	14,096,583
包括的支援事業 (社会保障充実分)	11,653,326	11,653,326	11,653,326	34,959,978
合計	1,195,951,706	1,183,316,858	1,163,020,751	3,542,289,315

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額 (令和6年度～令和8年度)

第1号被保険者負担分相当額 (令和6年度～令和8年度)

第1号被保険者負担分相当額	814,726,542
十) 調整交付金相当額 (標準給付費及び介護予防・ 日常生活支援総合事業費の5.00%)	174,661,638
一) 調整交付金見込額 (3年間合計)	483,394,000
一) 準備基金取崩額	45,000,000
一) 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	3,000,000
保険料収納必要額	457,994,180 円

÷) 予定保険料収納率	99.80%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,395 人
÷) 12 か月	

基準月額保険料 5,980 円

(参考)

令和12年度の介護保険料の試算では、おおよそ以下のとおりとなります。

基準月額保険料 7,064 円

【所得段階別保険料額の設定】

介護保険料について、国の改正があり第9期から、標準段階区分に従った所得段階設定を行い13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■所得段階別の負担割合と保険料■

	基準所得金額	基準額に対する割合 (軽減後)	年額(円)
第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人、または生活保護の受給者、または町民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	32,600 (20,400)
第2段階	町民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	49,100 (34,800)
第3段階	町民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の人	0.69 (0.685)	49,500 (49,100)
第4段階	本人が町民税非課税で世帯内に町民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	64,500
第5段階	本人が町民税非課税で世帯内に町民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00	71,700
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,100
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	93,200
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	107,600
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	121,900
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	136,300
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	150,600
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	165,000
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	2.40	172,200

※年額は介護保険料基準額【月額】5,980円に12(カ月)を乗じて得た額の百円未満を切り捨てた金額である。

年額：5,980円(介護保険料基準額【月額】)×12(カ月)=71,760円(百円未満切り捨て)
→71,700円

⑤本計画の推進により目指す数値目標

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

■数値目標■

項目	設定目標	目標達成状況の把握・分析・評価方法
自立支援	介護度の維持改善率	・要支援１・２及び要介護１の調整済み認定率について、県平均以下を維持する。
【目標に向けた取り組み】 「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実に併せ、広報、ホームページなど多様な媒体による周知徹底を行う。		
介護予防・ 重度化防止	住民主体による介護予防活動の推進	・フレイルチェックを年間 200 名、16 回実施 ・フレイルサポーターを年 50 人養成
	生きがい活動参加の推進	・要介護（支援）認定を受けていない高齢者の割合 78%以上 ・グループ活動や集いへの参加率上昇 [ニーズ調査（３年後）]
【目標に向けた取り組み】 ○フレイルサポーターへの参加を促し、フレイルチェック活動が生きがいの場となり、住民にとっては、フレイルチェックは集いの場となり、健康寿命の延伸に繋がり、フレイル予防による健康長寿のまちづくりを図る。 ○フレイル予防の広報・啓発を行いつつ、フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努める。		
介護給付 適正化	適正化主要３事業の取り組み強化（別紙）	・計画内給付（計画給付費＞給付費実績） ・要介護（支援）認定率の維持 25%
	居宅介護支援事業所指導 監査体制の確立	
【目標に向けた取り組み】 ○専門の職員のさらなる専門性を高め、これまでの取り組み体制を強化する。 ○実地指導や集団指導により、適正にサービスが提供されるよう法令などの遵守について指導する。		

■適正化主要3事業の取り組み強化_1■

事業名		事業内容	第9期計画目標	
1 要介護認定の適正化	(1) 要介護認定調査の事後点検	・記入漏れがないか、選択項目と特記事項に整合性があるか、主治医意見書と整合性があるかを審査会に提出する前に確認する。	直営分の認定調査：100% 委託分の認定調査：100%	
	(2) 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体間の差等について分析	・二次判定での変更の傾向を把握するとともに、合議体間、県平均、全国平均と変更率を比較する。	年3回実施	
2 ケアプラン等の点検	(1) ケアプランの点検	・書類点検については、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員全員から1件ずつ取り寄せて実施する。	書類点検：9件	
		・ヒアリングについては、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所から書類点検で疑義のあったプランを1件ずつ取り寄せて行う。(改善が必要なプランがあった場合は、報告書の提出を求める等再確認を行う。)	ヒアリング：3件 (再確認：100%)	
	(2) 住宅改修の点検	＜施工前＞		
		・写真や図面により、受給者の状態から必要な改修であるか、また、工事見積書により、一般的な改修費であるか確認する。	書類等による点検：100%	
		・写真等では改修内容が分かりづらい場合、必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、適切な内容であるか確認を行う。	訪問調査による点検：100%	
		・限度額を超える改修について、訪問調査を行う。		
		＜施工後＞		
		・竣工写真により、改修が適切に行われたかを確認する。	書類等による確認：100%	
		・竣工写真では内容の分かりづらいものについては、受給者宅を訪問し、改修の内容を確認する。	訪問調査による点検：100%	
		・不適切な箇所が見つかった場合は業者に伝えとともに、今後改修を行ううえでの参考とする。		
		・高額な改修について、訪問調査を行う。		
		(3) 福祉用具購入・貸与調査	＜購入・貸与前＞	
	・申請書に記載されている「必要とする理由」を確認し（ケアプランが添付されている場合はケアプランの内容）、必要性について確認する。		書類等による点検：100%	
	・カタログ等により、該当商品が一般的な値段のものかを確認する。			
	・受給者の状態から必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、用具の必要性を確認する。		訪問調査による点検：100%	

■適正化主要3事業の取り組み強化_2■

事業名		事業内容	第9期計画目標
2 ケアプラン等の点検	(3) 福祉用具購入・貸与調査	<購入・貸与後>	
		・軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与については、訪問調査を行い、利用状況の確認を行う。	訪問調査：100%
		・購入直後、しばらく期間が経過した後に、利用状況を確認する。	訪問調査：100%
3 縦覧点検・医療情報との突合	(1) 縦覧点検	・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。	国保連合会に委託：100%
	ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。	事前提出書類との突合：100%
		・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と入所理由を確認する。	事業者等への確認：100%
	イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。	事前提出書類との突合：100%
		・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。	事業者等への確認：100%
	ウ「居宅介護支援再請求等状況一覧表」	・一覧表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認する。	一覧表の内容確認：100%
		・記載されている内容について分からない点がある場合に事業者を確認する。	事業者への確認100%
	(2) 医療情報との突合	・点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を、国保連合会に委託する。	国保連合会に委託：100%
4 国保連合会の適正化システムの活用		・活用頻度が高いと思われる帳票を活用し、各種指標の偏りを基に不適切な可能性のある事業者なども抽出。過誤調整や事業者等への指導を実施する。	年1回
5 その他の取組		・事業所に対して、主要3事業等の実施結果について会等で知らせる。	年1回
		・介護サービスの適正利用に関する記事を広報誌に掲載する。	年1回

Ⅲ 仁淀川町障害者計画 第7期仁淀川町障害福祉計画 第3期仁淀川町障害児福祉計画

(障害者計画：令和6年度～11年度)

(障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度～8年度)

第1章 障害福祉をめぐる国・県の動向

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

1. 「障害者基本法」の改正

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

2. 「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変わり、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談

支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

今回の「障害者総合支援法」の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等や関連サービスや病気のデータベースに関する規定が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて平成30年4月1日としています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

3. 「発達障害者支援法」の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

4. その他の障害者施策をめぐる近年の動き

【「障害者虐待防止法」の施行】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

【「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月1日に施行されました。本町では、調達先の提供可能な役務・物品と町内部の需要の調整を図りできる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っており、調達結果については、町のホームページに公表しています。

【「障害者雇用促進法」の改正】

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月または平成30年4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障害者の範囲の明確化 〔平成25年6月19日施行〕

○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

〔平成28年4月1日施行〕

○法定雇用率の算定基礎の見直し 〔平成30年4月1日施行〕

【「障害者差別解消法」の施行】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

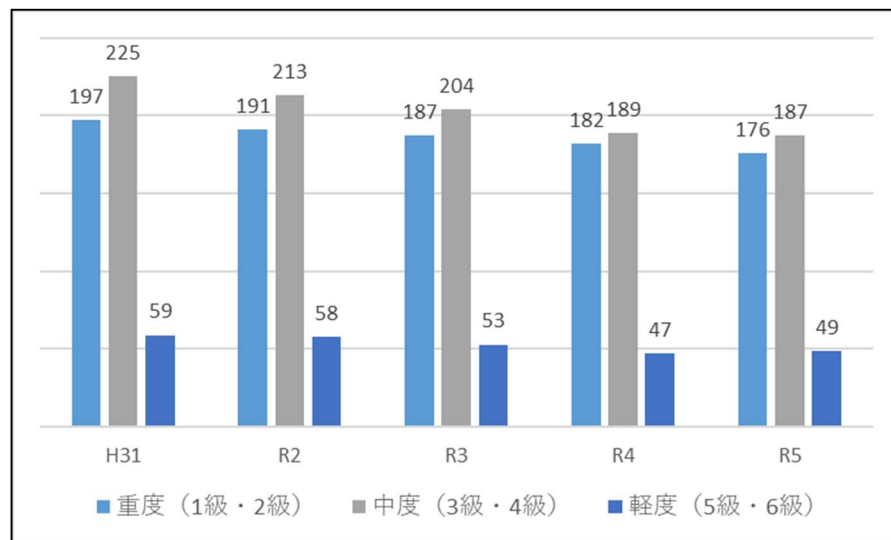
第2章 障害者（児）の現状と重点課題

1. 障害のある人の現状

（1）身体障害者（児）の状況

本町に居住する身体障害者手帳所持者全体の数は、全体的に減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

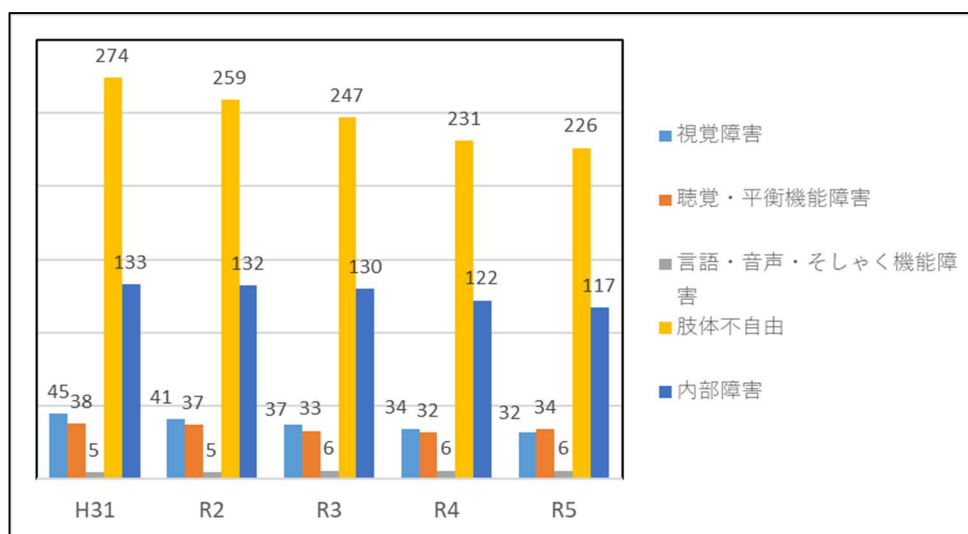


単位：人

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

障害の部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和5年においては、身体障害者手帳所持者の約54.4%を占めています。身体障害者手帳所持者の減少とともに、全体的に減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（障害の部位別）の推移■



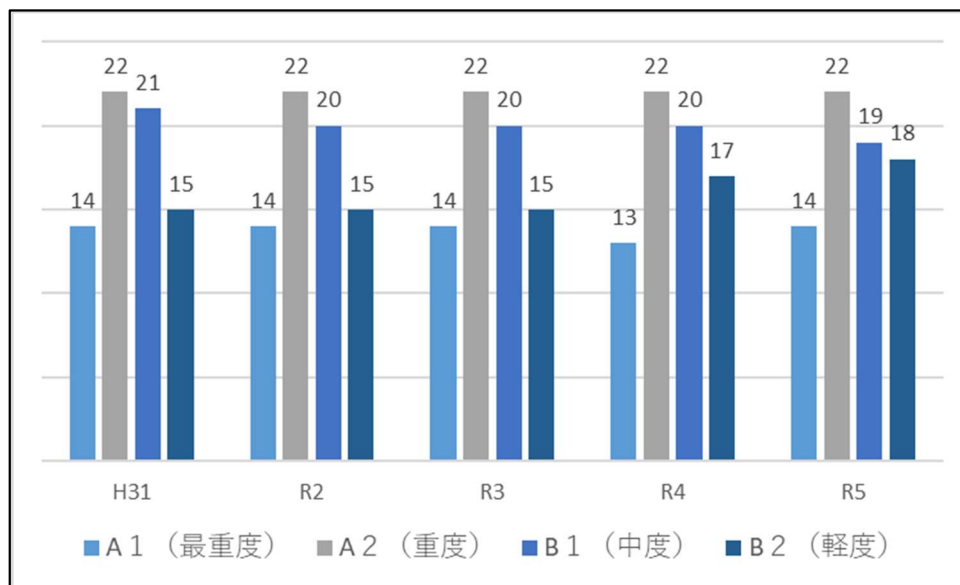
単位：人

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

（2）知的障害者（児）の状況

本町に居住する療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「B1（中度）」は減少傾向にありますが、その他は横ばい、もしくは増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移■



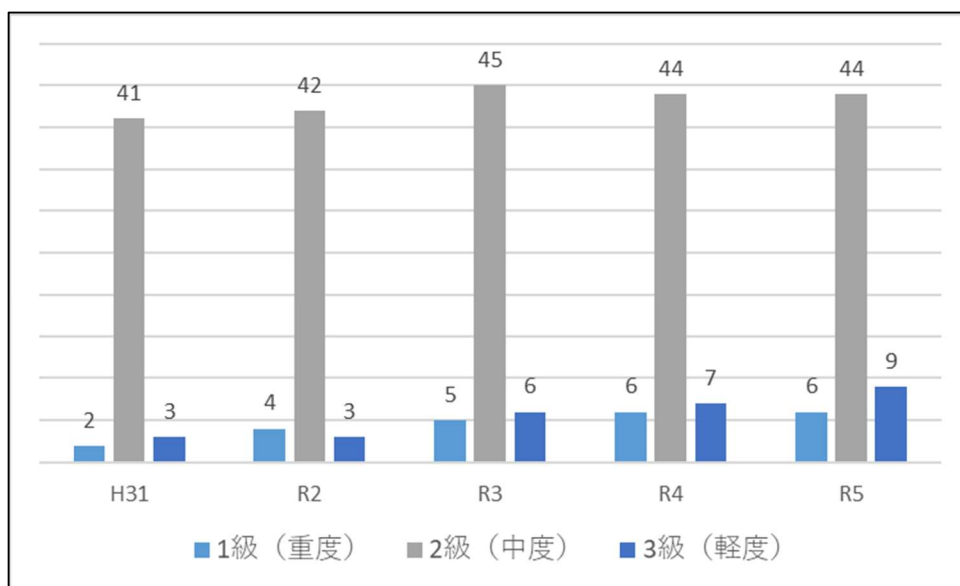
単位：人

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

（3）精神障害者（児）の状況

本町に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、どの等級においても増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数（等級別）の推移■



単位：人

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

(4) 障害児保育の実施状況

障害児保育の実施状況については、以下のとおりとなっています。

■ 障害児保育の実施状況 ■

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所 (認定こども園含む)	対象児数	5	4	4	5	4
	加配職員数	4	4	3	4	3
子ども教室	対象児数	0	0	0	0	0
	加配職員数	0	0	0	0	0
合計	対象児数	5	4	4	5	4
	加配職員数	4	4	3	4	3

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

(5) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の設置状況は以下のとおりです。

■ 特別支援学級の設置状況 ■

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	5	4	5	5	5
	児童数	8	7	10	12	15
中学校	学級数	3	4	2	2	3
	生徒数	3	4	2	2	3

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

（6）経済的支援の受給状況

経済的支援の受給者数は以下のとおりです。「心身障害者扶養共済制度」の加入者数は減少傾向にありますが、その他はほぼ横ばいで推移しています。

■各種経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	受給者数	2	2	2	2	3
障害児福祉手当	受給者数	5	6	5	5	4
特別児童扶養手当	受給者数	9	8	8	8	8
心身障害者 扶養共済制度	加入者数	10	10	10	7	7
	受給者数	14	15	15	14	16

資料：仁淀川町健康福祉課（各年4月1日）

また、自立支援医療の受給者数は以下のとおりとなっています。「精神通院医療」の利用者が増加傾向にあります。

■自立支援医療の受給者数の推移■

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	20	18	17	20	13
精神通院医療	80	85	86	91	63
育成医療	0	0	0	0	0
合計	100	103	103	111	76

資料：仁淀川町健康福祉課（各年3月末日）

令和5年度は12月末で集計

(7) 仁淀川町内の福祉サービス事業所・福祉施設

令和5年度における町内の障害福祉サービス事業所と福祉施設については以下のとおりです。

■町内の指定障害福祉サービス事業所及び障害者福祉施設■

サービス	事業所名	所在地	実施主体
居宅介護 重度訪問介護	サポートセンター ほのか	大崎 264 番地 2	社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
	ぬくもり介護 センターおおの	森 3675 番地	有限会社 ぬくもり介護センターおおの
共生型生活介護	デイサービス センター池川	土居甲 921 番地 1	社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
	デイサービス センターせいらん荘	長者乙 2435 番地	
	デイサービス センターひなた荘	森 4287 番地	有限会社 ぬくもり介護センターおおの
施設入所支援 生活介護 短期入所	湖水園	高瀬 1500 番地	高吾北広域町村事務組合
就労継続支援 B 型	ほほえみ	大崎 178 番地	株式会社 太陽

資料：仁淀川町健康福祉課

2. 計画の推進に当たっての重点課題

障害のある人をめぐる障害者施策の動向や各調査の結果を総合的に勘案し、今後、重点的に取り組む必要性が高いと考えられる課題は以下のとおりです。

(1) 障害に関する正しい理解の周知と障害のある人との交流促進

平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行され、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められました。

本町においても、障害の有無に関わらず、すべての町民が相互に人格や個性を認め、尊重することのできる社会の形成が求められます。

(2) 障害のある子どもへの支援の強化

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、障害児福祉計画の策定が求められるようになりました。放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスの利用は全国的にも増加傾向にあり、障害のある子どもやその保護者を支えるための福祉施策や福祉サービスのニーズが高いことがうかがえます。障害のある子どもの保育・療育・教育を通じて、適切な支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていくことが求められます。

(3) 就労の場の提供・拡大

「障害者雇用促進法」が平成25年6月に改正され、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務や法定雇用率の算定基礎の見直しが定められました。職場における障害者理解を進め、就労意欲の高い障害のある人がその特性を活かして社会の中で活躍できる場の創出が求められています。

(4) 移動手段の確保

外出する時に困ることとして、「一人で外出するのは不安」、「公共交通機関が減少している」などが問題となっています。外出時の不安を解消するだけでなく、日常的な移動手段となる公共交通の利便性の向上が求められています。

その他、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

第3章 障害者計画における基本目標と施策体系

1. 障害者計画における基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、本町では以下の7つの視点を設定し、各施策を展開することにより、障害のある人を支援していきます。また、厚生労働省が提唱する「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

（1）啓発・交流の推進

広報や交流、ふれあいの機会を通じて町民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。さらに、多様化するニーズに対応すべく、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

また、障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

（2）保健・医療の充実

障害の有無に関わらず、すべての町民がいきいきと健やかに人生を送ることができるよう、健（検）診や保健指導等を通じた健康づくりを支援します。また、必要な医療やリハビリテーションが受けられるよう、関係機関との連携を図ります。

こころの健康づくりを町ぐるみで支援し、課題の早期発見・早期対応につなげることができるよう、体制の強化を図ります。

（3）障害のある子どもを支援する体制の強化

全国的に障害のある子どもへの総合的な支援の必要性が高まっています。本町でも、障害児福祉サービスの提供を中心に、今後も障害のある子どもやその保護者への支援を行い、適切な支援につながるよう各種サービスの提供体制の構築や大崎診療所で定期的に行っている発達相談外来についての活用、総合的な支援の提供に努めていきます。また、障害のある子どもがその特性や適性に応じて、その可能性を最大限に発揮できるよう、一貫した保育・療育・教育の提供に努めていきます。

（4）就労支援の強化

すべての人にとって、社会的な自立には、経済的な自立が不可欠です。障害のある人でも、その特性や適性を活かした就労により、経済的な自立を促すことができるよう、障害福祉サービス等の適切な提供を図ります。また、平成30年度から障害のある人の法定雇用率が見直されることなどを踏まえ、民間企業への各種制度の周知やその利用を推進するとともに、障害のある人の一般就労を支援していきます。

（５）社会参加への支援

障害のある人もない人も分け隔てなく交流できる機会やふれあうことができる機会の1つである、スポーツや芸術文化活動を支援するとともに、人生を豊かにする生涯学習の場の充実に努めます。

また、移動支援やコミュニケーション支援により、障害のある人が社会とのつながりを維持することができるよう図っていきます。特に移動支援については、公共交通施策や福祉施策とを連携させ、町内外のアクセスの改善を図っていきます。

（６）生活支援サービスの提供

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選択できるよう、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実に図り、豊かな地域生活の実現に資するための体制の確立に努めます。

また、障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実に図ります。

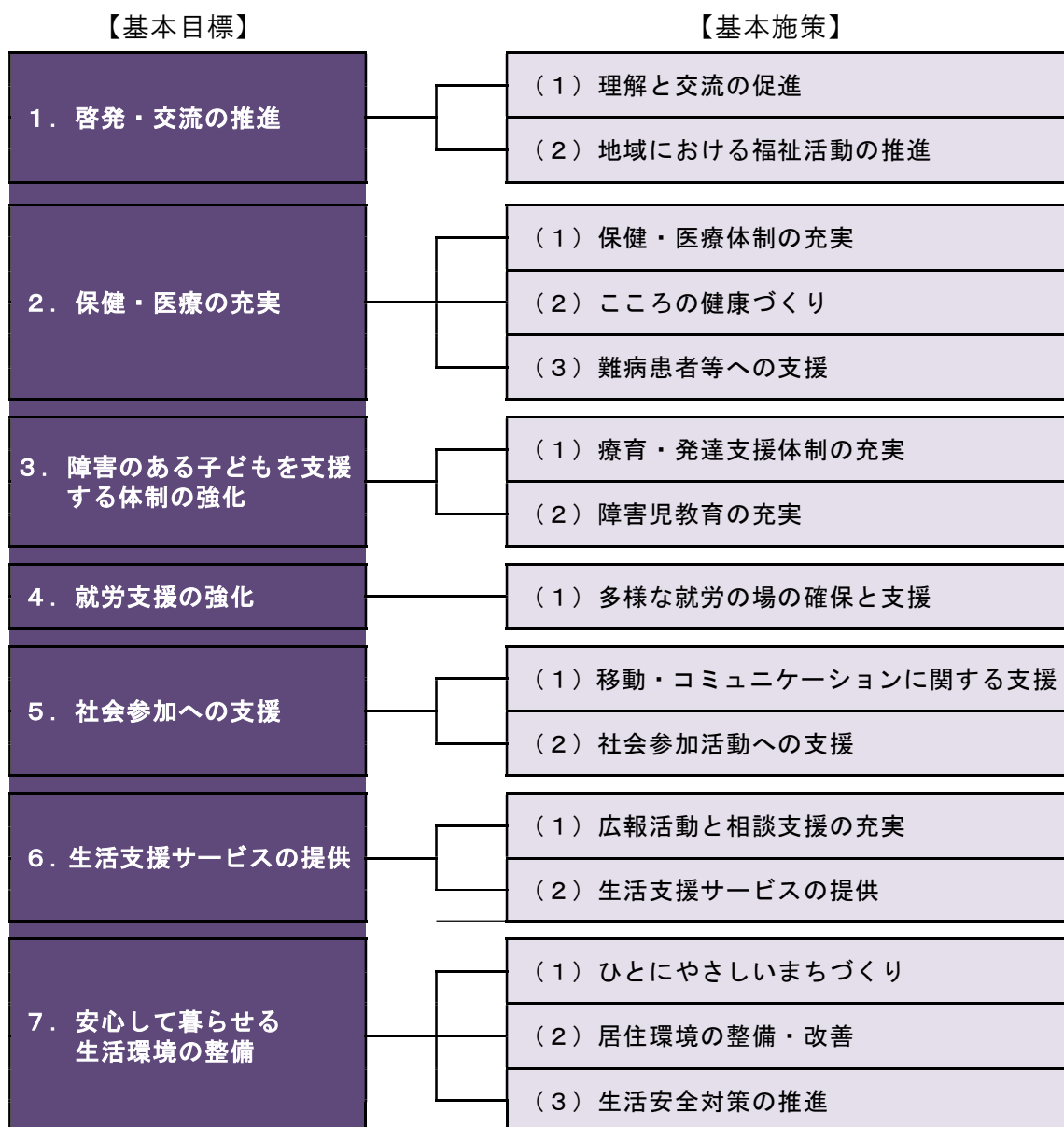
（７）安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人の安心・安全な暮らしを実現するためには、生活基盤である住まいの確保や生活環境の整備、防災・防犯・交通上の安全確保は欠かせません。障害の有無に関わらず、すべての町民が快適かつ安全・安心に生活することができるよう、住宅や公共施設、道路などといった生活環境の整備、向上を図るとともに、地域における防災・防犯対策の充実に努めます。

また、消費者犯罪から障害のある人などを保護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進し、町民の権利や財産を保護する取り組みを進めます。

2. 施策体系

本計画における基本理念の実現に向けて、障害のある人に関わる施策を以下のように整理します。



3. 具体的施策の推進

(1) 基本目標1 啓発・交流の推進

「地域共生社会」の構築に向けて、障害のある人もない人も、ともに地域社会の一員として、相互に尊重される社会が求められています。障害に対する正しい理解を深め、広報・周知活動や交流機会の創出、福祉教育の推進に努めていきます。

①理解と交流の促進

- 「広報によど川」等の媒体や多様な機会を通じてこころのバリアフリーに関する広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人となない人の交流を促進していきます。
- 学校、保育所（認定こども園）における道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習を行い、福祉教育の推進に努めます。

②地域における福祉活動の推進

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員、仁淀川町身体障害者連合会などによる地域福祉活動の活発化や、住民同士が助け合って暮らせるような福祉社会の形成を目指します。
- 県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、配食サービスの配達など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。

(2) 基本目標2 保健・医療の充実

いきいきとした生活には、心身が健やかであることが不可欠です。町民の健康づくりを推進するとともに、必要な医療を地域で受けられる体制づくりを図ることによって、町民が安心して暮らしていくことのできる環境づくりを進めていきます。また、障害のある人の自立した生活を支えるためのリハビリテーション体制の充実に努めます。

また、こころの健康づくりにあたっては、地域で困りごとを抱えた人へのサポートを強化していきます。

①保健・医療体制の充実

- 住民の心身の健康づくりの推進のため、健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談の充実等に努めます。
- 障害のある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて関係機関との連携のもとに、医療体制の充実に努めます。
- 障害の程度に応じた継続的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携の

もとに地域での障害者・児のリハビリテーション提供体制の充実に努めます。

②こころの健康づくり

○ストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の強化に努めます。

○身近なところで気軽に安心して相談でき、適切な医療を受けられるよう、相談支援体制の充実及び精神科医療の確保に努めます。また、相談・学習機会や社会参加を目的に行っているデイケア事業等の充実に努めます。

③難病患者への支援

○県の福祉保健所や医療・介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

(3) 基本目標3 障害のある子どもを支える体制の強化

障害のある子どもへの支援については、全国的に発達障害児の増加がみられ、障害児福祉計画の策定が求められるなど、保護者への支援を含めて強化されるようになってきています。本町でも障害のある子どもの早期発見と適切な対応に努め、保育・療育・教育を通じて社会的な自立に向けた支援を進めていきます。

①療育・発達支援体制の充実

○心身の発育発達上に課題のある子ども、その保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。

○「ともに育つ」という視点のもとに、障害のある子どもの保育所（認定こども園）や放課後子ども教室への受け入れ体制の充実に努めます。

②障害児教育の充実

○教職員による指導方法・指導内容・教材等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、生活に結びついた学習を取り入れ、その個性や能力、可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

○障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、特別支援学級や保健室等の居場所づくりに配慮します。また、学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備等の充実に努めます。

○障害のある子どもの持つ可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、多様な教育支援・進路の確保について県や関係機関に働きかけます。

（４）基本目標４ 就労支援の強化

就労は生きがいづくりにもつながることから、障害のある人がその特性や能力を活かして就労し、賃金を得ることができるよう、障害福祉サービス等を通じて支援を行います。また、「障害者雇用促進法」の改正等、法制度の周知を民間企業等へ周知し、障害のある人の一般就労を支援していきます。

①多様な就労の場の確保と支援

- 障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、住民や事業所等に対する普及・啓発活動等を推進します。雇用先の事業所等において、障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携します。
- 障害のある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労等を図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。
- 障害のある人が農林水産業などの産業に従事することを促進し、産業の経営発展及び障害のある人等の社会参画並びに生きがいづくりを実現していけるよう農福連携等事業を推進します。

■ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 ■

単位：円

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績	実績	実績見込み
調達額	752,392	894,760	735,831	1,564,550	800,000
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	見込み	見込み	見込み		
調達額	800,000	800,000	800,000		

（５）基本目標５ 社会参加への支援

障害のある人の社会参加を支援するため、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努めます。特に、町民の日常生活と社会生活の基盤である交通施策については、障害福祉施策のみならず、公共交通施策等の他分野との連携を進め、総合的に施策を提供していく必要があります。

①移動・コミュニケーションに関する支援

- 行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、民間が実施する移送サービス（車いす送迎車による移送等）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましい在り方について検討を進

め、サービス提供に努めます。社会参加をより一層促進するために、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。

- 聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が社会生活を送る上でコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、きめ細やかな対応をしていきます。

②社会参加活動の支援

- 障害のある人がスポーツ等を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための条件整備や支援人材の育成等に取り組みます。
- 政策・方針検討の場や地域におけるコミュニティ活動など、障害のある人やその家族が幅広くまちづくり活動に参画できるよう支援を促進するとともに、障害者団体活動の支援に努めます。また、障害者デイケア事業やあったかふれあいセンター事業などを通じ、社会に慣れていく場を提供していきます。
- 福祉タクシー・ガソリン券の交付や障害福祉サービス提供時の送迎補助などを通じて障害のある人の社会活動参加促進を引き続き行います。

（6）基本目標6 生活支援サービスの提供

障害のある人が地域で住み続けられるよう、自らの状況に応じた適切な支援を受けることのできる体制づくりを進めていく必要があります。障害の有無に関わらず、すべての町民が地域の情報を得ることができるよう、各種情報の提供および提供体制整備に努めていきます。また、必要とするサービスを受給できるよう、近隣自治体等とも連携しながら、地域の相談支援機能の強化を図っていき、多様なニーズに対応できるよう各種サービスの充実にも努めます。

さらに、障害のある人の地域生活を応援するため、各種サービスの提供体制の構築・強化を引き続き図っていきます。

①広報活動と相談支援の充実

- 広報紙やパンフレットなどを活用し、障害福祉サービスや町内及び近隣における関係施設の案内、保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族等がわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。
- 障害のある人やその家族、支援者などの抱える様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、相談支援に関わる関係機関との連携を強化していきます。また、専門的な相談機能の充実のため、地域包括支援センター職員や保健師等の資質の向上を図ります。身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員等の活動への支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、住民への周知を図ります。

②生活支援サービスの提供

- 障害のある人が、自らの人生や生き方を選び、地域において自立し、安心した生活を送れるよう、各種の支援制度・事業、社会資源等についての情報提供に努めます。また、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、支給決定方法の適正な運用に努めます。
- 多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるよう各種の在宅生活支援サービスの充実に努めます。
- 身近な地域などで、障害のある人やその家族、支援者等が気軽に集い、交流できるよう公共施設など既存施設を活用した場の確保・整備を検討します。
- 障害のある人が地域のなかで自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の情報提供や情報収集に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。また、町内における入所施設の老朽化や個室化に対応できるよう関係機関とともに取り組みを勧めます。その他、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しつつ、生活の場としての施設サービスの確保に向けて、近隣町村との協力を進めていきます。
- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度（障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等）の周知に努め、障害福祉サービス利用時の利用者負担について軽減措置などの配慮に努めます。

（7）基本目標7 安心して暮らせる生活環境の整備

地域で安心して暮らし続けることができる町を目指し、生活環境のバリアフリー化を推進し、すべての人が生活しやすい環境の整備に努めます。

また、安心して暮らしていくためには、災害時への備えや犯罪等への対策を進めておく必要があります。障害のある人の権利や財産を守る制度の周知によって、必要なサービスを受けることができるよう、体制の強化を図ります。

①ひとにやさしいまちづくり

- バリアフリー新法や高知県ひとにやさしいまちづくり条例などについて、住民や事業者に対する普及・啓発に努め、「ひとにやさしいまちづくり」やバリアフリー化に関する意識の高揚を図ります。多くの人が利用する公共施設について、段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置等を設置し、バリアフリー化の状況などについて、利用者に対する情報提供に努めます。
- 障害のある人や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関の整備を働きかけていきます。

②居住環境の整備

- 町営住宅等においては、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境と

なるよう、引き続きバリアフリー住宅の整備をし、誰もが暮らしやすいまちづくりの普及・促進に努めます。

○安全に暮らせる居住環境が整えられるよう、福祉用具の給付・貸与（日常生活用具の給付事業、福祉用具の貸与事業）の周知に努めます。

③生活安全対策の推進

○台風・集中豪雨などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人等の日常的な実態把握や災害時・緊急時の緊急通報、救出・避難誘導の個別避難計画の作成、地域ぐるみの支援体制を整備していきます。

○障害のある人や高齢者等が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における近隣住民相互の声かけなど、防犯活動の充実に促進します。

○判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、権利擁護関係制度の利用支援に努めます。

○福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の推進を図ります。

○障害のある人に対する虐待の防止に向けて、関係機関における連携体制や具体的な対応等について検討を進めます。

第4章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標の評価・分析

1. 目標の評価・分析

前回の計画（令和2年度～令和5年度）における成果目標に対する評価・分析は次のとおりです。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【目標設定】

福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、施設利用者やその家族の希望や状況等を考慮しつつ、適切な支援の提供に努めていきます。

■数値目標■

	令和元年度末時点	令和5年度末時点
施設入所者数	19人	16人
地域生活移行者数 (移行率)		1人 (5.3%)
施設入居者の削減数 (削減率)		3人 (15.8%)

【成果】

地域生活移行者数は0人となり、国の基本指針にある6%以上の移行率は達成することができませんでした。

施設入居者の削減数としては3人で15.8%の削減率となり、数値目標や国の基本指針の削減率を達成することができています。

■実績■

	令和元年度末時点	令和5年度末時点(見込み)
施設入所者数	19人	16人
地域生活移行者数 (移行率)		0人 (0%)
施設入居者の削減数 (削減率)		3人 (15.8%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【目標設定】

地域包括ケアシステム構築のために必要な保健・医療・福祉関係者による協議の場を越知町・佐川町と共同で設置し、協議の場を活用し精神障害者の地域移行が行えるよう、必要なサービス見込量を定めます。

■数値目標（協議の場の活用）■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度における協議会数	0回	0回	3回	3回	3回
各年度における協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	10人	10人	10人
各年度における協議の場の目標設定	なし	なし	精神科病床への入院者数の現状把握	入院者を地域で受入れるための具体的な施策の検討	令和4年度に考えた検討策を実行し、最低1名は退院者を地域で受入れる
各年度における協議の場の評価の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回

■数値目標（精神障害者の地域移行に係るサービス見込量）■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援 (人/月)	0	0	0	0	0
地域定着支援 (人/月)	0	0	0	0	0
共同生活援助 (人/月)	0	0	0	0	0
自立生活援助 (人/月)	0	0	0	0	0

■実績（協議の場の活用）■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度における協議会数	0回	0回	1回	1回	3回
各年度における協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	6人	6人	6人
各年度における協議の場の目標設定	なし	なし	精神科病床への入院者数の現状把握	入院者を地域で受入れるための具体的な施策の検討	令和4年度に考えた検討策を実行し、最低1名は退院者を地域で受入れる
各年度における協議の場の評価の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回

■実績（精神障害者の地域移行に係るサービス見込量）■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援（人／月）	0	0	0	0	0
地域定着支援（人／月）	0	0	0	0	0
共同生活援助（人／月）	0	0	0	0	0
自立生活援助（人／月）	0	0	0	0	0

【成果】

令和5年度1名の方が自立訓練を利用し、地域生活へ移行されました。今後も引き続き地域での受け入れ体制確保に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標設定】

地域生活拠点の整備の目的とされる、障害のある人の高齢化や重度化および「親亡き後」を見据えた地域移行を進めるため、相談や体験の機会・場など、地域生活拠点等に求められる機能の整備・拡充を図り、整備に向けて検討を進めていきます。

【成果】

現在、地域生活支援拠点は中央西圏域内にはありません。

「障害者の重度化・高齢化や【親亡き後】を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制」という拠点の内容から、圏域での設置も多く(※)、仁淀川町だけでなく近隣市町村や県とも検討していきます。

※厚生労働省ホームページ（地域生活支援拠点）：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

【目標設定】

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、平成30年度から令和2年度までの期間において2名（うち就労移行支援事業1名、就労継続支援A型事業1名）で推移しています。今後も同程度で移行できるよう関係機関と連携を図り、令和5年度末までの移行者数として2名を見込みます。

■数値目標■

項目	令和5年度末時点
一般就労移行者数 (全体数)	2人
一般就労移行者数 (就労移行支援事業を利用)	1人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型事業を利用)	1人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型事業を利用)	0人

【成果】

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度から令和5年度までの期間において0名で推移しています。しかし、令和5年度中に農福連携等事業所へ雇用された方は2名おり、一定の成果が出ております。今後も一般就労へ向けて引き続き関係機関と連携を図っていきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ⑤令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標設定】

本町には障害児支援の資源が乏しく、他市町村の事業所においてサービスを利用している状況となっています。令和3年度以降も、県内全域を視野に入れた広域的なサービス確保を下記のとおり努めていきます。

■数値目標■

項番	項目	令和5年度末時点	備考
①	児童発達支援センターの設置数	1箇所 (現状維持)	中央西圏域内の日高村に設置されている。
②	保育所等訪問支援事業の利用体制の構築	2箇所 (現状維持)	中央西圏域内の土佐市・日高村に保育所等訪問支援事業所が整備されている。
③	難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	1箇所	仁淀川町・越知町・佐川町で体制について協議の場を持つ。
④	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	中央西圏域において1箇所以上確保する。
⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	3回／年	中央西福祉保健所管内、仁淀川町・越知町・佐川町の近隣3町村で協議の場を設けます。
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	協議の場を通じて、コーディネーター配置の必要性について検討してきます。

【成果】

- ①児童発達支援センターは中央西圏域内の土佐市・日高村に設置されています。
今後も町の枠を超えて事業所と連携を図っていきます。
- ②中央西圏域内の土佐市・日高村に保育所等訪問支援事業所が整備されており、
本町の対象者も利用できる体制となっております。今後も引き続き事業所と
連携して利用に繋がられる体制を取っていきます。
- ③中央西圏域において、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は
存在しますが、重症心身障害児を受け入れ可能な事業所は整備されていません。
今後も圏域内での整備に向けて各事業所と協議していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【目標設定】

国の基本指針に基づき、令和5年度末までに圏域または仁淀川町・越知町・佐川町の3町において基幹相談支援センターの設置等を検討していきます。

■数値目標■

項目	令和5年度末時点	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	中央西圏域または仁淀川町・越知町・佐川町の3町での設置を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
主任相談支援専門員の養成	0人	0人	1人	近隣町村で勉強会を開催
相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	近隣町村で勉強会を開催
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回	近隣町村で勉強会を開催

【成果】

基幹相談支援センターについては検討の結果、越知町・佐川町・本町での共同設置は難しいため、令和8年度までに本町単独設置を検討します。主任相談支援専門員については現在県内での研修受講体制が県内ありません。相談支援員の人材育成に関しては、ケース情報を提供するなどして支援を行っております。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標設定】

国の基本指針に基づき、令和5年度末までに障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援台帳システム等を活用し、サービスの質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

■数値目標■

項目	令和5年度末時点	備考
町内の障害福祉サービス事業所、町職員等が研修に参加する人数	1人／年	
障害者自立支援台帳システム等を活用した関係機関との共有の場	1回／年	自立支援協議会で報告

【成果】

県等が主催する障害福祉に関する研修は、福祉担当職員をはじめ多くの福祉関連職員が内容を精査し、随時参加しています。障害者自立支援台帳システム（障害福祉管理システム）については担当者間で活用方法を共有し、関係機関との連携に活用しております。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における目標

1. 目標の設定

本町では、国の「基本指針」及び高知県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（令和6年度～令和8年度）における成果目標を次のとおり設定します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【目標設定】

福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、施設利用者やその家族の希望や状況等を考慮しつつ、適切な支援の提供に努めていきます。

■数値目標■

	令和4年度末時点	令和8年度末時点
施設入所者数	16人	14人
地域生活移行者数 （移行率）		1人 (5.2%)
施設入居者の削減数 （削減率）		2人 (12.5%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

【目標設定】

地域包括ケアシステム構築のために必要な保健・医療・福祉関係者による協議の場を越知町・佐川町と共同で設置し、協議の場を活用し精神障害者の地域移行が行えるよう、必要なサービス見込量を定めます。

■数値目標（協議の場の活用）■

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各年度における協議会数	2回	2回	2回
各年度における協議の場への関係者の参加者数	6人	6人	6人
各年度における協議の場の目標設定	精神科病床への入院者数の現状把握	入院者を地域で受入れるための具体的な施策の検討	令和6年度に考えた検討策を実行する
各年度における協議の場の評価の実施回数	1回	1回	1回

■数値目標（精神障害者の地域移行に係るサービス見込量）■

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援（人／月）	0	0	0
地域定着支援（人／月）	0	0	0
共同生活援助（人／月）	0	0	0
自立生活援助（人／月）	0	0	0

(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標設定】

地域生活拠点の整備の目的とされる、障害のある人の高齢化や重度化および「親亡き後」を見据えた地域移行を進めるため、相談や体験の機会・場など、地域生活拠点等に求められる機能の整備・拡充を図り、整備に向けて検討を進めていきます。

また、強度高度障害のある方については随時本人・家族や施設等と連絡を取り状況や支援ニーズ等の把握を進めていきます。

■数値目標■

項目	令和8年度末時点	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	仁淀川町自立支援協議会において検証・検討の機会を持つ。 近隣市町村、中央西福祉保健所等と設置に向けた検証・検討の機会を持つ。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を入れて取組を進めることを基本とする。

【目標設定】

町内外の就労継続支援事業所の利用案内・連携を行います。今後も希望される方が一般就労へ移行できるよう関係機関と連携を図り、令和8年度末までの移行者数として1名を見込みます。

■数値目標■

項目	令和8年度末時点
一般就労移行者数 (全体数)	1人
一般就労移行者数 (就労移行支援事業を利用)	0人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型事業を利用)	1人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型事業を利用)	0人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
 - ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
 - ・障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【目標設定】

本町には障害児支援の資源が乏しく、他市町村の事業所においてサービスを利用している状況となっています。令和6年度以降も、県内全域を視野に入れた広域的なサービス確保を下記のとおり努めていきます。

■数値目標■

項番	項目	令和8年度末時点	備考
①	児童発達支援センターの設置数	2箇所 (現状維持)	中央西圏域内の土佐市・日高村に設置されている。
②	保育所等訪問支援事業の利用体制の構築	2箇所 (現状維持)	中央西圏域内の土佐市・日高村に保育所等訪問支援事業所が整備されている。
③	難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	1箇所	仁淀川町・越知町・佐川町で体制について協議の場を持つ。
④	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	中央西圏域において1箇所以上確保する。
⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	3回／年	中央西福祉保健所管内、仁淀川町・越知町・佐川町の近隣3町村で協議の場を設ける。
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	協議の場を通じて、コーディネーター配置の必要性について検討する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標設定】

令和8年度までに町単独で基幹相談支援センターを設置し、障害福祉に関する総合的な相談支援の強化を図ります。

■数値目標■

項目	令和8年度末時点	備考
基幹相談支援センター 相談支援受け付け数	200件/年	仁淀川町単独での設置

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
主任相談支援専門員の養成	0人	0人	1人	近隣町村で勉強会を開催
相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	近隣町村で勉強会を開催
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回	近隣町村で勉強会を開催

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標設定】

国の基本指針に基づき、令和8年度末までに障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援台帳システム等を活用し、サービスの質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

■数値目標■

項目	令和8年度末時点	備考
町内の障害福祉サービス事業所、町職員等が研修に参加する人数	1人／年	
障害福祉管理システム等を活用した情報共有の場	1回／年	

第6章 障害福祉サービスの見込量とその確保方策

1. 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び方策

本町においては、国が定めた障害福祉サービスについて、第7期計画期間内における見込量を推計し、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、努めていきます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援します。
行動援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

①サービスの現状・課題

第6期計画期間では、訪問系サービスの利用は増加傾向にあります。

■訪問系サービスの利用実績■

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用時間数 (時間/月)	23	63	23	71	23	90
	利用者数 (人/月)	4	5	4	6	4	7

②サービス見込量とその確保のための方策

各サービスの利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みます。県やサービス提供事業者と連携しながら障害の特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量■

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用時間数 (時間/月)	90	90	90
	利用者数 (人/月)	7	7	7

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

①サービスの現状・課題

就労継続支援 B 型は見込量以上の利用がありますが、生活介護は減少傾向にあります。その他のサービスについては一定の利用があります。

■ 日中活動系サービスの利用実績 ■

区分	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	利用量 (人日/月)	456	425	502	411	456	364
	利用者数 (人/月)	20	19	22	19	20	18
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	21	0	21	0	21	0
	利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	21	23	21	23	21	20
	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	利用量 (人日/月)	16	22	16	23	16	0
	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	0
就労継続支援 (A 型)	利用量 (人日/月)	16	0	16	0	16	0
	利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
就労継続支援 (B 型)	利用量 (人日/月)	210	248	210	220	210	294
	利用者数 (人/月)	12	12	12	12	12	18
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数 (人/月)	3	2	4	2	4	2
短期入所 (福祉型・ 医療型)	利用量 (人日/月)	16	10	22	7	22	20
	利用者数 (人/月)	4	2	4	1	4	3

②サービス見込量とその確保のための方策

各サービスの利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みますが、一部のサービスにおいては、今後利用が見込まれる量や人数を含みます。今後も障害者の利用状況に応じたきめ細かな支援を行い、共生型サービスなども含めた円滑なサービス提供体制整備に努めます。

■日中活動系サービスの見込量■

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量 (人日/月)	355	355	355
	利用者数 (人/月)	17	17	17
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	21	21	0
	利用者数 (人/月)	1	1	0
就労移行支援	利用量 (人日/月)	16	16	16
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日/月)	16	16	16
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日/月)	310	318	324
	利用者数 (人/月)	19	20	21
就労定着支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
療養介護	利用者数 (人/月)	2	2	2
短期入所 (福祉型・医療型)	利用量 (人日/月)	20	20	20
	利用者数 (人/月)	3	3	3

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
自立生活援助	集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。

①サービスの現状・課題

居住系サービスの利用状況について、1月当たりの利用者数は以下のとおりです。共同生活援助の利用が伸びていますが、施設入所支援は減少傾向で推移しています。

■居住系サービスの利用実績■

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	15	13	15	16	15	16
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	17	17	18	16	16	14

②サービス見込量とその確保のための方策

各サービスの利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みます。地域生活への移行を進めていくため、各サービスの提供を継続的に行っていきます。引き続き専門的な技術を有する事業者等への委託により、サービスの提供を図ります。

■居住系サービスの見込量■

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	16	16	16
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	14	14	14

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

① サービスの現状・課題

本町においては、計画相談支援の利用が多くなっています。

■ 施設系サービスの利用実績 ■

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	利用者数 (人/月)	11	14	11	13	11	13
地域移行支援	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

② サービス見込量とその確保のための方策

月単位の見込み量として、計画相談支援は各月で13人の利用を見込みます。サービスの提供にあたっては、引き続き専門的な技術を有する事業者に委託していきます。

■ 訪問系サービスの見込量 ■

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	13	13	13
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0

2. 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

（1）理解促進研修・啓発事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	必要に応じて実施		

（2）自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供や、障害福祉サービス等の利用支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

④住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

第6期における実績と第7期における見込みは次のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施の有無	—	—	—
基幹相談支援センター		—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業		—	—	—
住宅入居等支援事業		—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		
基幹相談支援センター		必要に応じて実施		有
基幹相談支援センター等機能強化事業		必要に応じて実施		
住宅入居等支援事業				

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

第6期における実績と第7期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

第6期における実績と第7期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障害や失語症などのために意思疎通に支援が必要な人に、手話通訳者や意思疎通支援者などを派遣し、障害者の情報の取得利用・意思疎通の推進を図ります。

第6期における実績と第7期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)
手話通訳者派遣	利用件数 (件／年)	30	22	20
要約筆記者派遣	利用件数 (件／年)	0	0	0(2)
手話通訳者設置	実施の有無	—	—	—
失語症者向け意思疎通 支援者派遣事業	利用件数 (件／年)	(R4より実施)	0	0

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	利用件数 (件／年)	20	20	20
要約筆記者派遣	利用件数 (件／年)	1	1	1
手話通訳者設置	実施の有無	必要に応じて実施		
失語症者向け意思疎通 支援者派遣事業	実施の有無	必要に応じて実施		

要約筆記者派遣については、令和5年度の意思疎通支援事業での実績は0件ですが、健康福祉大会・障害者連合会研修の2件に別事業で派遣実績があります。

(7) 日常生活用具給付事業

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人口咽頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第6期における実績と第7期における見込みは次のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件／年)	0	1	2
自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	4	5	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件／年)	4	6	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	1	2	1
排泄管理支援用具(※)	利用件数 (件／年)	136	34	32
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件／年)	1	0	0

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件／年)	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	4	4	4
在宅療養等支援用具	利用件数 (件／年)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件／年)	32	32	32
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件／年)	1	1	1

※排泄管理支援用具については、令和4年度より支給券の管理方法が変更になったため、令和3年度と集計数が異なります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

第5期における実績と第6期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実施の有無	必要に応じて実施		

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施の有無	—	—	有

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用件数 (件/年)	12	12	12

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の支援を行います。

第6期における実績と第7期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施の有無	—	—	—

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施の有無	必要に応じて実施		

(11) 日常生活支援事業

本町では、日常生活支援事業として、障害のある人（子ども）に、日中における一時的な活動の場を提供し、見守りや日常生活訓練等を行うとともに、家族や介護者の休息や就労を支援する事業（日中一時支援事業）を行っています。

第6期における実績と第7期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)
日中一時支援事業	利用件数 (件/年)	371	183	110

■事業の見込み■

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用件数 (件/年)	110	110	110

3. 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策

(1) 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
児童発達支援	未就学児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から開始されるサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

①サービスの現状・課題

放課後等デイサービスの利用が伸びていますが、その他のサービスの利用は横ばいもしくは減少傾向となっています。

■ 障害児通所支援サービスの利用実績 ■

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	利用量 (人日/月)	18	11	18	14	18	8
	利用者数 (人/月)	6	6	6	5	6	3
医療型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用量 (人日/月)	39	10	47	21	55	26
	利用者数 (人/月)	10	4	12	6	14	9
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	4	2	4	2	4	2
	利用者数 (人/月)	2	1	2	1	2	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)						
	利用者数 (人/月)						
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	9	4	9	3	9	4

②サービス見込量とその確保のための方策

児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、今後も現在と同程度で推移するものと見込まれますが、放課後等デイサービスについては、今後も増加傾向と見込みます。専門的な技術を有する事業者へ委託し、引き続きサービスの提供を行っていきます。

また、サービス提供体制については県や近隣市町村、関係機関、事業所等と連携しながら整備に努めます。

■障害児通所支援サービスの見込量■

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用量 (人日/月)	10	10	10
	利用者数 (人/月)	3	3	3
医療型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用量 (人日/月)	28	30	32
	利用者数 (人/月)	9	9	10
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	2	2	2
	利用者数 (人/月)	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	4	4	4

Ⅳ 仁淀川町自殺対策計画

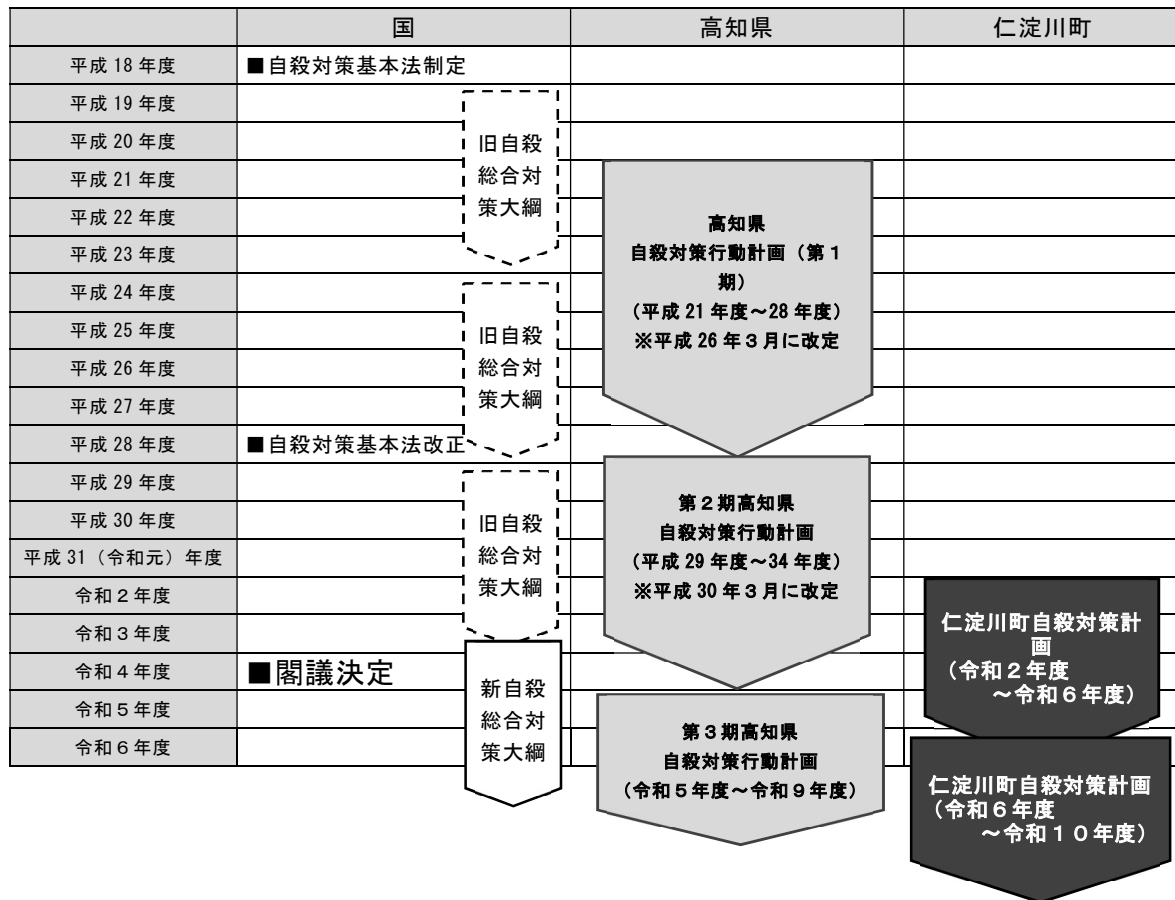
第1章 自殺対策をめぐる国・県の動向

1. 自殺対策計画をめぐる新しい動向

全国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超える状態が続いていました。国は、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年には自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を閣議決定され、「それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。自殺者数も減少傾向が続き、平成31（令和元）年は19,959人と2万人を下回る等、着実に成果を上げてきました。

しかし、令和2年から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は前年度を上回り、増加傾向にあります。女性と小中高生の自殺者は増加し、特に小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となっています。そこで、国は、自殺総合対策大綱を見直し、令和4年10月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取り組み強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加されました。高知県では、令和5年4月「第3期自殺対策行動計画」が策定されました。

2. 自殺対策に係る国・高知県・町の経緯



3. 自殺総合対策大綱の概要



「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事業について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバートロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 置かれた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やフラッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者の支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を 更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

第2章 仁淀川町における自殺の現状と重要課題

1. 統計データでみる仁淀川町の自殺の現状

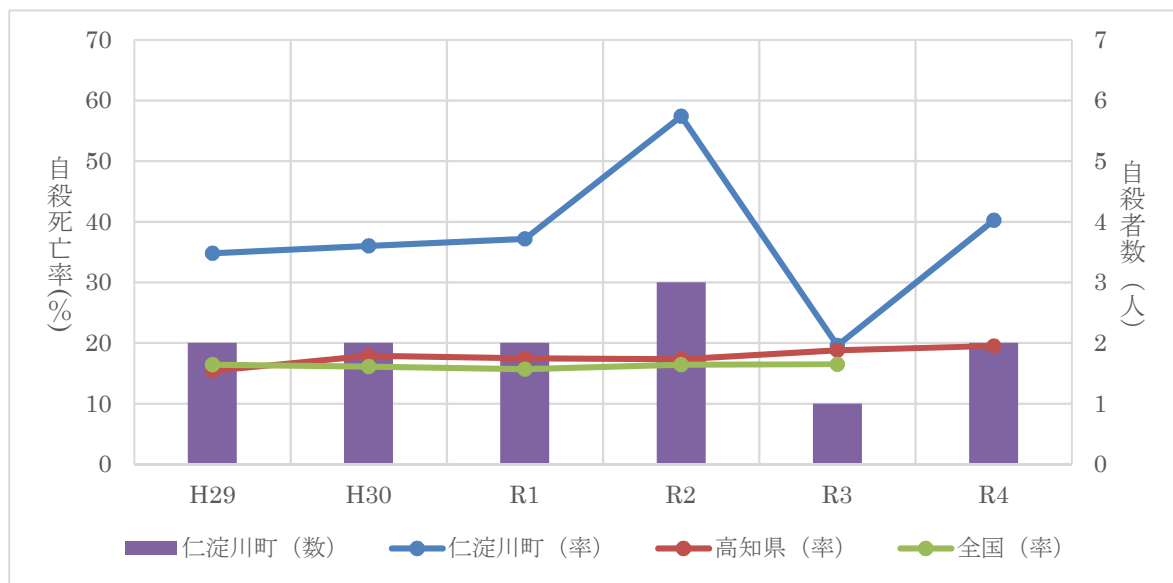
(1) 自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡者数（率）の推移

平成29～令和4年の間に自殺で亡くなった人の数は12人です。最も多かったのは、令和2年の3人となっています。

人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国では15%から16%となっており、高知県では増加傾向にあり、令和4年では19.51%となっています。

本町の自殺死亡率は、全国、高知県の自殺死亡率を大きく上回っています。また、最も低いのは令和3年の19.6%、最も高いのは令和2年の57.4%となっています。

自殺者数及び自殺死亡率（人口10万人当たり）の推移



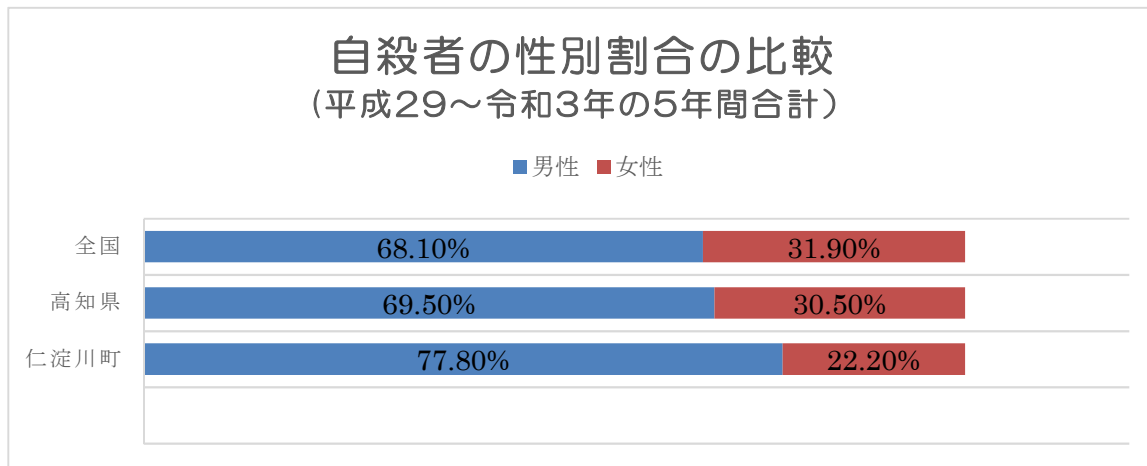
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
仁淀川町（率）	34.8	36	37.2	57.4	19.6	40.24
高知県（率）	15.4	17.9	17.5	17.3	18.8	19.51
全国（率）	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	
仁淀川町（数）	2	2	2	3	1	2

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

※人口10万対自殺死亡率算出方法＝自殺者数÷人口×100,000

（２）性別割合の比較（全国・高知県・町）

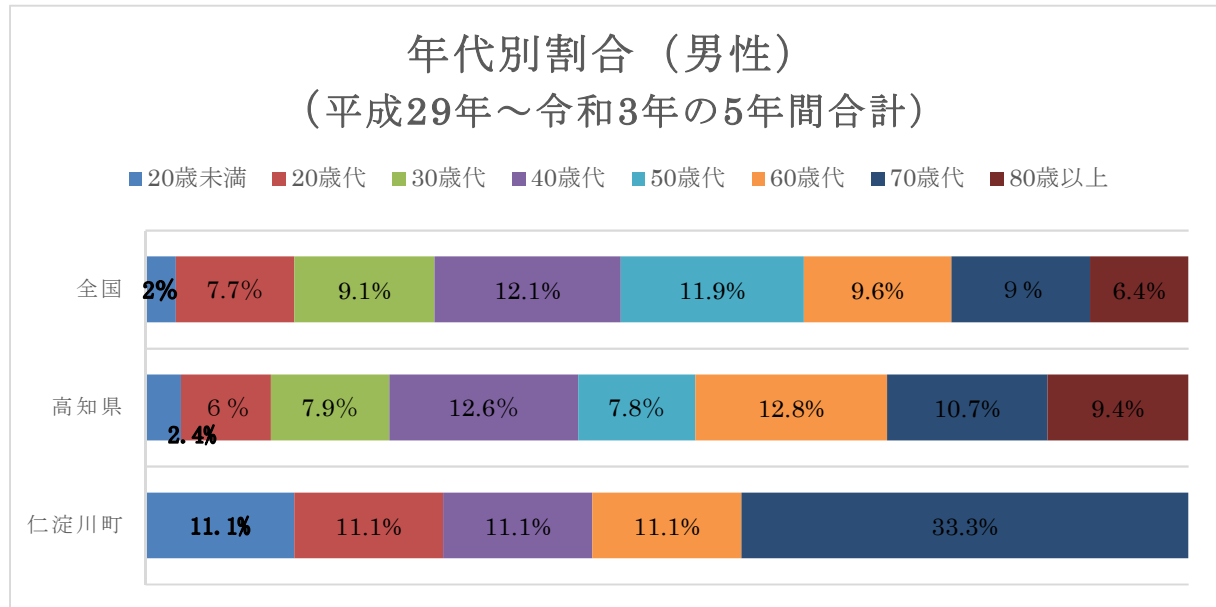
自殺者の性別割合を全国、高知県と比較すると、本町では男性が高く、全国、高知県を上回っています。



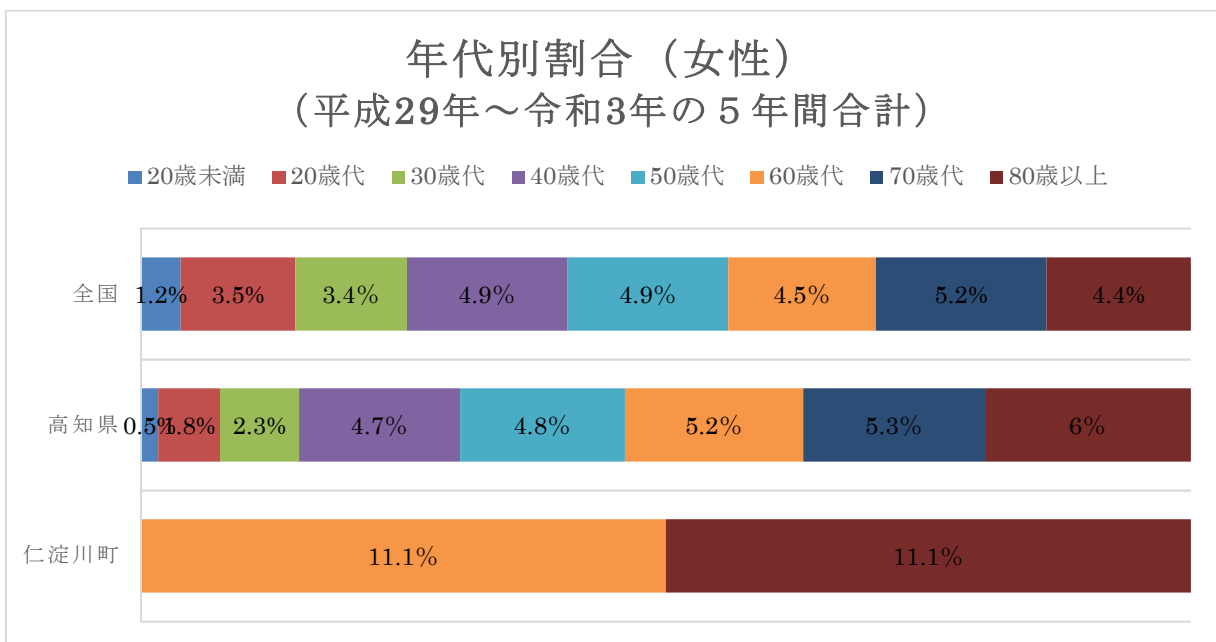
図表 地域における自殺の基礎資料

（３）年代別割合（全国・高知県・町）

自殺者の年代別割合を全国、高知県と比較すると、本町では 70 歳代男性が高く、全国、高知県を大きく上回っています。女性は 60 歳代、80 歳代が高く、全国、高知県を大きく上回っています。



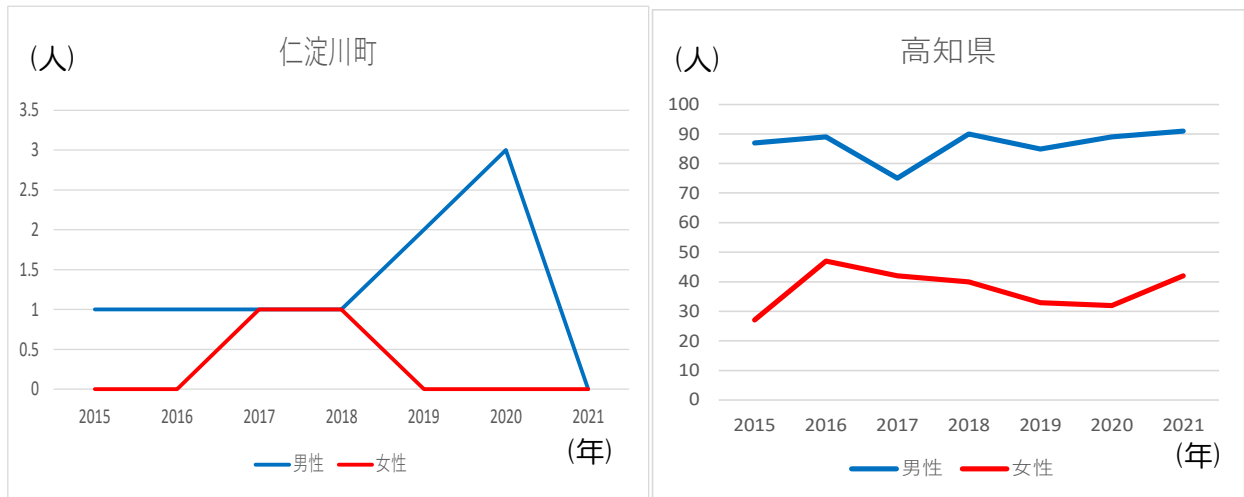
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（４） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

新型コロナウイルス流行が始まった令和２年に男性の自殺者数が増加しました。令和３年には減少しています。高知県全体で見ると、令和２年から令和３年にかけて、男女共に増加しています。



資料：地域自殺プロフィール(2022)

（５） 仁淀川町における自殺者の傾向

自殺を考える人は、様々な問題を抱えていたり、日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」と「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」を抱えている人が多いといわれています。

また、自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発しています

- ①平成 29 年以降全国の自殺死亡率は増加と減少があり、高知県では増加傾向にあります。本町では令和 2 年に増加していましたが、令和 3 年は減少しています。令和 3 年を除いて、全国、高知県の自殺死亡率を上回っています。
- ②性別でみると、全国及び高知県では男性が 7 割近くになっており、本町の男性も同様に 7 割を占めています。女性は全国及び高知県の死亡率を下回っています。
- ③ 年代別でみると、男性は 70 歳代が多く、女性は 60 歳代、80 歳代が多く、全国、高知県の死亡率を大きく上回っています。
- ④同居人の有無別でみると、男女ともに「有」が「無」を大きく上回っています。
- ⑤新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、全国的に女性、小中高生の自殺者数が増加していますが、本町では女性、若者自殺者数は少ない傾向にあります。

（６）仁淀川町における自殺のリスクが高い集団

平成29年から令和3年の5年間ににおける自殺の実態として、いのちを支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本町で自殺で亡くなる割合が多い上位5区分が示されました。その中から本町において推奨される重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」と示されています。

①自殺者数が最も多いのは、60歳以上の男性の無職者で、同居人のいない人です。

平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は2人（自殺死亡率は156.5）で、全体の22.2%を占めています。

②次に自殺者数が多いのは、60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は2人（自殺死亡率は47.5）で、全体の22.2%を占めています。

③次いで多いのは、20～39歳の男性の無職者で、同居人のいる人です。

平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は1人（自殺死亡率は1129.9）で、全体の11.1%を占めています。

④同じく、60歳以上の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は1人（自殺死亡率は63.5）で、全体の11.1%を占めています。

⑤同じく、40～59歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は1人（自殺死亡率は60.1）で、全体の11.1%を占めています。

2. 現状からみえる重点課題

統計データでみる自殺の現状や本町の自殺者の傾向から、本町の自殺対策の課題について整理すると、以下のとおりです。

（１）啓発について

1期計画期間中は大部分がコロナ禍にありました。また、町民意識調査の結果から、仁淀川町の自殺予防対策として特に大切なものについて、「うつ病や自殺予防に関する啓発活動」が33.1%となっており、今後も普及・啓発活動を進め、方法についても改めて検討し、効果的に行うことが求められます。

（２）生きるための支援体制について

本町の自殺の特徴から、自殺者には心や身体の問題や経済的な問題等があることがうかがえます。また、日々の活動状況から家庭の問題や、病気等の健康の問題など、複数の悩みや苦勞、ストレス、不満を抱えている人がいることが分かります。「生

きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったとき、自殺に追い込まれる危険性が高まります。「生きることの促進要因」を増やすため、児童・生徒、子育て中の保護者、高齢者など、様々な人の居場所づくりや健康づくり、生きがいづくり等の取組を強化し、生きるための包括的な支援を行っていく必要があります。

（３）人材育成について

自殺は防ぐことのできるものであり、自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発しているといわれています。一方で、統計データでは、男女ともに同居人がいる人の自殺者数が圧倒的に多くなっています。このため、同居家族をはじめとした身近にいる人が早期に自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門機関へつなげられるよう、一人でも多くの町民にいのちの門番ともいえるゲートキーパーとなってもらうために、幅広く養成を行っていく必要があります。

（４）地域のネットワーク強化について

自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多いと認識されており、自分自身が抱える悩み等も様々なものが挙げられています。また、本町の自殺の特徴から、健康問題を抱えている人が多いものの、そこに至る様々な要因があることも考えられます。こうした自殺につながりかねない様々な要因に対応していくためには、様々な分野のゲートキーパーや相談支援を充実させるとともに、地域ぐるみで人々や組織が密接に連携することで自殺のサインに気づき、声をかけ、必要に応じて専門機関につなぎ、見守ることが重要となります。

（５）自殺対策の教育について

コロナ禍において、全国的に小中高生の自殺者数が増加しており、若年層の自殺対策が課題となっています。町の自殺予防対策として、各学校では助産師等による「いのちの教室」を実施しています。また、自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発していることが認識されています。このため、悩みを一人で抱え込んでしまうことのないよう、学校教育において、ＳＯＳの出し方や相談を受けたときの適切な対応などについて身に付けるとともに、一人ひとりの存在が大切にされる「いのちの教育」の充実に取り組む必要があります。

第3章 仁淀川町第1期自殺対策計画の目標の評価

1. 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域内ネットワークの強化

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
地域づくりの推進	コミュニティ組織だけでなく、多様な各種団体の活動と連携したまちづくりを進めていく中で、自殺対策についての理解と事業の周知につなげます。	企画振興課	事業を通して、各団体との連携・コミュニティづくりに努めている。	- 新しい生活様式におけるコミュニティづくり - 日頃からのコミュニティづくり
地域福祉活動拠点の整備	地域福祉活動拠点の整備により、地域の見守りネットワークを充実させることで、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成を図り、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備します。	健康福祉課	- 社協、あったかふれあいセンターと、定期的に連絡会を実施。 - 健康相談は参加者は固定化しているため、来ていない人には個別で声がけを実施。	あったかふれあいセンター、健康相談の周知と参加者拡充
地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実	住民や地域等からの自殺リスクが高い人や見守りが必要な人の情報を、関係機関等と連携して共有を図るとともに、相談窓口の周知などに努めます。	健康福祉課	- 町内医療機関との定期的な連絡会、ケアマネジャー連絡会や民生委員総会や支部会に参加し、顔の見える関係づくりに努めている。 - ケアマネジャーや民生委員とは日常的に相談や情報共有ができる関係があり、気になる住民の情報共有を行っている。	- 相談窓口周知 - 関係機関との連携強化

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
虐待防止ネットワークの推進	関係機関と連携し、児童・障害者・高齢者虐待の早期発見・支援体制、情報の共有に努めます。	健康福祉課	・児童については、要保護児童対策推進協議会や、個別ケース検討会等の実施、保育所、子ども園、小中学校、教育委員会等と定期的な情報共有を行っている。 ・障害者・高齢者虐待についても、介護事業所等との定期的な会や日頃の顔の見える関係づくりができており早期発見、支援体制の充実に努めている。	・顔の見える関係づくり
ひきこもり者や生活困窮者への包括的支援	地域で様々な問題を抱える人やその家庭の情報等を把握し、関係機関で共有するとともに、適切な支援へつなげます。	健康福祉課	・引きこもりにある方に就労支援を行い、1名就労につながった。 ・関係機関とは顔の見える関係ができており、連携は強化できている。 ・関わることできていない方への対応や支援が長期化している方への対応は模索している。	・個別ケースにそった支援の具体化 ・関係機関との連携強化
学校・家庭・地域の連携強化	地域教育推進協議会（3回／年）や開かれた学校づくり運営協議会（町内各学校、3回／年）において、保護者間や地域内で子どもの自殺の危機に対する意識を高め、地域における気づきの力の向上を図ります。	教育委員会	・事業は未実施だが、協議会等を開催し、学校、地域との関係づくりの充実が図れている。また関係機関と情報共有をし、支援に努めている。	・地域・学校との連携強化

(2) 相談支援体制の充実

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
庁内及び関係機関との連携	子どもから高齢者、障害、生活困窮などの担当部署が情報共有を行い、住民の多様な相談に対応するとともに、庁内や関係機関と連携し、情報共有と適切な支援につなげます。	全庁 社会福祉協議会 事業所等	・社協（生活困窮、貸付制度）や関係課（福祉、医療費、転入、住宅、就労等）からの相談対応を行っている。	・個別支援を通じた関係課、関係機関との連携強化
			・庁内及び関係機関と顔の見える関係はできており、早期に対応し、適切な支援につなげている。	・福祉、保健師、地域包括支援センターの役割の理解促進
庁外関係機関との連携	高齢者や障害、子育て支援などの関係機関において、自殺やこころの健康リスクをとらえた窓口業務や相談支援を行うとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげます。	全庁 社会福祉協議会 事業所等	同上	同上

2. 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種を対象とする研修の実施

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
町職員の理解の促進	町職員が、担当業務や面談等で住民の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげられるようにします。	健康福祉課	・当課の業務の理解が浸透し他課からの相談を受け支援につながるケースも増えた。	・健康福祉担当課の役割の理解促進 ・気づき、つなぎについての各課への普及啓発
子育て支援、学校関係者の理解の促進	妊産婦や保護者の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなげられるようにします。	教育委員会 健康福祉課	・妊産婦や、保護者の方が抱えがちな悩み等を早期に発見し関係機関に繋げるように努めている。	・子育て、教育分野との情報共有
福祉・障害・介護職員等の理解の促進	相談支援やサービス提供者として、日頃から住民と接する中で、自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなげられるようにします。	健康福祉課	・関係機関との情報共有を支援体制の充実に努める。	・他職種、他機関との情報共有

(2) 一般町民を対象とする講習と支援事業の実施

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
こころの健康づくりの理解	住民向けに「こころの健康」やうつ病の理解、普及研修の機会を確保し、地域全体で気づきの力を高めていきます。	健康福祉課	・令和4年3月28日「自分を生きるためにできること」実施10名参加 ・こころの健康、相談窓口の普及啓発について広報に掲載	・普及啓発機会の確保
地域ぐるみの気付く体制づくり	民生委員をはじめ、児童・障害・高齢者福祉等住民の身近な支援者が、日頃から見守り、行政と連絡を取り、適切な対応を図ることができるようになります。	健康福祉課	・町内医療機関との定期的な連絡会、ケアマネジャー連絡会や民生委員総会や支部会に参加し、顔の見える関係づくりに努めている。 ・ケアマネジャーや民生委員とは日常的に相談や情報共有ができる関係があり、気になる住民の情報共有を行っている。	・身近な支援者への普及啓発 ・窓口の周知

3. 基本施策3 町民への啓発と周知

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成・配布による周知拡大

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
情報提供の充実と共有化	町の広報誌やホームページ等を活用して、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせた啓発やこころの健康の普及・啓発を行うとともに、相談窓口などの周知を行います。	健康福祉課	・広報へ記事掲載し、普及啓発 ・各地区での健康教育	・普及啓発機会の確保
事業イベント等での情報発信	自殺対策に関する情報や相談先の情報を掲載したリーフレット等を配布することで、住民に対する啓発の機会としていきます。	健康福祉課	・令和3年身近な相談窓口を記載したグッズを作成し、令和4、5年にかけてイベント時や窓口において住民へ配布	同上
地域行事を通じた住民への啓発	地域での行事や地域イベントの際に、こころの健康に関する周知・啓発を行うとともに、相談窓口等の周知を行います。	健康福祉課	同上	同上

(2) 町民向け講演会等の開催

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
自殺対策に関する講演会等の充実	自殺対策について正しい理解を得られるような講演会の実施や現在行っている講演会や講座等で自殺対策について学べる機会を設けるなど、これまでのあらゆる事業に自殺対策の視点を取り入れます。	健康福祉課	・令和3年講演会実施。 (基本施策2の(2)に記載)	・普及啓発機会の確保 ・他事業と連携した講演会等の実施

4. 基本施策4 生きることの促進要因への支援

(1) 支援を必要とする方の早期発見とハイリスク者支援

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
産前産後をはじめとする子育て世帯への支援	母子手帳交付や新生児訪問、健康診査等を通じて、妊産婦や保護者の相談に応じ、問題の解消や不安の軽減を図ります。また、助産師、保健師、保育士、子育て支援センター等との連携を強化し、問題の早期発見と状況に応じた支援を行います。	健康福祉課	- 母子健康手帳交付（保健師） - 産前訪問（助産師・保健師） - 産後ケア（宿泊型・通所型・訪問型） - 母子定例会 - 保育所、子ども園学校等への定期訪問	- 事業の継続 - 専門職の質の向上
健康づくりを通じた支援	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、健診や健康相談等の保健事業を通じて、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防に努めます。また、精神疾患やアルコール依存症等の方への継続的な治療や必要な支援を行います。	健康福祉課	- 総合健診 - 健康相談、健康教育 - 訪問指導	- 受診者、参加者の拡充 - 継続的なフォロー徹底
障害者福祉の充実	障害を抱えた人が地域で安心して生活ができるよう、関係機関等と連携し、情報提供や相談窓口の周知、障害に対する正しい理解の普及に努めます。	健康福祉課	- 相談時対応 - 個別ケース検討会 - 仁淀川町版のパンフレット作製（令和5年全戸配布）	情報提供や相談
生活困窮者対策の支援	経済的に困窮し、将来的に最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人、生活上の困りごとを抱える人などを対象に、自立を目指した自立相談支援や就労支援を行います。また、関係機関等による会議において、自殺対策についての理解を深め、連携を強化します。	健康福祉課	- 社協（生活困窮、貸付）からの相談対応 - 関係機関等による会議未実施・関係機関と連携して、個別に相談対応している。	個別ケースを通じた相談支援
高齢者支援	高齢者への相談支援や訪問、関係機関からの情報提供を通じて、支援の必要な方を早期に発見し個別の支援につなげます。	健康福祉課	- あったかふれあいセンターとの定期的な連絡会で家庭訪問の報告や情報共有を行っている。 - 地域包括支援センターの巡回訪問員が、65歳以上の全世帯に訪問し、体調や困りごとの聞き取りを行っており、気になる方については、地域包括支援センターや地区担当保健師に引継ぎ、フォローを行っている。	同上

(2) 児童・生徒や家族に対する支援の充実

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
いのちの教室	中学校において、生徒が赤ちゃんとのふれあい体験や子育てについての話を聞く中で、いのちの大切さを感じてもらうとともに、こころの健康や相談窓口の周知を行います。	健康福祉課	・町内2中学校で実施（R3年度のみ感染予防のため赤ちゃん参加はなし）	・学校、教育分野での取り組みの把握 ・窓口周知方法の検討
児童虐待の防止と早期発見・対応	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、早期の発見・対応に努め、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。	教育委員会 健康福祉課	・要保護児童対策推進会議事務局の関係機関へ周知をし、代表者会、実務者会等で情報共有と支援体制の確認に努める。	・関係機関との連携強化
いじめ・不登校・非行などの課題への対応	身近に相談できる体制づくりや学校におけるチーム支援体制の充実に努め、教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。	教育委員会	・小中学校定期訪問等で情報共有に努めている	・学校、教育分野での取り組みの把握
医療・教育に関わる経済的負担の軽減	経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対して、必要な援助を行います。また、18歳未満の児童・生徒の医療費の無料化を継続します。	健康福祉課	・事業継続	・事業継続

(3) 居場所づくりの推進

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
気軽に交流できる機会の充実	子育て世代や高齢者等の様々な世代が交流し、日頃の悩みを相談できる、子育て支援センターやあったかふれあいセンター、地域デイサービス等の地域の居場所を充実させます。	教育委員会 健康福祉課	・地域子育て支援センター広報・お便り等で周知 ・あったかふれあいセンター、ミニデイサービス（月1回広報・チラシ等で周知	・サービスの周知と参加者の拡充 課題：参加者が少なく、固定化している。
高齢者生きがい活動の支援	高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に、シルバー人材センターや老人クラブ活動に助成・支援を行います。	健康福祉課	・町内12団体の老人クラブに助成を継続	・助成の継続
高齢者・障害者の社会参加の促進	高齢者や障害者の孤立防止や外出機会の確保のため、全ての人の社会参加が可能となる環境づくりを進めます。	健康福祉課	・あったかふれあいセンター、ミニデイサービスの予定を回覧配布し、周知に努めた。 ・あったかふれあいセンターの送迎機能がないため参加が困難な人がいたり、参加者の固定化がみられる。	・サービスの周知と参加者の拡充
文化・スポーツ・芸術活動の充実	文化・スポーツ・芸術活動の振興を通して、様々な世代の集える場や機会の創設・運営を支援します。	教育委員会	・令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大により、行事が中止になっていた。 ・令和5年5月に感染症の区分が5類に移行されたことにより、制限が緩和され、地域での行事が再開されている。	・教育分野での取り組みの把握

(4) 遺された人への支援

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
遺された人への支援	自殺により遺された家族に、県の自死遺族自助グループ等を紹介するとともに、必要に応じ個別支援を行います。	健康福祉課	未実施（次期計画へ反映）	・対象への配慮と適切な支援の実施

5. 基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業・施策	主な取組	担当課等	令和2～4年度 事業評価	課題
学校教育の内容充実	学校における道徳教育・人権教育等を充実させ、SOSの出し方教育などを行うことで、悩みや困難に直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることができる、相談を受けたときに適切な対応ができる方法を身に付けさせます。	教育委員会	・チラシの配布	・学校、教育分野での取り組みの把握
学校への専門家の派遣	各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、いじめや不登校といった子どもを取り巻く環境の整備や相談できる体制をつくります。	教育委員会	・SCによる児童の個別相談体制の継続	同上

第4章 基本認識と施策の体系

1. 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

本町における自殺対策については、本町の自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取組により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会全体のつながりが希薄化していました。行動制限の緩和により、社会はつながりを取り戻しつつありますが、影響は続いています。希薄化したつながりを取り戻すことも自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

2. 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺リスクを低下させるには、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やすため、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を行い、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連分野の有機的な連携の強化

自殺は、健康問題や職場環境の問題、経済・生活問題、人間関係などだけでなく、性格や家族の状況など、様々な要因が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるように、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。

自殺の要因となり得る関連の分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させることで、社会全体の自殺リスクを低下させます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

（４）実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行います。

町民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、啓発活動等の取組を推進します。

（５）関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町をはじめ、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

3. 数値目標

本町では、本計画の計画期間内に達成すべき目標として、計画最終年である令和 11 年度までに年間自殺死亡者数をゼロ（０）にすることを目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない、一人ひとりが「命」を大切にし、共に支え合う「生き心地の良い社会」の実現を目指します。

4. 施策体系

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている、5つの「基本施策」と、本町における自殺の現状を踏まえてまとめた、3つの「重点施策」で構成されています。

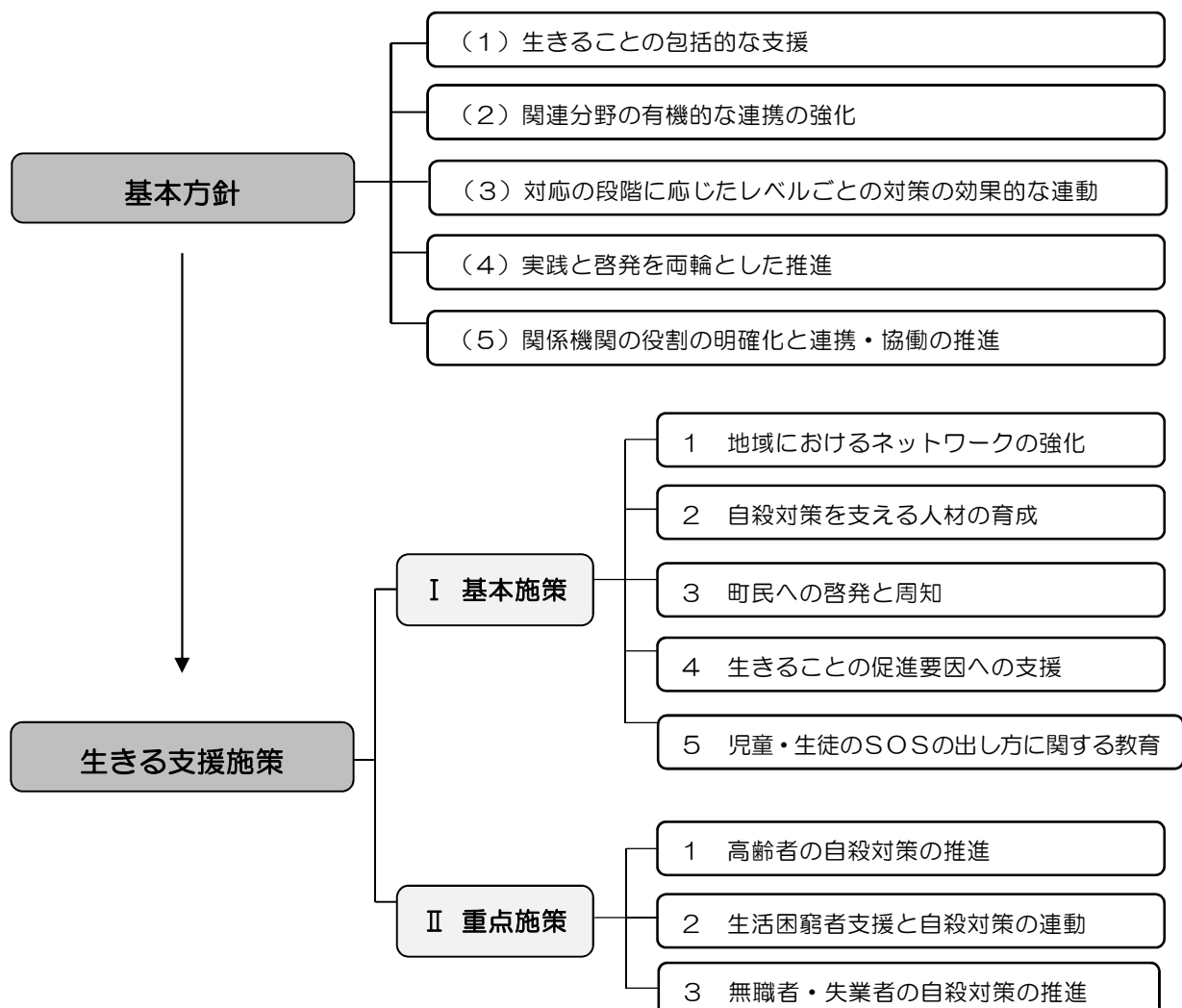
（１）基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取組として定められています。

（２）重点施策

本町における自殺のハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に焦点を絞った取組です。

■体系図



第5章 第2期自殺対策計画の目標

1. 基本施策

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

【施策の方向性】

福祉事業と自殺対策事業の連携、学校や家庭、地域の連携といった地域のネットワークの強化を図り、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に協働していきます。

【生きる支援施策】

①地域内ネットワークの強化

事業・施策	主な取組	担当課等
地域づくりの推進	コミュニティ組織だけでなく、多様な各種団体の活動と連携したまちづくりを進めていく中で、自殺対策についての理解と事業の周知につなげます。	企画振興課
地域福祉活動拠点の整備	地域福祉活動拠点の整備により、地域の見守りネットワークを充実させることで、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成を図り、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備します。	健康福祉課
地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実	住民や地域等からの自殺リスクが高い人や見守りが必要な人の情報を、関係機関等と連携して共有を図るとともに、相談窓口の周知などに努めます。	健康福祉課
虐待防止ネットワークの推進	関係機関と連携し、児童・障害者・高齢者虐待の早期発見・支援体制、情報の共有に努めます。	健康福祉課
ひきこもり者や生活困窮者への包括的支援	地域で様々な問題を抱える人やその家庭の情報等を把握し、関係機関で共有するとともに、適切な支援へつなげます。	健康福祉課
学校・家庭・地域の連携強化	地域教育推進協議会や開かれた学校づくり推進協議会等において、保護者間や地域内で子どもの自殺の危機に対する意識を高め、地域における気づきの力の向上を図ります。	教育委員会

②相談支援体制の充実

事業・施策	主な取組	担当課等
庁内及び関係機関との連携	子どもから高齢者、障害、生活困窮などの担当部署が情報共有を行い、住民の多様な相談に対応するとともに、庁内や関係機関と連携し、情報共有と適切な支援につなげます。	全庁 社会福祉協議会 事業所等
庁外関係機関との連携	高齢者や障害、子育て支援などの関係機関において、自殺やこころの健康リスクをとらえた窓口業務や相談支援を行うとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげます。	全庁 社会福祉協議会 事業所等

（２）基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

【施策の方向性】

こころの健康や自殺に対する正しい理解や適切な対応ができるつなぎ役、気づき役である「ゲートキーパー」等の人材の養成に努め、職員や関係機関、一般の町民など広く対象とし、人材の確保、養成、資質向上を図ります。

【生きる支援施策】

①様々な職種を対象とする取り組みの実施

事業・施策	主な取組	担当課等
町職員の理解の促進	町職員が、担当業務や面談等で住民の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげられるようにします。	健康福祉課
子育て支援、学校関係者の理解の促進	妊産婦や保護者の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなげられるようにします。	教育委員会 健康福祉課
福祉・障害・介護職員等の理解の促進	相談支援やサービス提供者として、日頃から住民と接する中で、自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなげられるようにします。	健康福祉課

②一般町民を対象とする講習と支援事業の実施

事業・施策	主な取組	担当課等
こころの健康づくりの理解	住民向けに「こころの健康」やうつ病の理解、普及研修の機会を確保し、地域全体で気づきの力を高めていきます。	健康福祉課
地域ぐるみの気づく体制づくり	民生委員をはじめ、児童・障害・高齢者福祉等住民の身近な支援者が、日頃から見守り、行政と連絡を取り、適切な対応を図ることができるようにします。	健康福祉課

（３）基本施策３ 町民への啓発と周知

【施策の方向性】

自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こりうることです。

こころの健康や自殺に関する正しい理解を得るためにＨＰや広報、リーフレット等による情報提供や啓発を行うとともに、イベントや各種講習・講座において啓発や相談機関等の周知を図ります。住民に正しい理解を定着させるためには、啓発は繰り返し行うことが必要と考えます。

【生きる支援施策】

①リーフレット・相談窓口案内の作成・配布による周知拡大

事業・施策	主な取組	担当課等
情報提供の充実と共有化	町の広報誌やホームページ等を活用して、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせた啓発やこころの健康の普及・啓発を行うとともに、相談窓口などの周知を行います。	健康福祉課
事業イベント等での情報発信	自殺対策に関する情報や相談先の情報を掲載したリーフレット等を配布することで、住民に対する啓発の機会としていきます。	企画振興課 健康福祉課
地域行事を通じた住民への啓発	地域での行事や地域イベントの際に、こころの健康に関する周知・啓発を行うとともに、相談窓口等の周知を行います。	健康福祉課

②町民向け講演会等の開催

事業・施策	主な取組	担当課等
自殺対策に関する講演会等の充実	自殺対策について正しい理解を得られるような講演会の実施や現在行っている講演会や講座等で自殺対策について学べる機会を設けるなど、これまでのあらゆる事業に自殺対策の視点を取り入れます。	健康福祉課

(4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

【施策の方向性】

自殺に追い込まれる方は様々な問題を抱えています「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ることで、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組と併せて、「生きることの促進要因」を増やすための取組を進め、自殺リスクを低下させる必要があります。

本町では、孤立しがちな高齢者、生活困窮者、妊産婦等の自殺リスクを抱える可能性のある方への様々な支援を進めるとともに、高齢者の生きがいづくりや子育て支援、さらに自死遺族への支援を通じて「生きることの促進要因」の増加を図る取組を推進します。

また、早期からこどもたちに、様々な困難やストレスに直面した場合に問題を一人で抱え込まず、適切に対処できる方法を身につける教育である「SOS の出し方に関する教育」を推進していきます。

【生きる支援施策】

①支援を必要とする方の早期発見とハイリスク者支援

事業・施策	主な取組	担当課等
産前産後をはじめとする子育て世帯への支援	母子手帳交付や新生児訪問、健康診査等を通じて、妊産婦や保護者の相談に応じ、問題の解消や不安の軽減を図ります。また、助産師、保健師、保育士、子育て支援センター等との連携を強化し、問題の早期発見と状況に応じた支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
健康づくりを通じた支援	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、健診や健康相談等の保健事業を通じて、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防に努めます。また、精神疾患やアルコール依存症等の方への継続的な治療や必要な支援を行います。	健康福祉課
障害者福祉の充実	障害を抱えた人が地域で安心して生活ができるよう、関係機関等と連携し、情報提供や相談窓口の周知、障害に対する正しい理解の普及に努めます。	健康福祉課

事業・施策	主な取組	担当課等
生活困窮者対策の支援	経済的に困窮し、将来的に最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人、生活上の困りごとを抱える人などを対象に、自立を目指した自立相談支援や就労支援を行います。また、関係機関等による会議において、自殺対策についての理解を深め、連携を強化します。	健康福祉課 社会福祉協議会
高齢者支援	高齢者への相談支援や訪問、関係機関からの情報提供を通じて、支援の必要な方を早期に発見し個別の支援につなげます。	健康福祉課

②児童・生徒や家族に対する支援の充実

事業・施策	主な取組	担当課
いのちの教室	中学校において、助産師によるいのちの教育及び生徒が赤ちゃんとのふれあい体験や子育てについての話を聞く中で、いのちの大切さを感じてもらうとともに、こころの健康や相談窓口の周知を行います。こどもが悩みや困難に直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることができる、相談を受けたときに適切な対応ができる方法を身につけさせます。	健康福祉課 教育委員会
児童虐待の防止と早期発見・対応	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、早期の発見・対応に努め、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。	教育委員会 健康福祉課
いじめ・不登校・非行などの課題への対応	身近に相談できる体制づくりや学校におけるチーム支援体制の充実に努め、家庭及び関係機関と連携し、早期対応・未然防止に努めます。	教育委員会
医療・教育に関わる経済的負担の軽減	経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対して、必要な援助を行います。また、18歳未満の児童・生徒の医療費の無料化を継続します。	教育委員会 健康福祉課

③居場所づくりの推進

事業・施策	主な取組	担当課
気軽に交流できる 機会の充実	子育て世代や高齢者等の様々な世代が交流し、日頃の悩みを相談できる、子育て支援センターやあったかふれあいセンター、地域デイサービス等の地域の居場所を充実させます。	教育委員会 健康福祉課 社会福祉協議会
高齢者生きがい活動の支援	高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に、シルバー人材センターや老人クラブ活動に助成・支援を行います。	健康福祉課
高齢者・障害者の社会参加の促進	高齢者や障害者の孤立防止や外出機会の確保のため、全ての人の社会参加が可能となる環境づくりを進めます。	健康福祉課
文化・スポーツ・芸術活動の充実	文化・スポーツ・芸術活動の振興を通して、様々な世代の集える場や機会の創設・運営を支援します。	教育委員会

④遺された人への支援

事業・施策	主な取組	担当課
遺された人への支援	自殺により遺された家族に、県の自死遺族自助グループ等を紹介するとともに、必要に応じ個別支援を行います。	健康福祉課

（５）基本施策５ 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

【施策の方向性】

コロナ禍において、全国的に小、中高生の自殺者数が増加しました。令和４年に閣議決定された自殺総合対策大綱でも子どもへの自殺対策が課題となっています。仁淀川町には学校での自殺予防対策として、「学校でのいのちの教育」があります。

このため、学校と家庭、地域の連携により、児童・生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感や自己有用感を持てる教育を推進するとともに、様々な困難やストレスに直面した場合に問題を一人で抱え込まず、適切に対応できる方法を身につける教育である「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進していきます。

① ＳＯＳの出し方に関する教育の実施

事業・施策	主な取組	担当課
学校教育の内容 充実	学校における道徳教育・人権教育等を充実させ、ＳＯＳの出し方教育などを行うことで、悩みや困難に直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることができる、相談を受けたときに適切な対応ができる方法を身につけさせます。	教育委員会
学校への専門家の 派遣	各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、いじめや不登校といった子どもを取り巻く環境の整備や相談できる体制を作ります。	教育委員会

2. 重点施策

本町では、統計データ及び「地域自殺実態プロファイル」の分析結果から、仁淀川町における自殺のハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」の3つを重点施策として位置づけ、それぞれに関わる自殺への対策を進めていきます。

（1）重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

本町では60歳以上の高齢者の自殺が8割以上を占めています。高齢者の自殺の要因としては、慢性疾患による将来への不安、心身機能の低下に伴う社会や家庭での役割喪失、身近な人の死などが挙げられます。そこで本町では、高齢者の孤独感や生きづらさの解消に向けた取組をより一層推進していきます。

①高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

○高齢者の居場所の提供

住み慣れた地域で孤立することなく過ごせるよう、保健・医療・福祉事業を通じて、高齢者を含む地域住民の交流や心身の機能向上を目指す機会を設け、健康に過ごせるよう支援します。

○各種講座や教室を通じた生きがいづくりへの支援

講座や教室を開催し、高齢者の学習や仲間づくりの機会を設け、高齢者の社会参加を促進します。

②高齢者向け支援に関する啓発

高齢者について理解を促すため、高齢者の心身の状況、抱えがちな問題や悩み、相談先等について、様々な機会を利用し、町民に情報提供を行います。

（２）重点施策２ 生活困窮者支援と自殺対策の連動

いのち支える自殺総合対策推進センターの分析から、本町では、平成 26 年から平成 30 年までの自殺者 11 人のうち、背景にある主な自殺の危機経路に生活苦が含まれている方が4人となっています。生活困窮の背景としては、多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮だけではなく、人とのつながりが希薄となる傾向がみられます。こうした点を認識した上で、社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々となぎ、それぞれの状況に応じた支援を推進していきます。

①関係機関と連携し地域のネットワークを構築する

生活困窮に陥る要因は様々であり、さらに複雑であるため、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、包括的に支援します。

②生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化

失業、病気、人間関係等様々な理由で困りごとを抱え経済的に困窮している生活困窮者からの相談に対応し、必要により生活保護制度に基づく支援や生活困窮者自立支援制度に基づく支援を行います。

③支援につながっていない人を早期に支援につなぐ取組の推進

生活困窮者と接する窓口業務や地区活動等を通じて、自殺リスクの高い住民を把握し、適切な支援につなげる人材の育成に努めるとともに庁内連携を図ります。

（３）重点施策３ 無職者・失業者支援の自殺対策

いのち支える自殺対策推進センターの分析から、本町では、無職者・失業者の割合が高くなっています。無職、失業状態にある方には、高齢者も含まれ、経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。そのため、関係機関等が連携し、自殺リスクの高い無職者・失業者を支えることのできる体制を整えるとともに、社会的に孤立することのないような環境づくりを進めていきます。

①無職者・失業者への対応の充実

地域の関係機関と連携し、無職者・失業者の職業的自立を図るため、それぞれの人の状況に合わせた相談対応等により支援するとともに、経済的な問題も含めて、生活困窮者自立支援制度との連動により継続的・包括的な支援を行っていきます。

②無職者・失業者の孤立防止の推進

無職者・失業者には、離職・長期間失業により生きづらさを抱えた人や、高齢により配偶者との離別・死別や社会的役割を喪失した人、就業しておらず社会との接点に乏しい人など、社会的に孤立している人が少なくありません。こうした人が地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための社会参加や生きがいつくりの支援を進めていきます。